初 任 者 研 修
ハ ン ド ブ ッ ク
（校内研修）

福井県教育委員会

目　　次

第１章　教員の実務と心構え
　　１　教員に求められる資質・能力
　　２　教員という仕事
　　３　教員の身分と服務
　　４　福井県長期ビジョン

第２章　人権教育
　　１　人権教育

第３章　生徒指導
　　１　生徒指導
　　２　いじめ防止
　　３　不登校対策
　　４　自殺予防
　　５　児童虐待防止
　　６　情報モラル教育

第４章　特別支援教育
　　１　特別支援教育

第５章　各教科等の指導
　　１　国語科
　　２　社会科
　　３　算数、数学科
　　４　理科
　　５　生活科
　　６　音楽科
　　７　図画工作科、美術科
　　８　体育科、保健体育科
　　９　家庭科、技術・家庭科
　　10　外国語活動、外国語科
　　11　特別の教科　道徳
　　12　総合的な学習の時間
　　13　特別活動

第６章 教育課程
　　１　教育課程の役割
　　２　学習指導要領（平成２９年告示）
　　３　育成をめざす資質・能力
　　４　カリキュラム・マネジメント
　　５　教科等横断的な視点に立った資質・能力
　　６　主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善①
　　７　主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善②
　　８　学習評価の充実

第７章　その他の教育活動
　　１　幼児教育から小学校教育への接続
　　２　ふるさと教育
　　３　キャリア教育・進路指導
　　４　体験活動
　　５　学校保健
　　６　学校安全
　　７　学校給食と食育
　　８　情報教育（ＩＣＴの活用）
　　９　プログラミング教育
　　10　学校図書館
　　11　へき地複式教育
　　12　持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）

第８章　学級経営
　　１　学級担任の役割

第９章　教職員のメンタルヘルス
　　１　教職員の福利厚生及びメンタルヘルス

参考資料

※各教科等の評価については、
「指導要録記入の手引　−小学校編−　−中学校編−
（令和２年２月　福井県教育庁義務教育課）」
に記載があります。

1　教員に求められる資質･能力

近年、人工知能の研究やビッグデータの活用等による様々な分野における調査研究手法の開発が進められており、将来、こうした新たな知識や技術の活用により、一層社会の進歩や変化のスピードは速まる可能性がある。

このような変化の中、様々な分野で活躍できる質の高い人材育成が不可欠である。こうした人材育成の中核を担うのが学校教育である。

1　教員に求められる資質・能力の向上

教育基本法には、教育の目的として、「人格の完成」「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を規定している。また、この教育の目的を実現するために教育基本法第９条では、「教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」と定めている。教員は、常に自らの資質能力の向上に努めていかなければならない。

2　福井県が求める教師像

県では、教員は採用時から教職生活全体を通じて「学び続ける人」であることを求めており、その具体的な姿は次の通りである。

〇校種・教科等に関する専門的知識・実践的技能を持った人
〇専門分野に偏らない幅広い教養を身につけ、自立した社会人としての良識や幅広い視野を持った人
〇子どもたちはもとより、同僚や保護者、地域社会と円滑な人間関係を築き、課題に対して臨機応変に対応できる人
〇教育に対する情熱・使命感に燃え、常に学び続ける向上心を持った人

3　福井県教員育成指標

県教育委員会では、福井県教員育成指標（以下「指標」という。）を示し、これからの教員に求められる資質・能力を具体的に例示した。この指標では、「素養」、「学習指導」、「生徒指導」、「マネジメント・人材育成」、「連携　協働」、「福井の力」の６つの観点とそれぞれの観点についての主な要素について示している。

指標で示されたステージは、採用時よりおよそ１０年ごとを目安として設定されている。それぞれのステージに応じて身に付け、発揮されるべき資質・能力が示されている。

指標を活用することによって、教員それぞれの適性や状況と、求められる資質・能力の関係を把握することができる。また、指標で示されたキャリアステージと資質・能力の関係を踏まえて、キャリアアップを図っていくことが大切である。

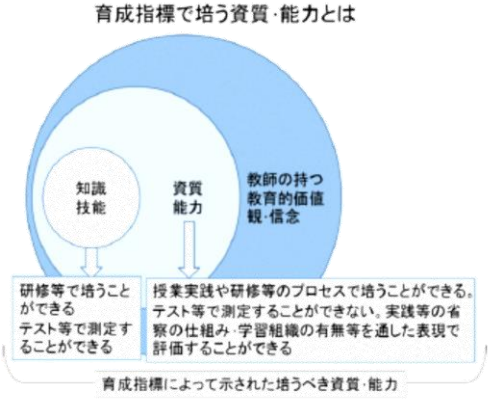

４　福井の教育が目指す育てたい人間像

県においては、教育行政の指針を定めた「教育に関する大綱」の基本理念として、「一人一人の個性が輝く、ふくいの未来を担う人づくり～子どもたちの「夢と希望」「ふくい愛」を育む教育の推進～」を掲げるとともに、子ども自身の個性に気づかせ、それを伸ばしていくような「引き出す教育」や、好奇心や探究心を持って学びを自ら進んで「楽しむ教育」を推進している。また、本県が育成することを目指す人間像として次の三つの姿を示している。

○自らの個性を発揮し、人生を切り拓く為に挑戦し続ける人
○多様な人々の存在を認め、協働して新たな価値を生み出す人
○ふるさとや自然を愛し、いつどこにいても社会や地域に貢献する人

５　基本的な施策の方向性

県の教育が目指す人間像を実現するための基本的な施策の方向性は次のとおりである。

１　自らの個性を発揮し、人生を切り拓くために挑戦し続ける人

○学校段階間の接続の推進
○確かな学力の育成
○自ら学ぶ意欲の向上
○競技スポーツの振興
○文化芸術活動の充実

２　多様な人々の存在を認め、協働して新たな価値を生み出す人

○豊かな心と健やかな体の育成
○国際感覚を持った人材の育成
○特別支援教育の推進
○いじめ・不登校対策の充実

３　ふるさとや自然を愛し、いつどこにいても社会や地域に貢献する人

○ふるさとを愛する心の育成
○地域産業を担う人材の育成
○生涯学習の振興

６　新たな時代を見据えた環境づくりに向けて

「基本的な施策の方向性」に加えて、３つの「本県が目指す人間像」すべてに関連し、新たな時代を見据えた環境づくりに向けて取り組むべき施策の方向性は次のとおりである。

○教員の資質・能力を高め、最大限に力を発揮できる環境づくり
○家庭や地域と一体となった教育力の向上
○安全で質の高い学校施設の整備

＜参考資料＞
□福井県教員育成指標
□教育に関する大綱（福井県 令和元年１０月）　□福井県教育振興基本計画（第３期）（令和２年３月）

2　教員という仕事

1　専門職としての教員

1966 年ユネスコの「教員の地位に関する勧告」では、教職に関し「教職は専門職と考えるべきである。それはきびしい不断の研究により得られ、かつ維持される専門的知識及び技能を教員に要求する公共の役務の一形態であり、また、それは、教員があずかる生徒の教育と福祉について個人および共同の責任感を要求するものである。」として教員の仕事を専門職として位置付けている。したがって、教員の専門性を考える場合、次のような観点が参考になろう。

①有効適正な教育目標や教育方針を立てることができる。

②児童生徒の人格を円満に調和的に発達させるために、児童生徒の発達段階に即応した教育計画を立て、価値ある教育活動を行うことができる。また、その結果を診断し、評価し、改善していくことができる。

③創造的能力をもち、学習する場を適切に組織立て、児童生徒に真の知識や経験・習慣、態度および技術を身に付けさせることができる。

④よりよい児童生徒として、また、有能な社会人として、道徳的にも知識的にも成長させることができるよう、その進路の指導が適切にできる。

⑤児童生徒の健康の保持増進に関する教育や管理の計画、実践が適切にできる。

2　学校の中での教師

教育は理論だけでなく、児童生徒とのかかわりの中で生み出されていく実践である。学校という組織体の中での教員はどうあるべきか。そこには児童生徒や教員間の人間関係の中で、教育観に基づいた専門性を発揮する教員像が期待される。

①学校経営への参加

学校教育目標達成のため、どの学校も毎年度スクールプランを作成している。学校全体で共通理解を図り、教職員が一丸となって目標達成に取り組むことが必要となる。仕事の分担や与えられた職務について誠実に取り組むばかりではなく、課題発見と課題解決に向けた積極的な姿勢が望まれる。それらは直ちに児童生徒の指導の面に反映されるものである。

②教員集団の中の教員

教員の個人プレイでなく、教員間の相互協力を密にすることで、よりよい教育成果を児童生徒に保障しうるような協力体制を作ることが望ましい。職場には精神的環境と物的環境とがあるが、教育という共通性をもった教員間の温かい人間関係が基盤となっていることが大切である。

③児童生徒との結び付き

児童生徒にとって学校は、生活の中心的部分となっており、学校生活は、学習のみならず、友人や教員との人間的交流の場として、その人格形成に極めて重要な意義をもっている。児童生徒同士、あるいは児童生徒と教員が気軽に心の内面を話し合い、交流を図る学級づくりに努めることや、教員が一人一人の児童生徒を深い愛情と熱意をもって見守り、指導に当たることが大切である。児童生徒は今何を求め、何を悩み苦しんでいるかを理解できるように、児童・生徒との心の触れ合いを心がける教員でありたい。

④家庭・地域との連携

児童生徒の教育は学校だけで行われているわけではない。学校・家庭・地域社会が、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携して行われることが重要である。教育活動を展開するに当たって、地域の教育力を生かしたり、家庭や地域社会と積極的に連携したりする教員でありたい。

⑤授業計画

学校で立てた教育課程をもとに児童生徒の実態、指導目標、指導計画、評価の観点、教材、学習内容を明確にし、教育効果の向上を図れるような授業計画を立てる必要がある。教員は新たな知識を伝達するだけでなく、児童生徒のもっている曖昧な知識を明確にしたり、能力の開発に心がけたりするなど、創造性豊かな人間の育成に努力したい。

⑥研修

児童生徒が学習に喜びを感じ、充実した学校生活を送れるように、教員は常に研修に努め、教育への見識を高めるとともに指導技術を磨く努力を続けたい。指導能力を高めるためには、教育内容や指導法について同僚同士が相互に提案し、協議し合う等、校内の研修に積極的に参加することが大切である。

＜参考資料＞
□教員の地位に関する勧告（ユネスコにおける特別政府間会議採択）
https://www.mext.go.jp/unesco/009/1387153.htm

３　教員の身分と服務

１　教員の身分

公立学校の教職員は、地方公共団体の事務を担当する職員として地方公務員の身分を有し、地方公務員法の適用を受ける（第３条、第４条）。さらに、国民全体の負託を受けて次世代を担う子供の教育に携わるという特殊性を考慮し、校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第２３条第２項を除き、以下同じ。）、教育委員会の指導主事等の「教育公務員」は、教育公務員特例法において一般の地方公務員とは異なる制約を受けている（第２条）。

２　採用

教職員の採用を行うものは、任命権者である（地方公務員法第６条）。任命権者は、原則として教職員の身分の属する地方公共団体の教育委員会である（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第３４条）。ただし、市町村立学校職員給与負担法第１条、第２条に規定する職員（すなわち県費負担教職員）の任命権者は市町村教育委員会ではなく、県の教育委員会である（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第３７条）。

３　県費負担教職員

県費負担教職員とは、市町立の小学校、中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員をいう（市町村立学校職員給与負担法第１条）。県費負担教職員は市町村の公務員であり、本来その給与は市町村が負担するのが原則である。しかし、市町村立学校職員給与負担法により、県が負担することとされている。

県費負担教職員の任免その他の進退は、市町村教育委員会の内申をまって（県費負担教職員の転任に係るものであるときは、内申に基づき）行うこととされている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第３８条）。

県費負担教職員の給与、勤務時間その他勤務条件は県の条例で定められる（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４２条）。

４　服務について

公立学校に勤務する教職員は、地方公務員であり、住民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、全力をあげて職務に専念すべきことが服務の根本基準である（憲法第１５条第２項、地方公務員法第３０条）。地方公務員としての服務は、地方公務員法に定められている。

服務とは、公務員たる地位に基づき、職務上または職務外において公務員に課せられている規律に関する義務のことである。服務には、「職務上の義務」と「身分上の義務」がある。

服務に関しては、次の法令等により定められている。

・日本国憲法
・教育基本法
・学校教育法
・地方公務員法
・公職選挙法
・教育公務員特例法
・地方教育行政の組織及び運営に関する法律
・義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法

５　服務の内容

教職員の服務は、教職員が職務を遂行するに当たって守るべき義務「職務上の義務」と、職務の遂行にかかわらず教職員の身分を有する限り守るべき義務「身分上の義務」に分けられる。

職務上の義務
- ○服務の宣誓義務（地方公務員法第３１条）
- ○法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第３２条）
- ○職務に専念する義務（地方公務員法第３５条）

身分上の義務
- ○信用失墜行為の禁止（地方公務員法第３３条）
- ○秘密を守る義務（地方公務員法第３４条）
- ○政治的行為の制限（地方公務員法第３６条　教育公務員特例法第１８条）
- ○争議行為等の禁止（地方公務員法第３７条）
- ○営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条　教育公務員特例法第17条）

６　懲戒処分について

懲戒処分とは、職員の非違行為（服務義務違反）に対する道義的な責任を追求する制裁であり、それによって規律の保持と公務員秩序を維持することを目的とするものである。

地方公務員法第２９条（懲戒）

職員が次の各号の１に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として**戒告**、**減給**、**停職**又は**免職**の処分をすることができる。

①この法律若しくは第５７条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

●懲戒処分の種類とその影響例

処分	処分内容	給与上の措置（原則）
免職	職員の意に反してその職を失わせる処分	・退職金が支払われない。
停職	一定期間、職務に従事させない処分	・停職中の給料は支給されない。 ・処分後の直近の昇給が停止される。
減給	一定期間、職員の給与の一定割合を減額して支給する処分	・減じられた額が支給される。 ・処分後の直近の昇給が停止される。
戒告	服務義務違反の責任を確認し、その将来を戒める処分	・処分後の直近の昇給に影響が出る。

＜参考資料＞
□資料１（職務上の義務・身分上の義務）　□資料２（懲戒処分の指針）
□資料３（ハラスメントの防止に関する指針）　□資料４（児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方）

4　福井県長期ビジョン

北陸新幹線や中部縦貫自動車道等の高速交通網の整備の進展など、福井県は１００年に一度の大きなチャンスを迎えている。これからの福井県を大きく発展させるため、将来像を県民と共有し、長期的な視点に立って行動していくことが大切である。このため県では、２０年後のふくいの目指す姿を描く「福井県長期ビジョン」の策定を進め、令和２年７月に策定した。

1　基本理念

長い歴史の中で培われた「安心と信頼」のふくいを守り、次世代に引き継ぐことが重要である。この社会基盤をもとに、誰もが夢や希望をもって自分らしくチャレンジできる「もっとおもしろい」ふくいをつくるため、目指す姿を「自信と誇りのふくい」、「誰もが主役のふくい」、「飛躍するふくい」とした。

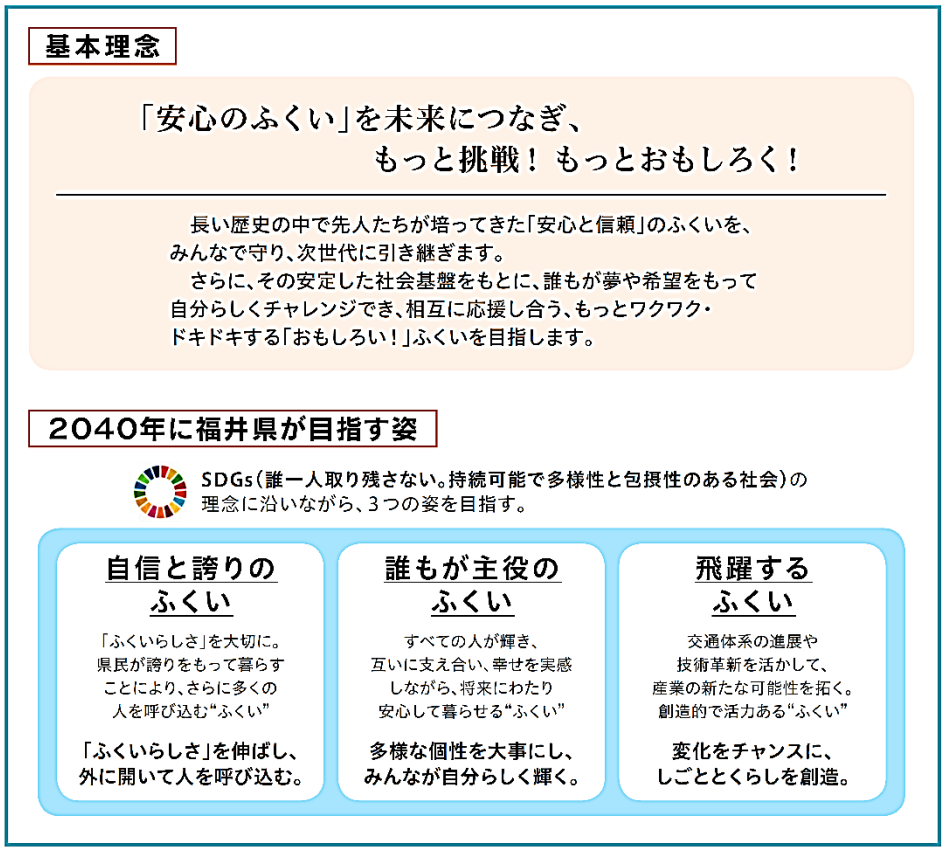

2　基本目標

テレワークや二地域居住・微住など、新しい生活スタイルの普及が進んでいる。「交流人口」に加え、様々な形で福井に関わる「関係人口」を大きく増やし、「幸福度日本一」ふくいの活力をさらに向上させるため、基本目標を「しあわせ先進モデル　活力人口１００万人ふくい」とした。

県では、目指す将来像を実現するため、千年を超える歴史・文化を活かした交流拡大や、新たな価値を生み出す産業づくりなどの長期プロジェクトを進めていく。

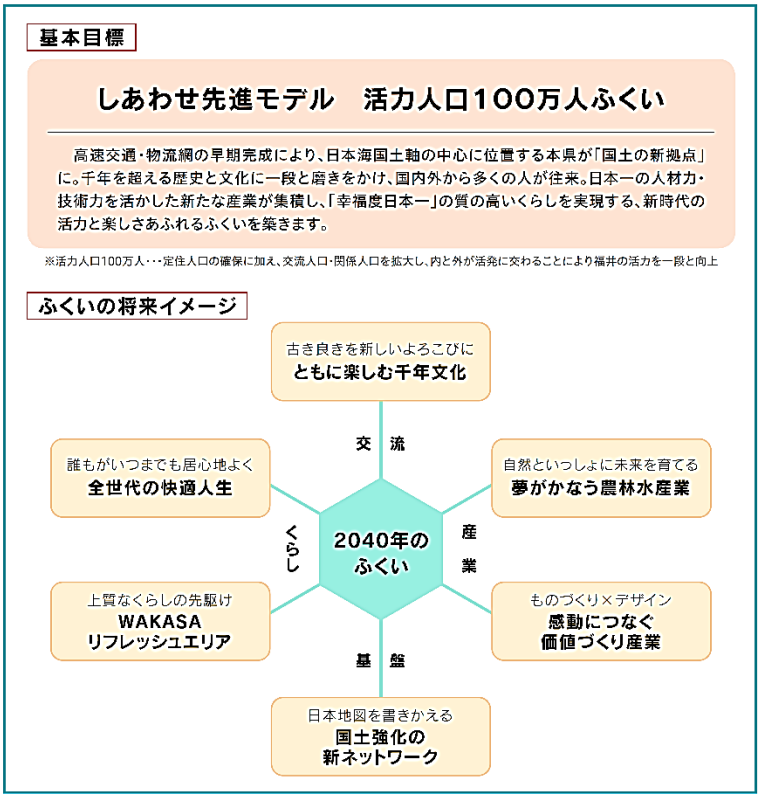

3　新時代スタートアッププロジェクト

北陸新幹線開業を迎える最初の５年間は、特に「飛躍するふくい」の実現に向けた「新時代スタートアッププロジェクト」として位置づけ、「ふくいエンタメ計画」、「次世代チャレンジ宣言」、「しあわせアクション運動」の３つのプロジェクトを再重点化し実行していく。このプロジェクトは、新幹線開業等を機に外に開いて人を呼び込み、「県民参加」と「市町協働」によって実行する、“行政だけが担うプロジェクト”ではなく、“一人ひとりが参加し育てるプロジェクト”として推進していく。「とんがろう、ふくい」をコンセプトとし、従来の枠にとらわれない発想やチャレンジを応援し、ワクワクドキドキの「もっとおもしろい福井」を創造していく。

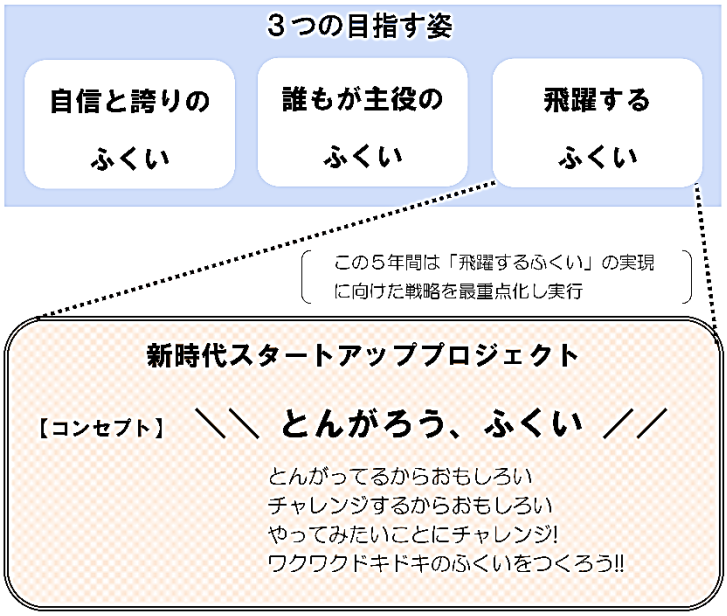

※「とんがろう、ふくい」には、一人ひとりが個性を発揮し、変化や失敗を恐れず、お互いのチャレンジを応援し合う福井を目指そうという想いを込めました。

４　分野別政策

２０４０年頃の将来像を実現するために、「学びを伸ばす（人材力）」、「成長を創る（産業力）」、「楽しみを広げる（想像力）」、「安心を高める（地域力）」、「ともに進める（総合力）」の５分野に分け、５年間（2020～2024 年度）に下記の政策・施策を実行していく。

〔５分野の方向性〕

分野	方向性
学びを伸ばす（人材力） ふくいは人が宝。 地域を支え、未来を創造する 人材の育成	**福井の人材力を最大の武器に。**心豊かで個性にあふれ、ふるさとを愛する、福井の次代を担う人材を育成します。また、誰もが様々なことにチャレンジでき、自分らしさを発揮できる、多様性が魅力の社会を目指します。
成長を創る（産業力） 力強い産業基盤の確立。 チャレンジできる 地域経済の構築	**新たなことに挑戦し、可能性が拡がる地域経済に。**新産業育成や新事業創出などに積極的に挑戦し、若者が魅力を感じる、活気と好循環の地域経済を目指します。
楽しみを広げる（創造力） 多彩な魅力で交流拡大。 交通新時代の 活力の創出	**人が人を呼び込み、交流拡大を地域の力に。**深みのある歴史・文化や自然を活かし、多様な魅力・楽しみを創り出し、すべての世代が誇りを持ち、ワクワク・ドキドキする、個性と活力にあふれるまちを目指します。
安心を高める（地域力） 人生 100 年時代をリードする 「健康文化」の創造。 くらしを守る安全・安心	**人生 100 年時代を健康・安心に。**新たな高齢者観を構築し、子どもからシニアまで生涯健康であることを志向する「健康文化」を育みます。また、医療・福祉・防災等を充実させ、安心して暮らせる地域を目指します。
ともに進める（総合力） 協働による県民主役の県政。 外に開き連携強化	**徹底現場主義による県民主役の県政実現。**県民・企業・団体・市町など「チームふくい」が一丸となり行動するとともに、県境を越える広域連携を強化し、将来像の実現を目指します。

	政　策	
学びを伸ばす（人材力）	**1　夢と希望を持ち、ふくいを愛する子どもの育成** ・学力・体力全国トップクラスの高い基礎力をもとに、子ども自身の個性を「引き出す教育」、好奇心や探究心を持って学びを「楽しむ教育」を推進 ・自らの可能性に挑戦し、一人ひとりの個性が輝く福井の子どもを育成	
	2　ふくいの産業・社会を支える人づくり ・産学官連携により、福井の産業や自然を活かした教育・研究を推進し、若者に魅力的な学びの場を創出 ・人生 100 年時代のリカレント教育を充実し、生涯活躍し続ける創造性豊かな人材を育成	
	3　多様な価値観を認め合う「共生社会」の実現 ・女性、若者、高齢者など、性別、年齢に関わらず誰もが様々なことに挑戦できる共生社会を実現 ・障がい者、外国人など多様な人材が活躍する「ダイバーシティ地域経営」を推進	
	4　希望が叶う「結婚・出産・子育て」応援 ・将来を担う子どもたちを産み育てる若い世代を社会全体で支える仕組みを拡充 ・「日本一の出会い・子育て応援社会」を構築	

＜参考資料＞
□福井県長期ビジョン　https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/seiki/vision2019/top.html

１　人権教育

１　人権教育とは

人権教育は人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動であり、学校教育の一部門や領域ではなく、すべての教育活動を通じて行われるべきものである。児童生徒への指導を行うにあたっては、絶えず教員が自らの人権感覚を磨く必要がある。

平成１２年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布され、「人権教育・啓発に関する基本計画（平成１４年３月閣議決定、平成２３年４月一部変更)」が策定されるなど、人権教育は法律や国の計画に基づいて行われている。

なお、「人権教育・啓発に関する基本計画」では人権教育・啓発の推進方策を以下のように示している。

【人権一般の普遍的な視点からの取組】

○効果的な教育実践や学習教材などについての情報収集・調査研究
○心に響く道徳教育を推進するための地域の人材の配置、指導資料の作成
○人権に配慮した教育指導や学校運営（特に校内暴力やいじめなど）
○養成・採用・研修を通じた教員の資質向上
○教職員自身が学校の場等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならない。

県各校では以下に挙げる１５の主な人権課題について、人権教育年間指導計画の中に児童生徒の発達段階や学校や地域の実情に応じてバランスよく配置し、特別活動や道徳科を中心に、総合的な学習の時間や社会科等、教育活動全体で指導している。

①女性　②子ども　③高齢者　④障がい者　⑤同和（部落差別）問題　⑥アイヌの人々　⑦外国人　⑧ＨＩＶ感染者やハンセン病患者および回復者⑨刑を終えて出所した人　⑩犯罪被害者等　⑪インターネットによる人権侵害　⑫北朝鮮当局による拉致問題等　⑬性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ）　⑭被災者　⑮その他

政府拉致問題対策本部
アニメ「めぐみ」

文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施ついて（教職員向け)」

２　人権教育の進め方

①「児童生徒の人権」を第一に行動

まず、教員自身が差別や偏見、いじめや虐待等の人権侵害を見抜く力を付け、自身が他者に対して人権侵害をしないようにしなければならない。そのために「人権教育の手引（福井県教育委員会)」等の参考資料に目を通すことや、各校や関係機関で行われる研修会で学ぶことが大切である。また、各校では、人権教育に関する全体計画・推進計画・年間指導計画を作成しており、職員会議や研修等で確認することも大切である。

当然ながら、教員自身が学校の場等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは、断じてあってはならない。研修等で絶えず人権感覚を磨くことが重要である。

②児童生徒が「自らの人権」に気づき、それを守るために行動

自らの人権が侵害されていることに気づき、声を上げることができる児童生徒を育成することが大切である。また、児童生徒の発達段階に応じて人権の意義・内容等について理解することができるように、自分の大切さを認めることができるようにすることが重要である。

③児童生徒が「他者の人権」に気づき、それを守るために行動

加害者にも傍観者にもならない児童生徒を育成することが大切である。そのためには、自分の大切さともに他の人の大切さを認めることができるようにすることが重要である。

単なる「自己肯定感の向上」「思いやりの心の育成」「知識の修得」のみにとどまらない組織的・計画的・実践的な教育を進め、自ら及び他者を守るために気づき行動できる「力」を育むことが大切である。

何より、教職員は、自身が児童生徒の前に前に立ち、指導する立場であることの自覚と責任感を持って学び続けることが必要である。

＜参考資料＞

□各人権課題に関する参考資料集（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/index.htm

□「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け)」（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm

□ハンセン病を正しく理解するための中学校向けパンフレット（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html

□拉致問題を取り上げた学習指導案集（政府 拉致問題対策本部）
https://www.rachi.go.jp/jp/shisei/gakushusidou.html

□人権教育の手引（福井県教育委員会）

1　生徒指導

生徒指導は、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことである。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指している。生徒指導は学校の教育目標を達成するうえで重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものといえる。

各学校においては、生徒指導が、教育課程の内外において一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在および将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要である。（「生徒指導提要」より）

1　児童生徒理解の大切さ

人は理解してくれている人には安心して心を開くが、理解してくれていない人に対しては拒否的になり、心を開こうとはしない。生徒指導においては児童生徒理解そのものが教育的関係の成立を左右するといっても過言ではない。

しかし、児童生徒はすべてが個性的な存在であり、独自の特徴を持ち一人として同じ者はいない。すべての人の人格はその個性の上に成り立っているため、生徒指導においては、それぞれの個性を生かし、児童生徒の持つ特徴や傾向をよく理解し、把握した上で進めなければならない。

そのためにも、児童生徒の「新たな一面」を見つけるつもりで観察し、小さなつぶやき、ちょっとした表情であっても、気になったらメモを残すなど、自分なりに児童生徒理解のための方法を工夫することが大切である。

2　問題行動の早期発見

問題行動と一口に言っても、様々な表れ方をする。文部科学省の実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、暴力行為、いじめ、不登校等の状況を取り上げているが、実際の教員生活では、万引き、恐喝、不純異性交遊、薬物乱用、自殺等にも遭遇するかもしれない。

一概には言えないが、それらの兆候として、遅刻、早退、欠席、粗暴な言動、責任転嫁、うそが多くなる、学習意欲の低下、学級・ホームルームでの孤立、冷やかし、威圧が表れること等が挙げられる。これらの兆候を捉えるためには、その児童生徒の「日ごろの姿」を知っておく必要がある。休み時間に一緒に遊んだり給食のときに話したりすることなど、子どもたちとの関わりの全てに意味があることを肝に銘じねばならない。

早期発見の方法をより具体的に考えると、観察、調査、検査、面接、本人の作文・日記などがあるが、日常的な話し合いや教育相談を深めておくことが肝要である。とりわけ、家庭との連携は大切である。

３　問題行動が起こったときの対応

児童生徒の問題行動を発見した時には、決して一人で抱え込まずに、すぐに学年主任や生徒指導、教育相談担当など経験豊富な教師あるいは教頭や校長に相談をする。

事実関係の把握をする際には、問題を起こした児童生徒にだけ話を聞くのではなく、関係している児童生徒や周囲の者等、複数から話を聞き、客観的な事実を積み重ね、対応を判断しなければならない。教師の一方的な思い込みで指導することは、児童生徒の人格を傷つけることにもつながり、決して許されないことである。

保護者への連絡は、電話では伝わらないことが多いので、原則として家庭訪問で行う。それが難しい場合には、来校を求める。家庭訪問は、一人で訪問するのではなく、複数で行くようにする。その際、「子どもが問題を起こした」といった漠然とした内容ではなく、事実を正確に伝えることに徹しなければならない。なお、学校に一部でも非がある場合は、率直に認め謝罪することも必要である。

状況をきちんと理解してもらった上で、一緒に問題を解決していきたいという態度で接することが大切である。「どんな場合も子どものためになることを考えている、大切に思っている」というメッセージを伝えることが、解決の鍵となってくる。

４　新任教師が失敗しやすいことは？

例えば、きまりに例外を作って失敗したりすることがある。安易に「今日だけは大目にみる」といった特例を作ってはならない。「このきまりはその程度のものか」という意識を感じさせてしまうからである。

例外を認めたときは子どもたちも喜び、距離が縮まったように感じるかも知れないが、次に守らせようとした時に思わぬ抵抗を受け、再び例外を認めざるを得ないこともある。きまりについて言えば、できるだけ数を減らし、しっかり守らせるようにすべきである。

また、叱る行為一つとっても、一貫性がなければ子どもたちの間で不公平感が広がり、些細なことの積み重ねが学級崩壊に結びついたりする。どっしりと構えて子どもたちの様々な思いを受け止め、大切なことに関しては考え方がぶれないという態度、飄々としながら抑えるべきところをつかむ勘どころといったものは、一朝一夕に身に付くものではない。公平で信頼される教師になるためには、常に先輩教師から教えを請うことや自己研鑽をすることを忘れてはならない。

＜参考資料＞
- 生徒指導提要（文部科学省）
  https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008.htm
- 生徒指導リーフ（国立教育政策研究所）
  https://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html
- 初任者教員向け生徒指導資料（国立教育政策研究所）
  https://www.nier.go.jp/shido/shoninsha/index.html

２ いじめ防止

１　いじめとは

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの問題への対応は学校における最重要課題一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組みが行われてきた。しかながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体で取り組む課題である。

２　いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」（いじめ防止対策推進法第２条第１項）とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わず、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

いじめの種類	具体例
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	・あだ名、悪口を言われる　・やじられる ・はやしたてられる ・「きもい」「うざい」「死ね」「殺す」などの言葉を言われる
仲間はずれ、集団による無視をされる	・遊びや活動の際、仲間に入れてもらえない ・わざと会話をしてもらえない ・席を離されたり、近くを通るときに避けられたりする
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	・遊びと称して叩かれたり蹴られたりする ・わざと体を当てられる ・通行中に足をかけられ、転ばされる
ひどくぶつかられたり叩かれたり、蹴られたりする	・叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される ・プロレスごっこと称して、暴力をふるわれる ・罰ゲームと称して、暴力をふるわれる
金品をたかられる	・脅されて物品や金銭を要求される ・おごれと強要される ・物品の交換を強要される
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	・お金や持ち物を盗まれる ・持ち物を隠されたり、壊されたりする ・持ち物をゴミ箱等に捨てられる
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる	・机や壁に誹謗中傷を書かれる ・人前で服を脱がされる　・嘘を言いふらされる ・脅かされて万引き等をさせられる
パソコンや携帯電話・スマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことをされる	・SNS（LINE、ツイッターなど）等に誹謗中傷を書かれたり、許可なく画像や動画を掲載されたりする ・いたずらや脅しのメールを送られる ・SNSのグループからわざと外される

３　いじめ問題への対処

普段から、児童生徒の様子を注意深く観察するとともに、定期的なアンケートや個人面談等を実施し、いじめの早期発見に努めることが大切である。

また、いじめと疑われる事案を発見した場合は、決して一人で抱え込まず、速やかに管理職、学年主任、生徒指導主事等に報告し、組織的な対応につなげることが重要である。

＜いじめ対応　校内組織図　例＞

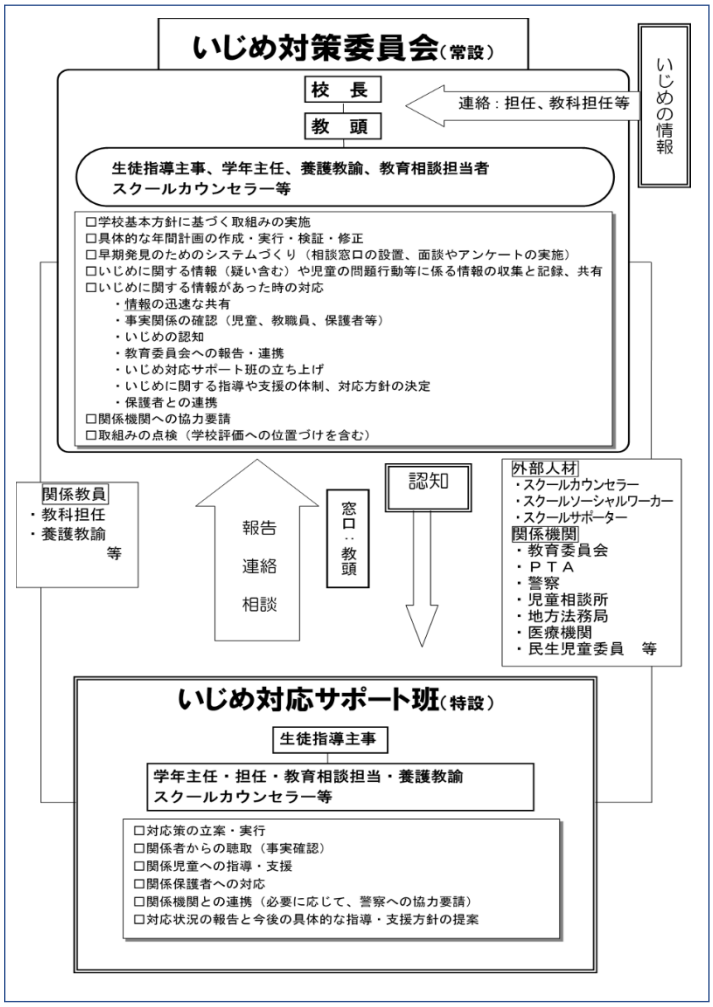

＜組織的ないじめ対応の流れ＞

いじめの発見

①情報を集め組織的に共有する

○教職員、児童生徒、保護者、地域、その他から「いじめ対策組織」に情報を集約

②指導・支援体制を組む

○「いじめ対策組織」で指導・支援体制を組む

③-A　子供への指導・支援を行う

○いじめられた児童生徒にとって信頼できる人と一緒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す

○いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む

○いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える

③-B　保護者と連携する

○つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

＜参考資料＞

□いじめ防止対策推進法（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm

□いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣　平成 25 年 10 月　平成 29 年 3 月改定）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/01/04/1400142_001.pdf

□いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省　平成 29 年 3 月）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_009.pdf

□いじめ対策に係る事例集（文部科学省　平成 30 年 9 月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1409466.htm

□福井県いじめ防止基本方針（福井県教育委員会　平成 26 年 3 月　平成 31 年 1 月改定）
https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/gimu/ijimehousin/ijimeboushihoushin.html

３　不登校対策

不登校は全国的に高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっている。ただし、不登校については、その要因・背景が多様・複雑であり、その行為を「問題行動」と捉えず、一人一人に応じた支援を行っていくことが重要である。その際、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることに留意したい。

本県においては、平成２２年に福井県不登校対策指針を策定（平成３０年１０月改定）し、「未然防止」「初期対応」「自立支援」の３つのシステムという本県独自の方向性を示し、不登校対策の推進を図っている。この指針に基づき、校長のリーダーシップのもと、様々な専門スタッフや関係機関と連携して、子どもたち一人一人の将来を見据えた指導・支援を行うことが重要である。

１　未然防止

子どもたちが笑顔で登校できる「魅力ある学校づくり」を実現することが何より大切である。そのためには、まず、すべての児童生徒を対象とし、不登校が生じないような「未然防止」の取組みを、小学校の早い段階から系統的・継続的に行うことが必要である。

また、「よりよい人間関係づくり」や「わかる授業」を学校・学級づくりの基本に据え、あらゆる教育活動で「居場所づくり」と「絆づくり」にバランスよく取り組むとともに、意識調査等をもとにＰＤＣＡサイクルを回し、「魅力ある学校づくり」という視点に立って全教職員で教育実践を見直すことが極めて重要である。

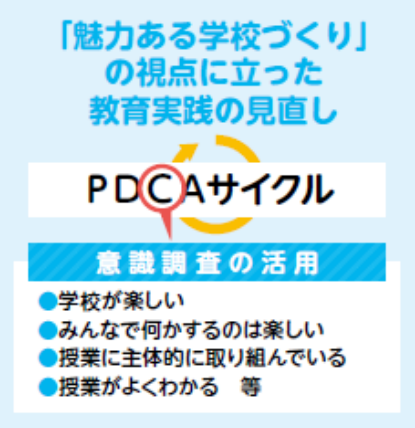

２　初期対応

学級担任を中心に全教職員が、日ごろから子どもたちの状態をきめ細かく観察し、予兆となるサインをいち早くキャッチすることが大切である。教職員間、校種間での情報共有を図るとともに、対応が遅れないよう、面談や家庭訪問の実施、「児童生徒の個人状況・学校対応状況シート（以下「状況シート」という）」の作成など、対応基準を定め、全教職員で共通理解・共通実践することが重要である。

また、不登校の要因や背景は多様かつ複雑化している。担任の視点のみならず、スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）等を活用するなど、校長のリーダーシップの下、「チーム学校」による組織的・計画的な支援が必要であり、担任を支える校内支援体制の強化が欠かせない。

＜対応基準の例＞

3　自立支援

子どもや家庭との信頼関係づくりを最優先し、計画的な面談や家庭訪問等を行うことが大切である。また、児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、適応指導教室等と連携した学習支援など、長期的な展望を持って支援する必要がある。その際、休養の必要性など、児童生徒の状態を慎重に見極め、ケースに応じた関わり方を持つことが重要である。

学校による対応が困難な場合には、医療・福祉等の関係機関や教育総合研究所「学校サポートチーム」の臨床心理士等にケース会議への参加を依頼し、家庭への支援も含め、適切な対応を協議するとともに、ネットワークによる支援を計画的・継続的に行うことが大切である。

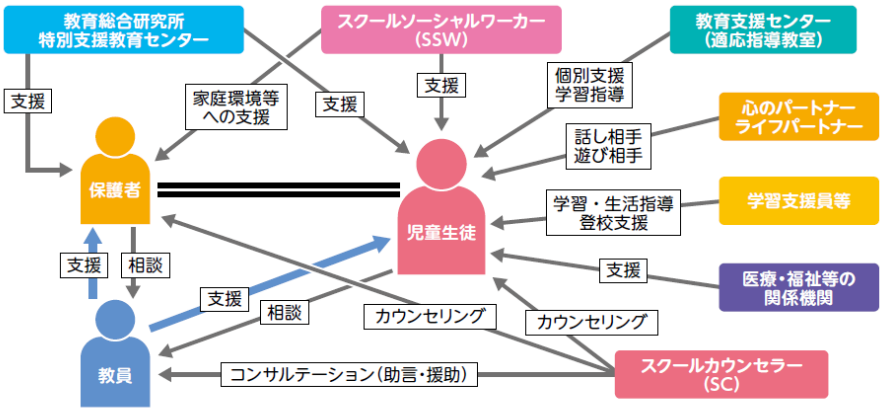

休養の必要性など、児童生徒の状況を見極め、ケースに応じた関わり方をもつことが重要です。

＜参考資料＞
□義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1380960.htm
□「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（文部科学省　令和元年１０月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm
□福井県不登校対策指針（福井県教育委員会　平成３０年１０月）
https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/gimu/hutoukousisin/hutoukoutaisaku_d/fil/hutoukoutaisaku.pdf

４ 自殺予防

１　自殺予防

我が国では自殺が深刻な社会的問題であると認識されており、様々な予防の取組みがされている。しかし、子供の自殺となると、多くの場合、いじめがあったか、なかったかということだけに焦点が当てられがちである。もちろん、いじめに早い段階で気付き、適切に対応することは重要である。しかし、自殺は、様々な原因が複雑に関連しあって生じる複雑な問題である。いじめだけに焦点を当てていると、ごく一部の自殺を取り上げるだけになりかねない。しかし、同時に、子供の自殺の多くはさまざまな原因からなる複雑な現象であることを忘れてはならない。子供が経験しているストレス、心の病、家庭的な背景、独特の性格傾向、衝動性などと　いった背景を探ってこそ、自殺の実態に迫ることができ、予防にもつながる。子供の自殺予防のためには、単独の努力では十分な成果が上がるものではなく、家庭、地域、学校、関係機関の協力が欠かせない。自殺は「孤立の病」とも呼ばれている。子供が発している救いを求める叫びに気づき、周囲との絆を回復することこそが、自殺予防につながる。自殺が現実に起きてしまう前に子供は必ず「助けて！」という必死の叫びを発している。学校で毎日のように子供に接している教員の皆さんこそが、この叫びを最初に受けとめるゲートキーパーでもある。

２　子供の自殺の特徴

自殺はある日突然、何の前触れもなく起こるというよりは、長い時間をかけて徐々に、危険な心理状態に陥っていくのが一般的である。子供が自殺に追いつめられる前に、大人は自殺の危険性に気づかなければならない。そのためには、子供の自殺の特徴を理解しておくことが重要である。

◆自殺に追いつめられる子供の心理
- ひどい孤立感
- 無価値感（「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方ない」）
- 強い怒り
- 苦しみが永遠に続くという思い込み
- 心理的視野狭窄（きょうさく）

◆どのような子供に自殺の危険が迫っているか（危険因子）
- 自殺未遂
- 心の病（うつ病、総合失調症など）
- 安心感のもてない家庭環境（虐待など）
- 独特の性格傾向（極端な完璧主義、二者択一思考、衝動性など）
- 喪失体験（離別、死別、失恋、病気、怪我、急激な学力低下、予想外の失敗など）
- 孤立感（友人との軋轢（あつれき）、いじめなど）
- 安全や健康を守れない傾向（事故や怪我を繰り返す）

◆直前のサイン
・自殺のほのめかし
・別れの用意（整理整頓、大切なものを他者にあげる）
・自傷行為　・行動、性格、身なりの突然の変化
・アルコールや薬物の乱用　・家出
・重要な人物の最近の自殺
◆その他、子供の自殺の特徴
・衝動性が高い　・大人から見ると些細に思える動機
・大人と異なる死生観（生き返る、ゲーム同様リセットできる）
・影響されやすい（自殺の連鎖）

３　対応の際の留意点

○ＴＡＬＫの原則

自殺の危険に気づいたときは、安易に励ましたり、叱ったりしない。次のような「ＴＡＬＫの原則」で対応することが求められる。

Ｔell：言葉に出して心配していることを伝える
Ａsk：「死にたい」という気持ちの背景にあるものについて尋ねる
Ｌisten：絶望的な気持ちを傾聴する
Ｋeep safe：安全を確保する

○ひとりで抱え込まない

自殺の危険の高い子供をひとりで抱えこまないことが大切である。チームによる対応は、多くの目で子供を見守ることで児童生徒に対する理解を深め、共通理解を得ることで教員自身の不安感の軽減につながる。

子供が「他の人には言わないで」などと訴えてくることがあるが、自殺の危険はひとりで抱えるには重すぎる案件である。子供のつらい気持ちを尊重しながら、保護者にどう伝えるかを含めて、他の教員とも相談することが大切である。

○手首自傷（リストカット）への対応

自傷行為は、将来起こるかもしれない自殺の危険を示すサインであることが多い。慌てず、しかし真剣に対応して、関係機関につなげることが大切である。子供は、はじめは抵抗を示すかもしれないが、本人の苦しい気持ちを認めるような姿勢で関わることが重要である。

＜参考資料＞
□「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm
□「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1408018.htm
□「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1408017.htm
□子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406200.htm

５ 児童虐待防止

児童相談所における児童虐待対応件数が年々増加している。また、子供の生命が奪われる等、重大な児童虐待事件も後を絶たず、社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっている。児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに児童相談所等に通告しなければならないことは、国民の義務として「児童虐待の防止等に関する法律」に定められいる。特に、学校の教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。子供たちの身近にいる学校の教職員に課せられた責務は極めて重大である。そのため、教職員は児童虐待に関する正確な知識をもち、その理解を深め、予防等に努めるとともに、適切な対応が求められる。

１　児童虐待の定義

「児童虐待」とは、保護者（児童を現に監護するもの）がその監護する児童（１８歳未満の者）に対して次に掲げる４種類の行為をすることである。（「児童虐待の防止等に関する法律」第２条）

①身体的虐待

幼児児童生徒の身体に外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることも多くある。

②性的虐待

直接的な性行為だけでなく、性的な満足を得るためにしたりさせたりする行為など、より広い行為が含まれる。また、子供をポルノグラフィーの被写体にすることなども含まれる。

③ネグレクト

心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。例えば、重大な病気になっても病院に連れて行かない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、子供を遺棄する、置き去りにするといった行為を指す。

ネグレクトの一種として子供を学校に通学（園）させない、いわゆる教育ネグレクトという形態もある。

④心理的虐待

子供の心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。子供の存在を否定するような言動が代表的であるが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もある。

また、配偶者に対する暴力や暴言、いわゆるドメスティックバイオレンス（ＤＶ）や、その他の家族に対する暴力や暴言を子供が目撃することは、当該子供への心理的虐待に当たる（いわゆる面前ＤＶ）。

２　学校、教職員等の役割

学校、教職員においては、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うことが求められる。また、虐待を受けた子供には、スクールカウンセラー等と連携を図りながら対応していくことが必要である。

なお、保護者から情報元に関する開示を求められた場合には、個人情報保護条例に基づき、情報を保護者に伝えてはならない。保護者から威圧的な要求や暴力の行使等が予測される場合は、警察等の関係機関と連携して対応する必要がある。また、転学・進学等の学校間での情報の引き継ぎ等には細心の注意を払わなければならない。

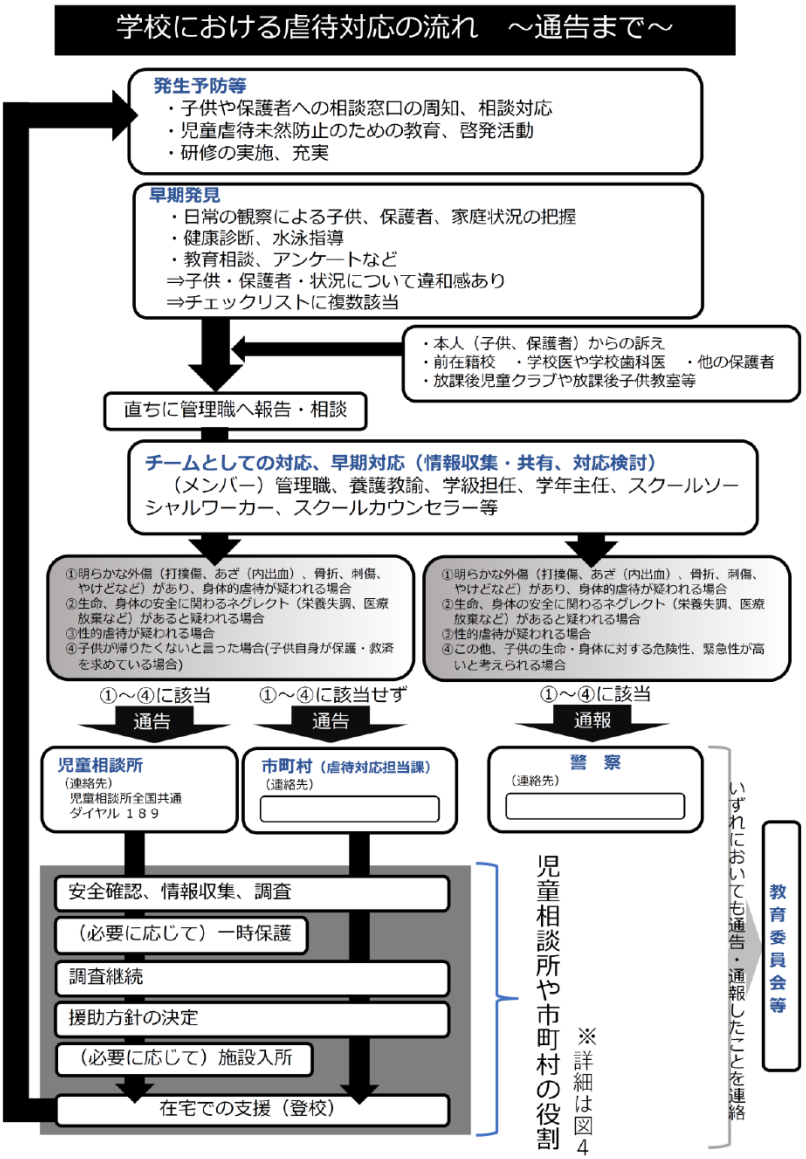

「虐待対応の手引き」より

＜参考資料＞
□学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm
□学校現場における虐待防止に関する研修教材（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afieldfile/2020/01/28/20200128_mxt_kouhou02_01.pdf
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1280054.htm

６　情報モラル教育

１　児童生徒のＩＣＴ利用の実態

スマートフォン等が急速に普及し、生活が便利になる反面、インターネット利用に関する諸問題が深刻になっている。しかし、多くの子どもたちが、検索やＳＮＳ、動画を活用しており、生活や学習にインターネットは不可欠になっている。したがって、情報機器を「持たせない指導」より、インターネットを「適正に利用する指導」が大切である。

２　指導に当たって

情報モラル教育を行うに当たっては、教員が、インターネットの世界で起きていることを把握した上で、児童生徒が将来、インターネット上のトラブルに巻き込まれないように指導することの重要性を認識する必要がある。また、インターネットを取り巻く状況は日々変化しており、情報技術の進展とともに多種多様なトラブルが起こる可能性があり、トラブルに直面しても児童生徒が心身に大きな傷を受けることなく対応できるとともに、自らトラブルを予測し、迫りくる危険を回避できるように指導することも重要である。

情報モラルに関する問題の要因や結果を整理すると以下の３つの視点に分類できる。

①（インターネットやＳＮＳ、ゲーム等に）依存する。

②相手とのやり取りで問題を起こす。

③自分が被害者や加害者になる。

児童生徒が適切な判断を行えるようにするためには、日常モラルを育てることに加え、「インターネットの特性」、「心理的・身体的特性」、「機器やサービスの特徴」といった情報技術の仕組みの理解を促すことが必要である。

情報モラル　＝　日常モラル　＋　情報技術の特性

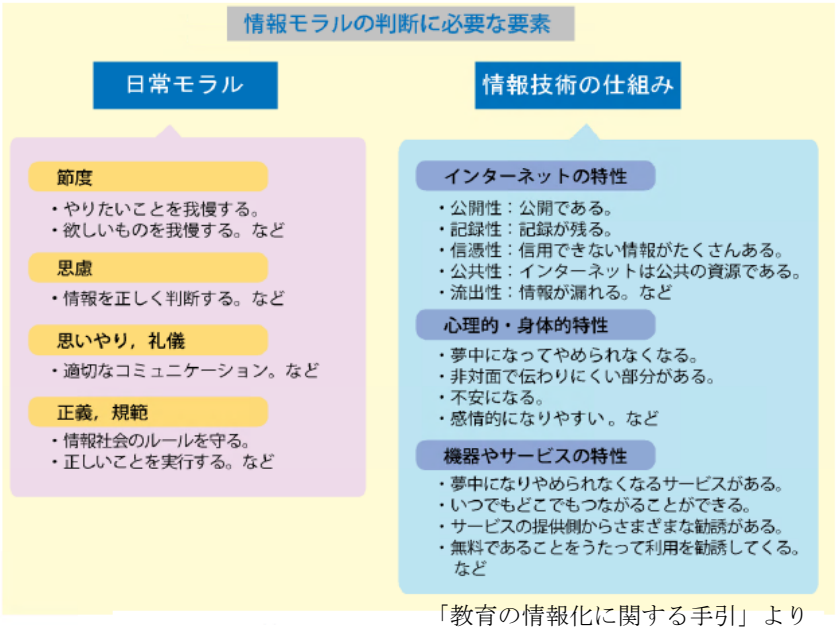

「教育の情報化に関する手引」より

３　トラブルを防ぐため

トラブルの例として、「ネット依存による生活の乱れ（ゲーム障害等）」、「インターネットへの不適切な書き込み」、「なりすまし」、「自画撮り画像や動画の流出による脅迫被害」、「ＳＮＳで知り合った人物との接触」、「高額請求」などが挙げられる。ネット被害は決して他人事ではなく、その恐ろしさについて正しく認識させるとともに、以下のような情報モラルを正しく身につけさせることが重要である。

・使用ルール（時間、場所等）を守る。
・個人情報を書き込まない。
・ＩＤやパスワードを他人に教えない。
・他人の悪口を書かない。
・勝手に他人の写真等をアップロードしない。
・不正ダウンロード等、法律に違反することはしない。

さらに、日頃より関係機関と連携を図り、トラブルの予防につながる講習会の実施やトラブルが発生した場合の対応について協力体制を築いておく必要がある。児童生徒がトラブルに遭った場合、隠さずに保護者や教員に相談するよう指導することも重要である。

家庭に対しては、情報モラル教育の重要性を啓発するとともに、定期的に通信機器利用のルールについて子どもと話し合ったり、フィルタリングの機能制限を設定したりすることを推奨していくことが重要である。

「ふくいスマートルール」

１・インターネット上に、人の嫌がることや悪口を書き込みません。
　・インターネット上に、名前・住所・顔写真など個人情報を安易に載せません。
２・ＳＮＳやメールおよびゲーム等の通信は、夜９時以降は行いません（緊急なときは除く）。
　・ＳＮＳやメールおよびゲーム等の通信時間は、１日１時間までとします。
３・インターネットやＳＮＳのより良い使い方を考えます。
　・インターネットやＳＮＳでいじめ等の問題が起こったら、親や先生などに相談します。

（福井県いじめ問題対策連絡協議会）

＜参考資料＞
□情報モラル教育の充実（文部科学省）
　https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm
□教育の情報化に関する手引（文部科学省）
　https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html
□福井県青少年愛護条例（福井県）
　https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenan/h31jyorei_d/fil/001.pdf
□福井県いじめ防止基本方針（福井県教育委員会）

1　特別支援教育

1　特別支援教育とは

「障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの」（文部科学省ＨＰより）

2　特別支援教育の歴史および関係法令

【特別支援教育の歴史および近年の動向】

・昭和２２年－「学校教育法」制定（盲・聾・養護学校、小・中の特殊学級→制度化）
・昭和５４年－養護学校（知的障がい）義務制実施
・平成　５年－小・中学校における「通級指導」制度化
・平成１７年－「発達障害者支援法」施行
・平成１８年－国連総会にて「障害者権利条約」採択
　※主な内容はインクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮など
　（我が国は平成１９年に署名、平成２６年に批准）
・平成１９年－特別支援教育の本格的実施
　→「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導および必要な支援を行う「特別支援教育」に発展的に転換。盲・聾・養護学校から特別支援学校、特別支援学校のセンター的機能、小中学校等における特別支援教育など
・平成２３年－「障害者基本法」改正（障害者権利条約への対応）
　→十分な教育が受けられるように可能な限り共に教育を受けられるよう配慮、本人・保護者の意向を可能な限り尊重など
・平成２５年－「学校教育法施行令」改正（「認定就学」制度の廃止）
　→総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重）など
・平成２８年－「障害者差別解消法」施行
・平成３０年－高等学校における「通級指導」制度化
・平成３０年－「福井県共生社会条例」施行
　「福井県手話言語条例」施行

【関連法令等】

○設置や障がいの程度等について
　・特別支援学校　…学校教育法第７２～８０条
　　…学校教育法施行令第２２条の３
　・特別支援学級　…学校教育法第８１条
　・通級における指導　…学校教育法施行規則第１４０条、１４１条
○個別の教育支援計画等の作成について
　…学校教育法施行規則　第１３４条、１３９条、１４１条
○就学制度について
　・障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について
　…平成２５年文部科学省通知（２５文科初第７５６号）

3　福井県の特別支援教育

※学校・学級数は、令和3年5月1日現在

【特別支援学校】

①特色…通常の学級や少人数の特別支援学級における学習では十分にその効果を上げることが困難な児童生徒が対象。専門の教員から小・中・高等部と一貫した手厚い指導を受けることができる。
②対象となる障がい種（○は福井県設置の障がい種、※学校教育法施行令第２２条の３に示されている障がいの程度）
　○視覚障がい　　○聴覚障がい　　○知的障がい

○肢体不自由　　○病弱

③１学級あたりの在籍人数

３～８人が上限（学部や障がいの状態に応じて異なる）

④学校数　　１２校（県立１１校、国立１校）

【特別支援学級】

①特色…小・中学校における少人数の学級で、特別な支援を必要としており、通常の学級における学習では十分にその効果を上げることが困難な児童生徒が対象。通常の学級での交流学習など柔軟な学級経営も可能。

②対象となる障がい種（○は福井県設置の障がい種）

○知的障がい　・肢体不自由　・病弱、身体虚弱

・弱視　・難聴　○言語障がい

○自閉症・情緒障がい

③１学級あたりの在籍人数　８人が上限

④指導時間　当該特別支援学級で週９時間以上の指導

⑤設置学校数・障がい種別学級数（公立学校）

	知的障がい	言語障がい	自閉症･情緒障がい
小学校(166校／全185校)	１４４学級	４学級	１５１学級
中学校(67校／全76校)	６８学級	１学級	７２学級

【通級による指導】

①特色…小・中学校の通常の学級に在籍する特別な支援を必要としている児童生徒がほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいによる学習上または生活上の困難の改善または克服を目的とする指導（自立活動）を通級指導教室で受ける教育形態。

平成３０年度から、高等学校においても制度化。

②対象となる障がい種（○は福井県設置の障がい種）

○言語障がい　○自閉症　○情緒障がい

○弱視　○難聴　○学習障がい

○注意欠陥多動性障がい　○肢体不自由　○病弱および身体虚弱

③人数　個別または少人数

④指導時間　小・中学校：週１～８時間、高等学校：年間１～７単位

⑤実施学校数　小学校１２１校、中学校４１校、高等学校１４校

４　学校における指導･支援の実際

【特別支援学級での教育】

○小・中学校の通常の学級の教育内容・方法を適用（準ずる教育）することが基本

○通常の学級と同じ教育を受けることが困難な場合、以下のような特別な教育内容・方法を実施

①自立活動を実施

・自立活動とは…自立を目指し、障がいによる学習上または生活上の困難を主体的に改善･克服するために必要な知識および技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとする。

・内容…６区分２７項目（※参考：「特別支援学校学習指導要領」）

「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」

②各教科の目標や内容を下学年の教科の目標等に替える。
③各教科を、特別支援学校（知的障がい）の各教科に替える。
④知的障がい学級では、特別支援学校（知的障がい）の教育課程を参考に、教科等の一部または全部を合わせて指導することができる。
・教科等を合わせた指導…「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習（中学部）」

○使用教科書は、通常の学級で使われる検定教科書を原則とする。文部科学省著作教科書（対象：知的障がい児、通称：星本）や一般図書（授業で教科書として扱う絵本などの教材）も使用可能。なお、検定教科書には拡大教科書もあり、視覚障がい児や発達障がい児等への指導・支援にも使用可能。

文部科学省著作教科書（例）

一般図書（例）

【通級による指導】
○福井県では、通級指導担当者が対象児童生徒の在籍する学校を巡回して指導する、「巡回指導」方式をとっている（ろう通級を除く）。
○指導内容は、自立活動の内容（上記【特別支援学級での教育】参照）を参考とする。障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導することもできる。ただし、単なる教科の補充学習はできない。
○通級指導担当者、特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任などが連携を密にし、情報共有および共通理解をしながら、協力して指導・支援を行う。

【個別の教育支援計画等の作成と活用および支援の流れ】
○特別支援学級在籍児童生徒および通級による指導を受ける児童生徒については、きめ細かな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために個別の教育支援計画および指導計画を作成しなければならない。なお、個別の教育支援計画等については、福井県では『子育てファイルふくいっ子』の中の様式を推奨している。

子育てファイルふくいっ子

○当該児童生徒が進学先や次の学習段階でも適切な指導・支援を受けることができるよう、保護者の了承を得た上で個別の教育支援計画等を活用して、支援等の引継ぎを行う。
○指導・支援の内容等については、管理職や特別支援教育コーディネーター、関係教職員等による校内支援委員会で検討する。また、必要に応じて関係機関等との連携を図る。
○個別の教育支援計画等の作成を含む支援の流れは以下のとおり

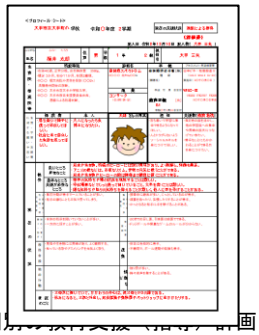
個別の教育支援・指導計画

【支援の流れ図】

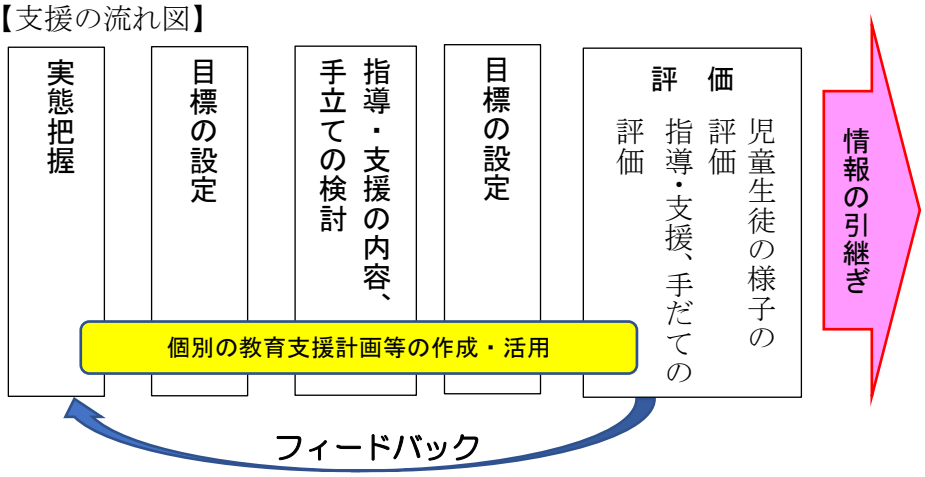

＜参考資料＞

□小学校学習指導要領（平成２９年３月告示）および同解説総則編

□中学校学習指導要領（平成２９年３月告示）および同解説総則編

□高等学校学習指導要領(平成３０年３月告示)および同解説総則編

□特別支援学校学習指導要領（平成２９年４月告示）および同解説総則編

□文部科学省「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」（令和２年３月）

□文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供の教育支援の手引」（令和３年６月）

□福井県「子育てファイル ふくいっ子」（平成２６年７月改訂）

□福井県「特別な支援が必要な子どものための移行支援ガイドライン」（平成２５年３月）

□福井県「通級学級の担任のための通級による指導サポートブック」（平成３０年３月）

□福井県「特別支援学級・通級による指導に関する手引き」（令和２年５月改訂）

□福井県特別支援教育センターＨＰ　http://www.fukuisec.ed.jp/

第5章　各教科等の指導

１　国語科

＜小学校＞

１　国語科学習のねらい

学習指導要領（平成２９年告示）において、国語科で育成を目指す資質・能力は、「国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力」とされ、国語科は、国語で正確に理解し表現する「言語能力」を育成する教科であることが示されている。

２　国語科の内容

国語科の内容は〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕から構成されている。〔知識及び技能〕の内容は「(1)言葉の特徴や使い方に関する事項」、「(2)情報の扱い方に関する事項」、「(3)我が国の言語文化に関する事項」から構成されている。〔思考力、判断力、表現力等〕の内容は、「Ａ話すこと・聞くこと」「Ｂ書くこと」及び「Ｃ読むこと」からなる３領域で構成されている。

３　授業づくり及び指導上の留意点

（１）学習の系統性について

国語科の指導内容は、系統的・段階的に上の学年につながっていくとともに、螺旋(らせん)的・反復的に繰り返しながら学習し、資質・能力の定着を図ることを基本としている。そのため、小・中学校を通じて、〔知識及び技能〕〔思考力、判断力、表現力等〕の指導事項と言語活動例のそれぞれにおいて、重点を置くべき指導内容を明確にし、系統化が図られている。各学年の指導に当たっては、学習の系統性を充分に理解した上で、児童に学びの見通しをもたせる必要がある。また、単元や題材など内容や時間のまとまりごとに適切に学習を振り返らせることで、児童に学びを自覚させ、学んだことを生かしていこうとする姿勢を養うことができる。

（２）言語活動の工夫について

「言語能力」を育成する中心的な役割を担う国語科においては、言語活動を通して、資質・能力を育成することを基本とする。そのため、学習指導要領の〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域において、どのような言語活動を通して資質・能力を育成するかが、言語活動例として言語活動の種類ごとに示されている。授業づくりに当たっては、育成を目指す資質・能力や児童の発達段階、教材等に合った言語活動を設定し、主体的・対話的で深い学びの視点から、言語活動の質の向上を図ることが大切である。

【主体的な学びの視点】

児童が、学ぶことに興味や関心をもち、見通しをもって粘り強く取り組むとともに、自らの学習を振り返り、次の学習や実生活につなげられる言語活動となっているか。

【対話的な学びの視点】

対話を通して、自己の考えを広げ深める言語活動となっているか。

【深い学びの視点】

言葉による「見方・考え方」を働かせながら、知識・技能を関連付け、目的や場面、状況等に応じて資質･能力を活用･発揮でき、次の学習や実生活につながる言語活動となっているか。

（３）語彙指導について

語彙は、すべての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の重要な要素である。このため、語彙を豊かにする指導の充実を図る必要がある。語彙を豊かにするとは、自分の語彙を量と質の両面から充実させることである。意味を理解している語句の数を増やすだけでなく、話や文章の中で使いこなせる語句の量を増やすよう指導することが重要である。

（４）情報の扱い方に関する指導について

急速に情報化が進展する社会において、様々な媒体の中から必要な情報を取り出したり、情報同士の関係を分かりやすく整理したり、発信したい情報を様々な手段で表現したりすることが求められる。話や文章に含まれている情報を取り出して整理したり、その関係を捉えたりする学習を通して、情報を正確に理解し、適切に表現する資質・能力を育成していくことが重要である。指導に当たっては、カードやふせん、思考ツールや表を用いて情報同士の関係性を可視化し操作したり、情報の内容や情報同士のつながりを検討したりする学習が効果的である。

（５）ＩＣＴの活用

〔思考力、判断力、表現力等〕の〔話すこと・聞くこと〕、〔書くこと〕、〔読むこと〕の各領域に示した学習過程における指導において、ＩＣＴの効果的な活用方法や活用場面を考え実践する。

＜中学校＞

１　国語科学習のねらい

学習指導要領（平成２９年告示）において、国語科で育成を目指す資質・能力は、言語活動を通して、「国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力」と示されている。

２　国語科の内容

国語科の内容は〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕から構成されているが、それぞれの順序性をもって育成したりすることを示すものではない。〔知識及び技能〕の内容は「(1)言葉の特徴や使い方に関する事項」、「(2)情報の扱い方に関する事項」、「(3)我が国の言語文化に関する事項」から構成されている。〔思考力、判断力、表現力等〕の内容は、「Ａ話すこと・聞くこと」「Ｂ書くこと」及び「Ｃ読むこと」からなる３領域で構成されている。

３　授業づくり及び指導上の留意点

（１）学習の系統性の重視

国語科の指導内容は、系統的・段階的につながっていくとともに、螺旋(らせん)的・反復的に繰り返しながら学習し、資質・能力の定着を図ることを基本としている。そのため小・中学校を通じて、指導内容の系統化が図られている。各学年の指導に当たっては、学習の系統性を充分に理解した上で、生徒に学びの見通しをもたせる必要がある。また、単元や題材など内容や時間のまとまりごとに適切に学習を振り返らせることで生徒に学びを自覚させたり、既習事項を次の学習に生かしたりできる計画的な学習活動の取組みが重要である。

（２）授業改善のための言語活動の創意工夫

「言語能力」を育成する中心的な役割を担う国語科においては、言語活動を通して、資質・能力を育成することを基本とする。〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域において、どのような言語活動を通して資質・能力を育成するかが、学習指導要領に示されている。授業づくりに当たっては、育成を目指す資質・能力や生徒の発達段階や教材文等に応じた言語活動を設定し、主体的・対話的で深い学びの視点から、言語活動の質の向上を図ることが重要である。

【主体的な学びの視点】

生徒が学ぶことに興味や関心を高め、見通しをもって粘り強く取り組むとともに、自らの学習を振り返り、次の学習や実生活につなげられる言語活動となっているか。

【対話的な学びの視点】

生徒が対話を通して、自己の考えを広げ深める言語活動となっているか。

【深い学びの視点】

生徒が言葉による「見方・考え方」を働かせながら知識・技能を関連付け、目的や場面、状況等に応じて資質･能力を発揮でき、次の学習や実生活につながる言語活動となっているか。

（３）語彙指導

語彙は、すべての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の重要な要素である。このため、語彙を豊かにする指導の充実を図る必要がある。意味を理解している語句の数を増やすだけでなく、話や文章の中で使いこなせる語句の量を増やすよう意識をして指導する。

（４）情報の扱い方に関する指導

様々な媒体の中から必要な情報を取り出したり、情報同士の関係を分かりやすく整理したり、発信したい情報を様々な手段で表現したりすることが求められている。国語科においても、情報を正確に理解し、適切に表現する資質・能力を育成していくことが重要である。指導に当たっては、カードや付箋、思考ツールや表を用いて情報同士の関係性を可視化し操作したり、情報の内容や情報同士のつながりを検討したりする学習が効果的である。

（５）ＩＣＴの活用

国語科の指導の充実を図る観点から、〔思考力、判断力、表現力等〕の〔話すこと・聞くこと〕、〔書くこと〕、〔読むこと〕の各領域に示した学習過程における国語科の指導において、ＩＣＴの効果的な活用方法や活用場面を考え、実践していくことが重要である。

【留意点】

○資質・能力の育成に効果的な場合に、ＩＣＴを活用する。（ＩＣＴ活用はあくまでも手段）
○限られた学習時間を効率的に運用する観点からも、ＩＣＴを活用する。
○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげる。

２　社会科

＜小学校＞

１　「社会的事象の見方・考え方」を生かした授業づくりについて

小学校学習指導要領解説社会編には「社会的事象の見方・考え方」とは、「位置や空間的な広がり、時期や時間の経過、事象や人々の相互関係に着目して（視点）、社会的事象を捉え、比較・分類したり総合したり、地域の人々や国民の生活と関連付けたりすること（方法）」と示されている。これらの視点と方法を用いて「問い」を立て、社会的事象の特色や意味などを考えさせたり、社会に見られる課題を把握して、社会への関わり方を選択・判断させたりする授業づくりが重要である。

考えられる「視点」の例

○位置や空間的な広がりの「視点」

地理的位置、分布、地形、環境、気候、範囲、地域、構成、自然条件、社会的条件　など

○時期や時間の経過の「視点」

時代、起源、由来、背景、変化、発展、継承、向上、計画、持続可能性　など

○事象や人々の相互関係の「視点」

工夫、努力、願い、つながり、関わり、協力、連携、対策、役割、影響、多様性と共生　など

２　「問い」の種類

社会的事象の見方・考え方を用いる鍵となるのが、３種類の「問い」である。

①それぞれの視点に着目させて、社会的事象の様子や仕組みを捉えさせる問い

②捉えた社会的事象について、比較・分類したり総合したり関連付けたりして、社会的事象の特色を考えたり、地域の人々や国民の生活と関連付けて社会的事象の意味を考えたりさせる問い

③社会に見られる課題の解決に向けて、社会への自分たちの関わり方を選択・判断させる問い

①視点に着目させる問いの例

○どのような場所にあるか（場所）

○どのように広がっているのか（分布、範囲）

○なぜ、はじまったのか（起源）

○どのように変わってきたのか（継承、変化）

○なぜ、このような方法をとっているか（工夫・努力）

○どのようなつながりがあるか（関わり、協力）

②比較・分類、総合したり関連付けたりする問いの例

○どのような共通点があるか（比較・分類）

○どのような仕組みといえるか（総合）

○なぜ、必要なのか（関連）

○どのような役割を果たしているか（関連）

③社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断する問いの例

○これからはどのように続けていくべきか

○自分たちはどのような関わり方ができるか

３　「問い」の構成の工夫

「問い」を単元の中でどのように構成するかが大切である。単元の学習問題と毎時の授業における問いがどのようにつながり、どのように特色や意味に迫っているか、あるいはどのように社会への関わり方の選択・判断につながっているかなど、単元を通して問いの構成を工夫し、児童が社会的事象の見方・考え方を働かせるように授業設計する。

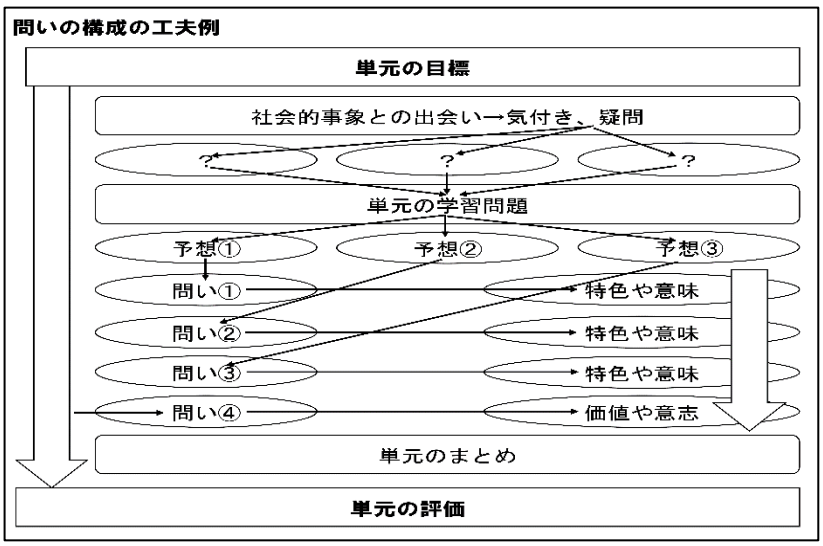

＜中学校＞

１　「社会的事象の見方・考え方」を生かした授業づくりについて

学習指導では社会的事象を捉える上で、生徒自身が「社会的な見方・考え方を働かせる」ことになる。その鍵となるのが「問い」である。例えば、地理的な見方・考え方である、「位置や空間的な広がり」の視点で考察させようとすれば、「どのような場所にあるか」「どのように広がっているか」等という「問い」を設けることで、生徒が自然に見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりすることができるようになる。

【地理的な見方・考え方】
社会的事象を、位置や空間的な広がりに着目して捉え、地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という枠組みの中で、人間の営みと関連付けること

【歴史的な見方・考え方】
社会的事象を、時期や推移などに着目して捉え、類似や差異などを明確にしたり、事象同士を因果関係などで関連付けたりすること

【現代社会の見方・考え方】
社会的事象を、政治、法、経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、よりよい社会の構築に向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けること

２　単元を通した学習課題の設定

課題解決学習を意識した、単元を通した学習課題（問い）を設定し、「社会的な見方・考え方」を働かせることで、社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連等を考察したり、社会に見られる課題を把握してその解決に向けて構想したりする学習を充実させることが求められている。

そこでまずは、授業を計画する上で、右下図のような単元全体のイメージをもつとよい。教材研究を進めようと思うと１時間ごとの授業の進め方に注力するものの、その１時間が単元全体のどのような位置付けかを見失うことがある。

単元全体でどのような資質・能力を身に付けさせたいか、どのような単元の学習課題を設定し、どのような方法で学ぶかを、単元を通した学習課題のもとで位置付けを明らかにしておくことで、つながりのある学習活動が展開できる。

３　内容の取扱いに関する配慮事項

①社会的事象ついて、考察したことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの言語活動に関わる学習を一層重視する。

②情報の収集などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、情報通信ネットワークなどの手段を積極的に活用する。その際、情報モラルの指導にも留意する。

③様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習活動を重視するとともに、作業的で具体的な体験を伴う学習の充実を図るようにする。

④多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いのないよう留意する。

単元の構成のイメージ

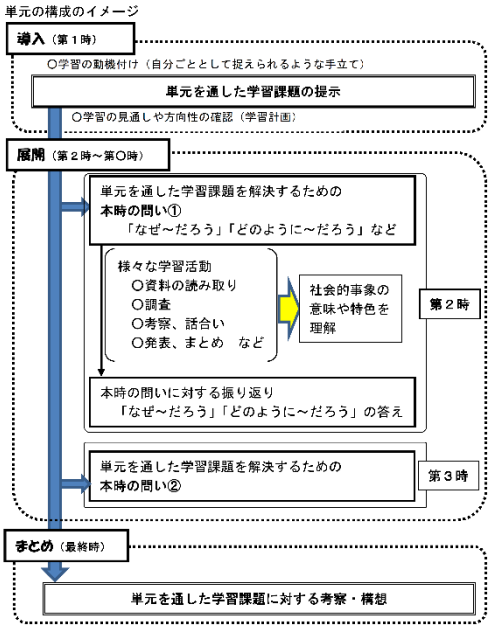

３　算数、数学科

＜小学校＞

算数科の目標は、「数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を育成する」ことである。数学的な見方・考え方と数学的活動を相互に関連をもたせながら、指導を行うことが重要である。

１　数学的な見方・考え方を働かせることについて

【数学的な見方】

事象を数量や図形及びそれらの関係についての概念等に着目してその特徴や本質を捉えること

⇨

・数とその表現に着目して捉える
・図形を構成する要素に着目して捉える
・量に着目して捉える
・伴って変わる二つの数量やそれらの関係に着目して捉える
・データの特徴や傾向に着目して捉える　な

【数学的な考え方】

目的に応じて数、式、図、表、グラフ等を活用しつつ、根拠を基に筋道を立てて考え、問題解決の過程を振り返るなどして既習の知識及び技能等を関連付けながら、統合的・発展的に考えること

⇨

＜統合的＞…異なる複数の事例をある観点から捉え、それらに共通点を見いだして一つのものとして捉え直すこと

＜発展的＞…物事を固定的なもの、確定的なものと考えず、絶えず考察の範囲を広げていくことで新しい知識や理解を得ようとすること

２　数学的活動について

事象を数理的に捉えて、算数の問題を見いだし、問題を自立的、協働的に解決すること

⇩

・数学的活動を楽しめるようにする機会を設ける
・算数の問題を解決する方法を理解するとともに、自ら問題を見いだし、解決するための構想を立て、実践し、その結果を評価・改善する機会を設ける
・具体物、図、数、式、表、グラフ相互の関連を図る機会を設ける
・友達と考えを伝え合うことで学び合ったり、学習の過程と成果を振り返り、よりよく問題解決できたことを実感したりする機会を設ける

３　主体的・対話的で深い学びの実現に向けて

○主体的な学びについて
- 問題解決に向けて見通しをもつ
- 問題解決の過程を振り返る
- よりよく解決したり、新たな問いを見いだしたりする

○対話的な学びについて
- 新しい考えを理解する
- よりよい考えに高めたり、本質を明らかにしたりする
- 自らの考えや集団の考えを広げ深める

○深い学びについて
- 新たな知識・技能を見いだしたり、それらと既習の知識と統合したりして思考や態度が変容する

（例）２年「かけ算」

○つかむ

『はこの中に チョコレートは何こありますか。』

○見通す　「かけ算が使えるかな。」

「同じ数のまとまりがあるよ。」

○考える（個人で→全体で友達の考えの共有）

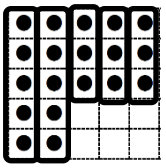

5×2＝10
3×3＝9
10＋9＝19

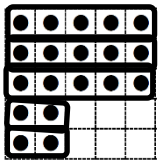

5×3＝15
2×2＝4
15＋4＝19

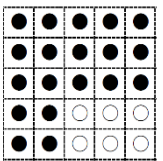

5×5＝25
2×3＝6
25－6＝19

○まとめる　振り返る

「どの考えも、かけ算を使っています。」

「まとまりをたしたり、全体から引いたりしています。」

「自分の考えとの違いがわかりました。」

「他の分け方も考えてみたいです。」

○適用（活用）問題をする

＜中学校＞

数学科の目標は、「数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を育成する」ことである。数学的な見方・考え方と数学的活動を相互に関連させながら、指導を行うことが重要である。

１　数学的な見方・考え方を働かせることについて

【数学的な見方】
事象を数量や図形及びそれらの関係についての概念等に着目して、その特徴や本質を捉えること

・数の範囲に着目
・図形の構成要素に着目
・数量の変化や対応の関係に着目
・データの分布に着目　など

【数学的な考え方】
目的に応じて、数、式、図、表、グラフ等を活用しつつ、論理的に考え、問題解決の過程を振り返るなどして既習の知識及び技能を関連付けながら、統合的・発展的に考えること

・論理的に考察する力は、様々な事象を数理的に捉え、数学的に表現・処理し、問題を解決し、解決過程を振り返り得られた結果の意味を考察する過程を遂行すること（数学的活動）を通して養われる
・統合的に考えるとは、既習のものと新しく生み出したものとを包括的に扱えるように意味を規定したり、処理をまとめたりすること
・発展的に考えるとは、数学を既成のものとみなしたり、固定的で確定的なものとみなしたりせず、あらたな概念、原理・法則などを創造しようとすること

※数学的に考える資質・能力の育成に向けて、数学の４つの領域において広く働かせることが重要

２　数学的活動について

数学的活動とは、事象を数理的に捉え、数学の問題を見いだし、問題を自立的、協働的に解決すること

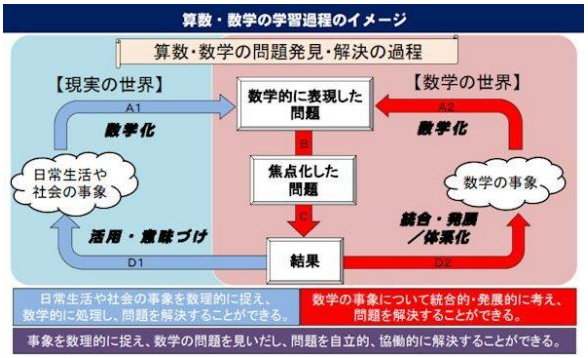

※数学的活動を通して、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図る。

３　主体的・対話的で深い学びの実現に向けて

○主体的な学びについて
・問題解決に向けた見通しをもつ
・問題解決の過程を振り返る
・よりよく解決して新たな問いを見いだす

○対話的な学びについて
・数学的な表現を用いて論理的に説明する
・よりよい考えや本質について話し合う
・よりよい考えに高め、本質を明らかにする

○深い学びについて
・新しい概念を形成する
・よりよい方法を見いだす
・新たな知識・技能を身に付けて統合する
・思考や態度が変容する

（例）二次方程式の解き方を振り返り、自分の解き方を改善しようとする態度を身に付ける

１．二次方程式を解く際に気を付けるポイントを考える
（例）$4x^2 = 20$　　$x^2 + 4x + 3 = 0$　　$x^2 + 5x = -6$
$x^2 = 5$　　$(x+3)(x+1) = 0$　　$x^2 + 5x - 6 = 0$
$x = \sqrt{5}$　　$x = 3,1$　　$(x+6)(x-1) = 0$
$x = -6,\ 1$

見通しをもつ → 解き方が正しいかどうか判断する

２．各自で取り組み、ペアやグループで確認する

３．自分にとっての気を付けるポイントを考える
各自で考えポイントを整理する

４．全体で共有する

５．ポイントを振り返る
自分にとっての気を付けるポイントとその理由を書く
※他者の考え方に目を向け、自分にとって必要な考え方を取り入れようとしているかどうかを見取り評価する

※このような視点で授業改善を進め、「数学のよさ」を実感できるようにする。

４　理科
＜小学校＞

１　問題解決の力の育成　「思考力・判断力・表現力等」として、学年を通して育成を目指す。

学　年	育成を目指す問題解決の力	留意点
第3学年	差異点や共通点を基に、問題を見いだす力	複数の自然の事物・現象を比較し、異なる点や共通点を捉えられるような状況をつくる事が大切
第4学年	既習の内容や生活経験を基に、根拠のある予想や仮説を発想する力	これまでの経験の中で同じような事物・現象はなかったか、これまでの知識を活用することで解決につながることはないかと問いかける等、子供たちが考えるための支援を行うことが大切
第5学年	予想や仮説を基に、解決の方法を発想する力	解決したい問題について、自分なりの予想や仮説を立てたら、その予想や仮説を確かめるために自分なりの解決の方法を考えることが大切
第6学年	より妥当な考えをつくりだす力	複数の側面から考え、自分が既にもっている考えを、より科学的なものに変容させることが大切

※上記の力はその学年で中心的に育成するものと示されているもので、他学年で掲げている力の育成についても十分配慮する。

２　理科の見方・考え方
◎見方…自然の事物・現象をどのような視点で捉えるか。

領　域	特徴的な視点	
エネルギー	量的・関係的	・一方の量が変化することに伴い、もう一方の量も変化するのか ・どのように変化するのか　等
粒子	質的・実体的	・物によって異なる性質があるのではないか ・見えない物でも実体として存在しているのではないか ・形が変わっても同じ量が存在しているのではないか　等
生命	共通性・多様性	・共通した働きをする部分や成長の仕方などがあるのではないか ・生物には様々な形態や生態があるのではないか　等
地球	時間的・空間的	・時間が経過すると、どのように変化するのか ・もっと広い範囲で考えるとどうか　等

※これらは領域固有の視点ではなく、「原因と結果」「部分と全体」「定性と定量」などの視点がある。

◎考え方…物事をどのように考えていくのか。

問題解決の力を育成するために大切な「考え方」	
「比較する」	同時に比較しそれぞれの特徴を捉える、時間的な前後の関係を調べ変化を捉える
「関係付ける」	生活と関係付ける、学習と関係付ける
「条件を制御する」	何を調べたいのか明確にし、調べたい条件以外の条件はそろえる
「多面的に考える」	導き出した答えを様々な面から見直し、自然の事物・現象を捉え直す

３　授業づくりのポイント

問題解決の過程

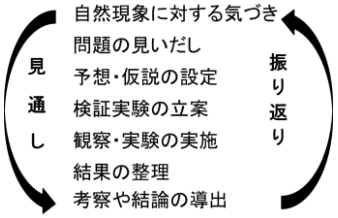

○「見通し」と「振り返り」

小学校理科では、右図の問題解決の過程を通じた学習活動を重視してきた。「今は何を調べているのか」「今は何をするのか」など、常に問題が何かを確認させて、意識的に学ぼうとする環境を設定することが大切である。また、今の自分の状況を確認するための振り返りを行うことで、自分が考えていることが正しいのかどうか、子供自身が常に考えられるようにすることが大切である。

○自然に親しむ

小学校理科の学習は、子供が自然に親しむことから始まる。ここでの「自然に親しむ」とは、子供が関心や意欲をもって対象と関わることによって、自ら問題を見いだし、それを追究し、解決していく活動を示している。子供が解決する問題は、教師から一方的に与えられるものではなく、子供自身が解決したい問題を見いだすことが大切である。持たせたい問題（教科書に書かれてある問題）があったとしても、その問題を子供自身が持てるよう導入を工夫することが大切である。

○科学的

問題解決を「科学的」に行うことを目指しているのが小学校理科の特徴である。子供たちが問題を実証性、再現性、客観性等の条件を検討することを重視しながら、解決していく。したがって、予想や仮説を基に、観察、実験を行い、その結果を踏まえて結論をだすという学び方を大切にしたい。

・実証性－実験、観察等で確かめられるかな　　・再現性－何回やっても同じ結果になるかな
・客観性－誰もが認めて、納得するかな

＜中学校＞

1　科学的に探究する力の育成　「思考力･判断力･表現力等」として、3年間を通じて育成を図る。

学　年	主に重視する探究の学習過程
第１学年	自然の事物･現象に進んで関わり、その中から問題を見いだす活動
第２学年	解決する方法を立案し、その結果を分析して解釈する活動
第３学年	探究の過程を振り返る活動

2　理科の見方・考え方

◎見方…自然の事物・現象をどのような視点で捉えるか

領域	エネルギー	粒子	生命	地球
特徴的な視点	量的・関係的	質的・実体的	共通性・多様性	時間的・空間的

※これらの視点は領域固有のものではなく、その強弱はあるものの他の領域でも用いられる視点であり、これら以外の視点もあることに留意する。

※これらの視点を必要に応じて組み合わせて用いることも大切である。

◎考え方…物事をどのように考えていくのか。　※資質･能力としての思考力や態度とは異なる。

（例）

「比較する」	同時に比較する、時間をおいて比較する 等
「関係付ける」	生活と関係付ける、学習と関係付ける 等
「条件を制御する」	予想を検証するために、何に注目するのか明確にする 等
「多面的に考える」	導き出した答えを様々な面から見直し、自然の事物･現象を捉え直す 等

3　授業づくりのポイント

（１）生徒の科学的な探究の過程（右図）の充実

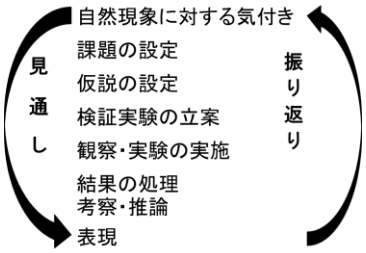

①課題の把握…生徒自らが課題を見つけたり、自分のこととして把握したりすることが大切である。

②課題の探究…課題を解決するためにはどのような方法で探究していけばよいか、生徒自身が見通しを持つことが大切である。

③課題の解決…考察の場面において、生徒自身が自分の学びを振り返り、課題を解決することが大切である。

（２）単元を見通した場面設定

○自身の学びや変容を自覚する場面
○考えを広げたり深めたりする場面
○生徒が考える、教師が教える場面

➡ 単元などのまとまりを見通して、意図的に組み込んでいくことが大切

（３）具体的に意識したい点

○学びの必然性

課題との出会わせ方を工夫し、生徒が自分のこととして捉え、知りたいという思いを引き出すことにより、何のために学習するのか、生徒自身が学びの必然性を感じられるようにすることが大切である。

○対話の必然性

単に対話的な活動を取り入れるのではなく、対話を通して自分の考えをより妥当なものにできるようにする。そのために、自分の考えを持って臨んでいるか、科学的な根拠を基に対話しているか確認することが大切である。

○振り返りの充実

必ずしも授業の最後に行うとは限らない。実験がうまくいかなかった時等にその理由を考えるなど、必要に応じて行うことが大切である。

５　生活科

１　教科の特性

生活科は平成元年の創設以来、児童の生活圏を学習の対象や場として、それらと直接関わる具体的な活動や体験を通して、様々な気付きを得て自立への基礎を養うことをねらいにしてきた。

「気付き」は、低学年児童の発達の特性から設定されてきた生活科独自の資質・能力の一つといってよい。確実に「気付き」を身に付けさせるためには、「気付き」とはどういう概念のものであるのか、教員がそれを理解する必要がある。

生活科でいう「気付き」とは、対象に対する一人一人の認識であり、児童の主体的な活動によって生まれ、知的な側面だけでなく、情意的な側面も含まれる。また、固有な特徴や本質的な価値となる確かな認識へとつながり、次の自発的な活動を誘発するものであるといわれている。

「気付き」の質を高めるためには、気付いたことを伝えたり、交流したり、振り返って捉え直したりして表現することが大切である。気付きの質の高まりは、満足感、成就感、自信、やりがい、一体感などの手応えとなり、次の体験への安定的で持続的な意欲につながっていくことになる。

２　学習指導のポイント

（１）児童の思いや願いから始まる学習過程にすること

生活科においては、一連の学習活動の「まとまり」としての単元の中で、体験活動と表現活動が繰り返されることで児童の学びの質を高めていく。活動や体験は、教師の指示からではなく、児童の思いや願いから始まらなければならない。例えば、**「①思いや願いをもつ→②活動や体験をする→③感じる・考える→④表現する・行為する（伝え合う・振り返る）」というような学習過程を基本にして、単元にふさわしい展開をつくること**が重要である。

（２）主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

生活科における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導は、「気付きの質を高める」学習指導そのものである。児童の気付きの質を高めるためには、その都度の児童の学習状況を見取り、適時、的確に働きかけをする教師の指導や振り返り、活動したことや気付いたことを言葉で表していく学習活動を仕組んでいくことが重要である。教師の指導により、児童が対象に対する気付きのみならず、自分自身のがんばりや学びのよさに気付いていくことになり、次の学習への自信と意欲につながっていくのである。

気付きの質を高める学習に必要なこととして、**①試行錯誤を繰り返す場の設定、②伝え合い交流する場の工夫、③振り返り表現する機会の設定、④児童の多様性を生かし学びをより豊かにするとともに、日常生活を豊かに自覚的に営む学習指導**が挙げられる。

（３）多様な学習活動を行うこと

具体的な活動や体験を通して気付いたことをもとに考えることができるようにするために、**見つける、比べる、たとえる、試す、見通す、工夫する等の多様な学習活動を行うようにする。**

多様な学習活動を行いながら、気付きを比較したり、分類したり、関連付けたりするなどして分析的に考える。さらには、試す、見通す、工夫するなどの学習活動を行うことで、より質の高い気付きを生み出すことにつながるのである。

（４）他教科等との関連

他教科等との関連を積極的に図ることで、低学年教育全体の充実を図り、中学年以降の教育に円滑に移行する必要がある。特に、幼児期における遊びを通した総合的な学びから、他教科等における、より自覚的な学びに円滑に移行できるよう、**入学当初におけるスタートカリキュラムの編成では、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定などを工夫する。**

６　音楽科

１　音楽科学習のねらい

小学校（および中学校）の音楽科は、表現及び鑑賞の（幅広い）活動を通して、**音楽的な見方・考え方**を働かせ、生活や社会の中の音や音楽（、音楽文化）と豊かに関わる資質・能力を育成することをねらいとしている。

音楽的な見方・考え方とは、①音楽に対する感性を働かせ、②音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、③自己のイメージや感情、生活や（社会、伝統や）文化などと関連付けることである。

題材など、内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら音楽表現（歌唱、器楽、音楽づくり（創作））を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりするなど、思考、判断、表現する一連の過程を大切にした学習の充実を図ることが重要である。

なお、年間を通して「歌唱」に偏ることなく、「音楽づくり（創作）」と「鑑賞」の質的充実を図り、「歌唱」「器楽」「音楽づくり（創作）」「鑑賞」の学習をバランス良く行うことが必要である。

２　音楽科の授業計画のポイント

音楽の授業においては、児童生徒が「歌うことが好き」「いろいろな楽器を演奏することに挑戦したい」と思えることが大切である。しかし、「音楽活動」のみに終始するものではない。例えば、「児童生徒が楽しそうに歌っている（演奏している）」ことは、上記のねらいを達成するための授業の一場面としてはあり得るが、学びがないのであれば、音楽科の授業としては成立していない。音楽発表会や合唱コンクールに向けての練習には注意が必要である。

（１）「音楽的な見方・考え方」を働かせることのできる指導計画になっていること

①音楽に対する感性を働かせること　≪音楽科学習の成立基盤≫

例えば、ある音楽を聴いて・・・

「わくわくした気分になる」「小鳥たちが楽しくお話しているみたい」

②音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉えること　≪音響としての存在≫

例えば、①にように感じたことを・・・

「タッカ、タッカのリズムがたくさんあって、繰り返されるからわくわくした気分になるんだね」（リズム、反復）

「小鳥が楽しくお話しているように感じたのは、透きとおった音色の２つのメロディーがかけ合いながら演奏されていたからだね」（音色、呼びかけとこたえ）

③②で捉えたことと、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けること　≪意味のある存在≫

②の意見を交流させ、例えば・・・

「わくわくした気分になるのは、小鳥たちが楽しくお話ししているように、フルートのメロディーが呼びかけ合っているからだね」（自己のイメージや感情との関連）

別の題材（民謡）の学習で、例えば・・・

作業の仕草をしながら地域に伝わる民謡を歌うことを通して、「便利な機械がなかった頃は、こういうふうに歌を歌って、みんなの力を合わせたり、歌の拍に合わせて動きを合わせたりして作業したんだね」と思いを巡らせたりする。

（生活や文化などとの関連）

（２）「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るようにすること

①「主体的な学び」の視点から

児童生徒が、学びの見通しをもち、学んだことや自分の変容を自覚し、次の学びにつなげることができること

②「対話的な学び」の視点から

音楽表現をしたり音楽を聴いたりする過程において、気付いたことや感じたことなどについて言葉や音楽で伝え合い、共有・共感することで、自分の考えをもったり、音楽に対する価値意識を構築したりすること

③「深い学び」の視点から

児童生徒が音や音楽に出会う場面を大切にし、「音楽的な見方・考え方」を働かせて、

一人一人が音楽と主体的に関わることができるようにすること

聴き取ったこと（知覚）・感じ取ったこと（感受）を言葉や体の動きなどで表したり比較したり、関連付けたりしながら、音楽を形づくっている要素のはたらきや特徴について他者と共有・共感したりする活動を適切に位置づけること

例：Ｔ：楽譜を提示して、リズムに着目して気がつくことを発表させる

Ｓ：「楽譜のどの段にも ターンタ というリズムが出てくる。」…**【特徴の知覚】**

Ｔ： 楽譜で確認し、ターンタ の部分を歌ったりした後、「どんな感じがする？」

Ｓ：「ターンタ というリズムは、わくわくした感じがするな。」…**【感受】**

Ｔ：「わくわくする気分を伝えるために、どんなふうに歌いたい？」

Ｓ：「ターンタ は弾むように軽やかに歌いたい。」…**【思いや意図をもつ】**

３　学習形態の工夫について

グループ等での学習と学級全体での活動が相乗効果を生み、一人一人の学習が充実するように学習形態を工夫することも必要である。その際、指導者の発問や児童生徒の演奏、意見の取り上げ方が重要になる。「発表」と「拍手」の繰り返しのみでは、学びは深まらない。

例：　【全体①】　今日のめあてを確認をする。

→【個人①】　個人で思いや意図をもつ。

→【ｸﾞﾙｰﾌﾟ①】　個人の思いや意図を交流させ、試し、工夫する。

→【全体②】　指導者は各グループの優れたところを紹介し、グループ活動の学習の質を高める視点を提供する。場合によっては、学級全員で試して歌う（演奏する）などし、効果を実感する。

→【ｸﾞﾙｰﾌﾟ②】　【全体②】を受け、試し、工夫し、追究する。（学習の質を高める。）

→【全体③】　今日のめあてを十分意識させて発表し合い、評価し合う。

→【個人②】　個人の学びの深まりを確認する。

４　我が国や郷土の伝統音楽の取扱いについて

我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくことに更なる充実が求められている。それを踏まえ、和楽器は、小学校では第３学年から取り上げる旋律楽器として例示されている。また、中学校では、３学年間を通じて１種類以上の楽器を用いることが示されている。

7　図画工作科、美術科

1　図画工作科、美術科の目標

＜図画工作科＞

　表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を育成することを目指す。

＜美術科＞

　表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を育成することを目指す。

※小・中・高を通して育成する

小学校・・・・・生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力
中学校・・・・・生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力
高等学校・・・生活や社会の中の美術や美術文化と幅広く関わる資質・能力

↓ 学びの連続性

2　小学校図画工作科について

（1）「表現」の２つの側面

①造形遊びをする活動

・身近にある自然物や人工の**材料の形や色などから思い付いた造形活動**を行うもの
・結果的に作品になることもあるが、**初めから具体的な作品を作ることを目的としない。**
・発達段階に合わせて指導事項が示されている。積み重ねていくことが大切。

	発想の基になるもの	活動の中で目指す行為
低学年	材料	並べる、つなぐ、積む
中学年	材料＋場所	組み合わせる、切ってつなぐ、形を変える
高学年	材料＋場所＋空間	方法などを組み合わせる

②絵や立体、工作に表す活動

・感じたこと、想像したこと、見たことなどから**児童が表したいことを**表すもの
・およそのテーマや目的を基に**作品を作ろうとすることから始まる。**

（2）授業づくりのポイント

①育成を目指す資質・能力を明確にする。（ここでは、発想や構想、技能のみ明記）

＜造形遊びをする活動＞

発想や構想：・活動を思い付く　・どのように活動するかを考える
技能：・材料や用具を使う　・活動を工夫してつくる

＜絵や立体、工作に表す活動＞

発想や構想：・**表したいことを見つける**　・どのように表すか考える
技能：・材料や用具を使う　・**表し方を工夫して表す**

活動そのものがめあてではない。活動を通してどんな力を身に付けるのかがめあてであり、それを子どもたちに伝えることが大切

表したいことを見付けるのは子ども自身！

「自分の思い」を基に表し方などを工夫することを重視

※図画工作科の学習は**造形的な創造活動を目指している**ことを踏まえ、**具体的なものの形や色などを単に再現することを強いるものではない**ことに留意する必要がある。

②「知識」の指導

・「知識」の指導では、自分の感覚や行為を通して**実感的に理解**できるように指導する。
・低、中、高と発展的に学習を深めていくためには、指導事項を適切に扱うことが大切

指導事項	**低学年**	形や色、触った感じ
	中学年	**低学年**＋形の感じ、色の感じ、組合せによる感じ、色の明るさ
	高学年	**低学年**＋**中学年**＋動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさ

（３）指導と評価の一体化のポイント

①「作品」を評価するのではなく、「児童の学び」を評価する。

○作品**からの**評価　≠　×作品**の**評価

・完成した作品を見直すことで、観察や対話で捉えたことを確かめたり、表現の変化や、そこで育まれた資質・能力を把握したりすることができる。

②声かけのポイント

×「上手に描けたね」⇒ ○「表し方を工夫したね」

作品自体よりも、働かせた「資質・能力」で声かけをしていくことで、図工を学ぶ意義を子どもたちと共有でる。

×「なんかいいね」⇒ ○「ここの～こだわったね」

〔共通事項〕をキーワードに具体的に声かけをすることで「造形的な見方・考え方」が深まる。

（例）色、形、組合せ、動きなど

３　中学校美術科について

（１）授業づくりのポイント

①主題を生み出すことを重視

・主題を生み出すことは、学習を進める上で**基盤となるもの**であり、**発想や構想を高める**ための重要な部分である。

・主題を生み出せるようにするために、**題材名を工夫する**。（学習のねらいが伝わるように）

×「校舎を描こう」⇒ ○「○○な校舎を描こう」

×「パッケージデザイン」⇒ ○「多くの人に魅力を伝える○○パッケージを考えよう」

②表現と鑑賞の関連を図る

・発想や構想と鑑賞の学習の**双方に働く中心となる考えを軸**にそれぞれの資質・能力を高められるようにすることが大切。

（例）題材名：「多くの人に魅力を伝える○○パッケージを考えよう」

⇒　軸：「伝達の効果と美しさなどとの調和を総合的に考える」

・表現の学習が鑑賞に生かされ、そしてまた、鑑賞の学習が表現に生かされることで、一層充実した創造活動に高まっていく。

４　造形的な見方・考え方について

感性や想像力を働かせ、対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと（図画工作科）

〔共通事項〕（１）

「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　自分の感覚や行為を通して、形や色などの造形的な特徴を理解すること	**イ**　形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつこと

☜ 例：高学年の指導事項

造形要素に着目する「木を見る視点」（**ア**）と全体に着目する「森を見る視点」（**イ**）の両方をもてるようにすることが大切。

例：**ア**…夕焼けに染まって、校舎もオレンジ色になっている。

　　イ…夕焼けと校舎の組合せは、なんだか寂しい感じがするな。

８　体育科、保健体育科

１ 体育科、保健体育科の目標と内容

下表は学習指導要領に示された目標と内容である。小学校１年生から高校卒業までの１２年間を見通し、系統的に学習を展開していくことが大切である。

体育科、保健体育科の目標及び内容

<table>
<tr><td></td><td colspan="3">小　学　校</td><td colspan="2">中　学　校</td><td colspan="2">高　等　学　校</td></tr>
<tr><td></td><td>１・２年</td><td>３・４年</td><td>５・６年</td><td>１・２年</td><td>３年</td><td>入学年次</td><td>次の年次以降</td></tr>
<tr><td>発達段階のまとまり</td><td colspan="2">各種の運動の基礎を培う時期</td><td colspan="2">多くの領域の学習を経験する時期</td><td colspan="2">卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わることができるようにする時期</td></tr>
<tr><td>目　標</td><td colspan="3">体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その課題に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指す</td><td colspan="2">体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な課題に向けた学習課程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指す</td><td colspan="2">体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習課程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を育成することを目指す</td></tr>
<tr><td rowspan="9">内　容</td><td>体つくりの運動遊び</td><td>体つくり運動</td><td>体つくり運動</td><td>体つくり運動</td><td colspan="3">体つくり運動</td></tr>
<tr><td>器械・器具を使っての運動遊び</td><td>器械運動</td><td>器械運動</td><td>器械運動</td><td rowspan="4">①以上選択</td><td rowspan="5">②以上選択</td></tr>
<tr><td>走・跳の運動遊び</td><td>走・跳の運動</td><td>陸上運動</td><td>陸上競技</td></tr>
<tr><td>水遊び</td><td>水泳運動</td><td>水泳運動</td><td>水　泳</td></tr>
<tr><td>表現リズム遊び</td><td>表現運動</td><td>表現運動</td><td>ダ ン ス</td></tr>
<tr><td>ゲ　ー　ム</td><td>ゲ　ー　ム</td><td>ボール運動</td><td>球　技</td><td rowspan="2">①以上選択</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2"></td><td>武　道</td></tr>
<tr><td colspan="2">体育理論</td><td colspan="2">体育理論</td></tr>
<tr><td colspan="2">保健領域</td><td>保健分野</td><td colspan="2">科目保健（入学年次含む連続　する２年</td></tr>
</table>

２ 学習指導要領改訂の主なポイント

＜小学校・中学校＞

・心と体を一体として捉え、生涯にわたる心身の健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実現を重視

・体験的な活動を重視し、「する・みる・支える・知る」のスポーツとの多様な関わり方やオリンピック・パラリンピックに関する指導を通して、スポーツの意義や価値等に触れることができるよう内容を改善

＜小学校＞

・運動を苦手と感じている児童や運動に意欲的に取り組まない児童、障がいのある児童等への指導についての配慮

・自己の健康の保持増進や回復等に関する内容やけがの手当等、技能についての内容を改善

＜中学校＞

・体力や技能の程度、年齢や性別及び障がいの有無等に関わらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有できるよう内容を改善

・現代的な健康課題の解決に関わる内容や心肺蘇生法等の技能について内容を改善

３ 「主体的･対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

【主体的な学び】の実現に向けた授業改善の視点例

①子供の興味や関心を喚起しているか。
→内発的な動機付けの促進が大切になる。
②本時または単元の目標（めあて）や内容等を明示しているか。
→目標の達成や課題解決のために、「何をどのように行うのか」を理解し、見通しをもって取り組める。
③毎時間の振り返りを大切にしているか。
→学びの振り返りを習慣化することにより、次時の課題が明確になり、修正等が可能となる。
④学びの成果の確認
→成果を実感するには、他者からの賞賛を得られる機会を増やす。
→授業者の言葉がけが子供相互の言葉がけに波及していくことから、授業者の語彙を増やすとともに、子供の学びの成果を見逃さず褒めたり、意味づけたりすることが重要になる。

【対話的な学び】の実現に向けた授業改善の視点例

①子供一人一人の表現力を伸ばしているか。
→子供が気軽に声を掛け合ったり、相談し合ったりできる雰囲気をつくる。
→動きを通して伝える表現やオノマトペを用いた表現など、多様な表現力を育成する。
②必然性のある対話が展開されているか。
→課題解決のための有意味な対話を実現するには、どのような言葉を用いたやりとりを目指すのか、授業者が明確にしておく。そして、その言葉を引き出すための場や活動を意図的に仕組む。
③他者との対話が手掛かりとなり、子供の新たな気付きやさらなる動機付けになっているか。
→見合いや教え合いのポイント、グループでの話し合いの視点を明確に提示する。
→励まし合いや褒め合い、チームとしての意識を高揚させる声の掛け合いなど、感性や情緒に関する対話により、楽しさや意欲を高めることも重要である。

【深い学び】の実現に向けた授業改善の視点例

①易しい課題に終始せず、試行錯誤を促しているか。
→単元計画を見通し、「教師が教えること」と「子供に委ねること」を整理する。
→様々な方法を試しながら、自分の行い方を見つけていく楽しさに気付けるようにする。
②課題解決に向けた思考に深まりが見られているか。
→「技能」だけが「できる」ではなく、育成を目指す資質・能力の三つの柱に関わる様々な「わかる」「できる」を実現していくことが重要であり、そうした過程において、課題の解決に向けた思考が深まっていくものと考える。
③体育や保健の見方・考え方を働かせているか。
→発達段階に応じて、体育や保健の見方・考え方を育んでいくとともに、見方・考え方を働かせる場面を設定する。

※体育や保健の見方・考え方：小学校学習指導要領(平成２９年告示)解説　　体育編　Ｐ１８
中学校学習指導要領(平成２９年告示)解説保健体育編　Ｐ２５

４　観点別評価の進め方

指導したことがどの程度身についたかを単元途中の適切な時期に評価する。その結果を次時以降の指導改善に生かしながら、継続した指導を行う。また、単元途中の評価を最終的な評価とするのではなく、その後の学習状況の変化を再評価し、必要に応じ修正していく。つまり、評価後の指導の継続と学習状況の再評価が重要になる。

※評価に係る記録については、毎回の授業で行うのではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりごとに行うなど、評価場面を精選する。

９　家庭科

＜小学校＞

１　家庭科の内容について

小・中・高等学校の内容の系統性の明確化を図り、三つの内容で構成している。家庭科の特質に応じた物事をとらえる視点や考え方は「生活の営みに係る見方・考え方」である。Ａ、Ｂ、Ｃのそれぞれの内容は、「生活の営みに係る見方・考え方」の「協力・協働」「健康・快適・安全」「生活文化の継承・創造」「持続可能な社会の構築」等の視点を踏まえている。

小学校においては「協力・協働」は「家族や地域の人々との協力」に、「生活文化の継承・創造」は「生活文化の大切さに気付くこと」を視点として扱うことが考えられる。取り上げる内容や題材構成等により、どの視点を重視するのかは異なるが、ガイダンスにて位置付けるようにする。ただし、「見方・考え方」を働かせるのは、児童である。課題のなかで見方・考え方を働かせたことにより、資質・能力が身に付いたかどうかを見取っていくようにする。

さらに家庭科では、空間軸・時間軸の視点から学習対象を明確化しており、小学校における空間軸の視点は、主に自己と家庭、時間軸の視点は、現在及びこれまでの生活である。小・中・高等学校と段階を踏まえて空間軸と時間軸が広がるように、指導内容を整理している。

内　容	主として捉える「生活の営みに係る見方・考え方」の視点
Ａ　家族・家庭生活	協力・協働
Ｂ　衣食住の生活	健康・快適・安全　　生活文化の継承・創造
Ｃ　消費生活・環境	持続可能な社会の構築

２　２学年間を見通した指導計画作成と実践課題

家庭科で育てたい児童の姿を明確にして、以下の点に配慮し指導計画を作成する。

（１）指導の流れを考え、題材を配列する。

○「Ａ 家族・家庭生活」(1)のアを第５学年の最初に履修とし、Ａ～Ｃまでの学習と関連させる。

○「Ｂ 衣食住の生活」の調理や製作は、基礎的なものから応用的なものへ、簡単なものから難しいものへ、要素的なものから複合的なものへと次第に発展するようする。

○Ａ(4)「家族・家庭生活についての課題と実践」は２学年間で一つ又は二つの課題を設定する。

（２）指導内容の関連を図って題材を構成する。

○「Ｂ 衣食住の生活」(6)「快適な住まい方」のア(ｱ)暑さ・寒さは、Ｂ(4)「衣服の着用と手入れ」のア(ｱ)日常着の快適な着方と関連させる。

○「Ｃ 消費生活・環境」(2)は「Ｂ 衣食住の生活」と関連させる。

（３）各題材に適切な時間を配分する。

（４）指導すべき内容に漏れがないかを確認する。

以上のことを踏まえた指導計画をもとに、効果的にＩＣＴを活用し、実生活と関連した問題解決的な学習（学習過程：ＰＤＣＡサイクル）を充実させ、主体的・対話的で深い学びになるよう実践する。そして、学習内容を家庭生活に生かし継続的に実践できるように、家庭・地域と積極的な連携を図っていく必要がある。また、実践的・体験的な活動を通して学習することを特徴とするため、実習は中心的な学習活動である。製作実習では、用具の安全な扱いや保管方法について指導し、ミシンなど重量のある物の配置やコードの取扱い方などにも配慮する。調理実習の指導に当たっては、清潔なエプロンや三角巾など服装を整え、手指を十分に洗った上で、使用食材には魚や肉は扱わないなど、安全・衛生に留意し、食物アレルギーについても配慮する。

９　技術・家庭科（家庭分野）

＜中学校＞

１　家庭分野の内容について

小・中・高等学校の内容の系統性の明確化を図り、三つの内容で構成している。家庭分野の特質に応じた物事をとらえる視点や考え方は「生活の営みに係る見方・考え方」である。Ａ、Ｂ、Ｃのそれぞれの内容は、「生活の営みに係る見方・考え方」の「協力・協働」「健康・快適・安全」「生活文化の継承・創造」「持続可能な社会の構築」等の視点を踏まえている。

中学校においては「協力・協働」は「家族や地域の人々との協力・協働」に、「生活文化の継承・創造」は「生活文化の継承の大切さに気付く」を視点として扱うことが考えられる。取り上げる内容や題材構成等により、どの視点を重視するのかは異なるが、ガイダンスにて位置付けるようにする。ただし、「見方・考え方」を働かせるのは、生徒である。課題のなかで見方・考え方を働かせたことにより、資質・能力が身に付いたかどうかを見取っていくようにする。

さらに家庭分野では、空間軸・時間軸の視点から学習対象を明確化しており、中学校における空間軸の視点は「主に家庭と地域」、時間軸の視点は「これからの生活を展望した現在の生活」である。小・中・高等学校と段階を踏まえて空間軸と時間軸が広がるように、指導内容を整理している。

内　容	主として捉える「生活の営みに係る見方・考え方」の視点
Ａ　家族・家庭生活	協力・協働
Ｂ　衣食住の生活	健康・快適・安全　　生活文化の継承・創造
Ｃ　消費生活・環境	持続可能な社会の構築

２　３学年間を見通した指導計画作成と実践課題

３学年間の家庭分野で育てたい生徒の姿を明確にして、以下の点に配慮した指導計画を作成する。

（１）指導の流れを考え、題材を配列する。

○「Ａ家族・家庭生活」(1)のアを第１学年の最初に履修させる。その際、家族・家庭の基本的な機能はＡ～Ｃまでの学習と関連させる。

○「生活の課題と実践」Ａ(4)、Ｂ(7)、Ｃ(3)の三つの項目のうち、一以上を選択し履修させる。その際、実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう配慮する。

（２）指導内容の関連を図って題材を構成する。

○「Ｂ 衣食住の生活」(6)「住居の機能と安全な住まい方」は、「Ａ 家族・家庭生活」の(2)、(3)と関連させる。

○「Ｃ 消費生活・環境」(1)及び(2)は、「Ａ 家族・家庭生活」又は「Ｂ 衣食住の生活」と関連させる。

（３）各題材に適切な時間を配分する。

（４）指導すべき内容に漏れがないかを確認する。

以上のことを踏まえた指導計画をもとに、効果的にＩＣＴを活用し、実生活と関連した問題解決的な学習（学習過程：ＰＤＣＡサイクル）を充実させ、主体的・対話的で深い学びとなるような実践を目指す。そして、学習した内容を家庭生活に生かし、継続的に実践できるように、家庭・地域と積極的な連携を図っていく必要がある。実習では事故防止の徹底、安全・衛生に留意する。幼児や高齢者と関わる校外学習では、事故防止策や事故発生時の対応策等を綿密に計画するとともに、相手に対する配慮にも十分留意する。調理実習では食物アレルギーにも配慮する。

９　技術・家庭科（技術分野）

１　技術分野の内容

現代社会で活用されている多様な技術について「Ａ材料と加工の技術」、「Ｂ生物育成の技術」、「Ｃエネルギー変換の技術」、「Ｄ情報の技術」の四つの内容に整理し学習することとしている。各内容を「生活や社会を支える技術」、「技術による問題の解決」、「社会の発展と技術」の三つの要素で構成することとし、技術分野の学習を体系的に行うために、第１学年の最初に扱う「生活や社会を支える技術」の項目では、３学年間の技術分野の学習の中でどのような技術について学ぶのか見通しを立てさせるとともに、関心をもたせるために、全ての技術の内容について触れるようにする。

２　技術の見方・考え方

生活や社会における事象を、技術との関わりの視点で捉え、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性などに着目して技術を最適化すること。

３　授業づくりのポイント

「生活や社会を支える技術」

生活や社会を支えている技術について調べる活動などを通して、技術に関する科学的な原理・法則と、技術の基礎的な仕組みを理解させるとともに、これらを踏まえて、技術が生活や社会における問題を解決するために、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性などの視点の長所・短所の折り合いを付けて生み出されてきているといった技術の見方・考え方に気付かせる。

「技術による問題の解決」

生活や社会を支える技術で気付いた技術の見方・考え方を働かせ、生活や社会における技術に関わる問題を解決することで、理解の深化や技能の習熟を図るとともに、技術によって課題を解決する力や、自分なりの新しい考え方や捉え方によって解決策を構想しようとする態度などを育成する。

「社会の発展と技術」

社会の発展のための技術の在り方や将来展望を考える活動などを通して、技術についての概念の理解を深めるとともに、よりよい生活や持続可能な社会の構築に向けて、技術を評価し、適切に選択、管理・運用したり、新たな発想に基づいて改良、応用したりする力と社会の発展に向けて技術を工夫し創造しようとする態度を育成する。

４　実習施設の安全管理と安全指導

実習の指導に当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

その際、正しい機器の操作や作業環境の整備等について指導するとともに、適切な服装や防護眼鏡・防塵マスクの着用、作業後の手洗いの実施等による安全の確保に努める。

１０　外国語活動

１　外国語活動のねらい

○言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成する。

・言語活動：「実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合う」活動

・「聞くこと」「話すこと」を中心とした言語活動を通して外国語に慣れ親しみ、外国語学習への動機付けを高める。

２　授業づくりのポイント

言語活動を中心に据えた授業を行う

○「聞くこと」の言語活動

・児童に「何だろう」「知りたい」という目的意識をもたせることで、聞く必然性を高める。

・児童の興味関心に即した内容を繰り返し聞かせ、ジェスチャーや写真、イラスト等を手がかりに児童自身がその意味を類推し、語句や表現に慣れ親しんでいけるようにする。

例）３年生　Unit４　I like blue. (Let's Try!　１)

ALT: It's quiz time.　（「？」の付いた封筒に虹の写真を入れておく）

HRT: What's that?　（ALT の持っている封筒を指す）

ALT: It's a secret.（ジェスチャーを交えて）

HRT:（児童に向かって）みんな、なんだと思う？ヒントを出してもらおうか。Hint, please!

ALT: OK! I'll give you some hints, OK?

Sky.（空を指す）　Big.（ジェスチャーを交えて）

Red, yellow…（児童に親しみのある色をいくつか言う。教室内にある色を指示してもよい。）

HRT: Sky. Big. Red, yellow…

（ジェスチャーを交えながら、ALT の英語を繰り返すことで児童の理解を助ける。）

○「話すこと」の言語活動

・歌やチャンツなどを通して、音声を十分に聞かせたり、繰り返し発音させたりするなどの様々な活動を通して語句や表現に慣れ親しませ、話すことへの自信や意欲を高めながら、段階的に話す活動へつなげていく。

・児童の興味関心に即した身近で具体的な場面設定を行い、「相手意識」や「目的意識」をもって、質問したり、答えたりする必然性のある活動とする。

・実物やイラスト、写真などを見せたり、ジェスチャーを交えたりすることで、自分の考えや気持ちを相手により理解してもらえるようにする。

例）４年生　Unit７　What do you want? (Let's Try!　２)

友だちが喜ぶオリジナルカレーを作るために、欲しい食材を尋ねたり要求したりする。

A: What do you want?

B: I want potatoes, please.

A: How many?

B: Two, please.

カレーの具材に見立てたものを実際に用意し、買い物活動を行う。

１０　外国語科

＜小学校＞

１　外国語科のねらい

○言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。

・言語活動：「実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合う」活動

・外国語活動と大きく異なる点は、外国語による「聞くこと」「話すこと」に、「読むこと」「書くこと」の言語活動が加わったこと。しかし、「読むこと」「書くこと」は慣れ親しませる段階であることに留意する。

２　授業づくりのポイント

言語活動を中心に据えた授業を行う

○コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、伝えたい「内容」と、それを伝えるための「語句や表現」を、児童自身が思考、判断できるようにする。

例）５年生　Unit1 Hello, friends (New Horizon Elementary ５)

「新しいクラスメイトのことをもっと知るために、名前や好きなもの、好きなことを伝え合おう」という場面設定の中で、より良く新しいクラスメイトのことを知るためにどのようなことを伝え合ったらよいかを思考、判断させていく。

○HRT と ALT、HRT（ALT）と児童、児童同士の英語でのやり取りの中で、語句や表現に慣れ親しませ、定着を図っていく。

例）６年生　Unit４ Summer Vacation in the World (New Horizon Elementary ６)

T: Did you enjoy your summer vacation?

Ss: Yes!

T: I enjoyed my summer vacation. I went to Tokyo. It was fun!

Where did you go this summer, S1?

S1: Amusement park. Fun!

T: Oh, you went to the amusement park, and it was fun.

S1: I went to the amusement park, and it was fun.

T: That's nice. Where did you go this summer, S2?

S2: I went to Okinawa. It was exciting.

T: You went to Okinawa. That's good. OK, everyone. Please talk about your summer vacation.

HRT や ALT は児童の発話を正しい形にして繰り返す。

○「書くこと」「読むこと」の指導について

・単位時間を通じて音声で十分に慣れ親しんだ後、毎時間少しずつ読んだり書いたりする活動に取り組む。

例）6年生では Let's Read and Write という活動が各単位時間の最後に設定されている。

・「読むこと」「書くこと」の目的をもって取り組める活動を設定する。

・単元終末では単元を通して伝え合った内容について書かれた複数の英文を推測しながら読む。

例）６年生　Unit７ My Best Memory （ New Horizon Elementary ６)

単元を通して「小学校の思い出のアルバム」を作成し、単元終末で互いのアルバムを読んで、相手の思い出が何なのかを理解する活動を設定する。

My best memory is our school trip. We went to Kyoto. We saw many temples.

＜中学校＞

１　外国語教育のねらいと概要

○外国語科の目標＜学習指導要領（令和３年全面実施）＞

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成する。

※学習指導要領のポイント

①コミュニケーションの資質・能力は、言語活動を通して育成されること
　言語活動：実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合うこと

②英語をどのように使って、何ができるようになるかが重要であること

③授業を実際のコミュニケーションの場とし、言語活動の時間を確保するため、英語の授業は英語で行うこと

２　教員が英語の授業において求められること

・授業を英語で行い、英語でのやり取りを通して授業を進めること
・題材や話の流れに応じた発問によって、生徒の考えや気持ちを引き出すこと
・指導と評価の一体化を図り、評価(テスト)や授業を通して何が大事なのかを伝えること

※このような授業を実現するために、他教員の授業参観、教育総合研究所の研修や県英語研究会の活動への参加、検定試験への挑戦など、授業力や英語力の向上のための研鑽を積むこと

３　授業作りのポイント

・授業が実際のコミュニケーションの場となるように授業づくりをすること
・考えや気持ちを伝え合う言語活動を実現するために、目的や場面、状況等を明確にすること
・事実を答えさせる発問だけではなく、文章の場面や筆者の心情などを推測させたり、文章の内容に対する自分の考えを答えさせたりするやり取りや発問をすること
・アウトプット（話す、書く）を意識させることで、より能動的にインプット（聞く、読む）が行われるようにすること
・生徒が実際のコミュニケーションの中で基礎基本を活用しながら、理解し定着していく授業を行うこと

※基礎基本：

－コミュニケーションを図ろうとする意欲や態度
－音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどを理解し正しく用いる力
－目的や場面、状況等に応じて知識を適切に用いる力

４　授業セルフチェックのポイント

・生徒が考えや気持ちを伝え合う言語活動がどれだけ行われているか
・生徒も教師も言語活動での考えや気持ちの交流を楽しんでいるか
・言語活動の目的や場面、状況が明確で、コミュニケーションの必然性があるか
・教科書を大事に扱い、本文の内容を活用して言語活動を行っているか
・言語活動における評価の観点が、生徒と共有されているか
・言語活動の後に、振り返りの機会を設けているか

５　小中連携のために留意すること

・円滑な接続が行われるよう、校種間の授業参観等により、相互に支援し合う関係を構築すること
・小学校では、次のことについて学習を充実しておくことが必要である。

（１）先生と児童、児童同士の英語でのやり取りを通した考えや気持ちの交流
（２）アルファベットの大文字と小文字を四線上に書く活動

※小学校では、流暢に話す、英作文をする、初出の英文を読む、文法知識がある、ということは求められていない。

１１　特別の教科　道徳

＜小学校・中学校＞

１　道徳教育と道徳科について

道徳教育とは、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする教育活動である。道徳教育を進めるに当たっては、各教科、総合的な学習の時間および特別活動のそれぞれの特質に応じて行うとともに、家庭や地域社会との連携を図りながら、あらゆる教育活動を通じて適切に行うことが重要である。道徳科は、各活動における道徳教育の要として、それらを補ったり、深めたり、相互の関連を考えて発展させたり統合させたりする役割を果たす。道徳科では、発達の段階に応じて答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題ととらえ、向き合う「考え、議論する道徳」を行う。

県では、小学生に「夢へのパスポート」、中学生に「ふるさと福井の先人１００人」を活用して先人の生き方から社会への貢献や命の大切さを学ぶ学習を実施している。

２　道徳科の内容

・学習指導要領（平成２９年告示）では、小学校低学年は１９、中学年は２０、高学年は２２、中学校は２２の内容項目が示されており、すべての内容項目を扱わなければならない。

・同じ内容項目でも、小学校の低・中・高学年では指導の要点が違うので、授業をする前に内容項目の指導の要点を確認する。

・１つの内容項目には、複数の価値が含まれている。

［例］小学校　第１学年及び第１学年「節度・節制」

「健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をすること」

※「節度・節制」の内容項目として扱われている教科書教材には、これらの価値がすべて含まれているとは限らない。その場合、同じ内容項目の別の教材の中に含まれていない価値を入れている場合がある。

３　道徳教育および道徳科の指導計画

・校長が指導力を発揮して、学校の道徳教育の基本的な方針を全教師に明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした全教師による協力体制を整備する。

・全体計画作成については、「学習指導要領（平成２９年告示）解説　総則編」に記載されている。

・道徳科の年間指導計画の内容

各学年の基本方針、指導の時期、主題名、ねらい、教材、主題構成の理由、学習指導過程と指導方法、他の教育活動との関連等

・各学年段階の内容項目の指導については、児童生徒や学校の実態に応じて重点的指導を工夫し、内容項目全体の効果的な指導が行えるよう配慮する。

・年間指導計画は、学校の教育計画として意図的、計画的に作成されているので、指導者の恣意による不用意な変更や修正は行われるべきではない。変更や修正を行う場合は、より大きな効果を期待できるという判断を前提として、学年会などで協議し校長の了解を得ることが必要である。

４　道徳科の指導

・学習指導要領（平成２９年告示）解説　特別の教科　道徳編には、指導方法として問題解決的な学習、体験的な学習が挙げられている。物事を多面的・多角的に考えながら課題解決に向けて話し合ったり、教材に登場する人物等の言動を即興的に演技したりして、道徳的諸価値の理解を深める。

・教科書は主たる教材として使用しなければならないが、各地域に根ざした地域教材など、多様な教材を併せて活用することが重要である。地域教材の開発や活用にも努める。

・学習指導要領（平成２９年告示）解説　特別の教科　道徳編には「主題名」「ねらいと教材」「主題設定の理由」「学習指導過程」などの一般的な指導案の事項が挙げられている。

・道徳科の学習指導過程は、一般的には以下のように、導入、展開、終末の各段階を設定することが広く行われている。このような指導を基本とするが、教師の指導の意図や教材の効果的な活用などに合わせて弾力的に扱うなどの工夫をすることが大切である。

①導入の工夫

導入は、主題に対する児童生徒の興味や関心を高め、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめる動機付けを図る段階である。具体的には、本時の主題に関わる問題意識をもたせる導入、教材の内容に興味や関心をもたせる導入などが考えられる。

②展開の工夫

展開は、ねらいを達成するための中心となる段階であり、中心的な教材によって、児童生徒一人一人が、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に、自己を見つめる段階である。具体的には、児童生徒の実態と教材の特質を押さえた発問などをしながら進めていく。そこでは、教材に描かれている道徳的価値に対する児童生徒一人一人の感じ方や考え方を生かしたり、物事を多面的・多角的に考えたり、児童生徒が自分との関わりで道徳的価値を理解したり、自己を見つめるなどの学習が深まるように留意する。児童生徒がどのような問題意識をもち、どのようなことを中心にして自分との関わりで考えを深めていくのかについて主題が明瞭となった学習を心掛ける。

③終末の工夫

終末は、ねらいの根底にある道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり、道徳的価値を実現することのよさや難しさなどを確認したりして、今後の発展につなぐ段階である。この段階では、学習を通して考えたことや新たに分かったことを確かめたり、学んだことを更に深く心にとどめたり、これからへの思いや課題について考えたりする学習活動などが考えられる。

１２　総合的な学習の時間

１　基本的な考え方

総合的な学習の時間においては、探究的な学習の過程を一層重視し、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活において活用できるものにするとともに、各教科等を越えた学習の基盤となる資質・能力を育成する。

総合的な学習の時間においては、問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく。これを「探究的な学習」と呼び、「探究的な学習における児童生徒の学習の姿」として、右図のような一連の学習過程を示している。

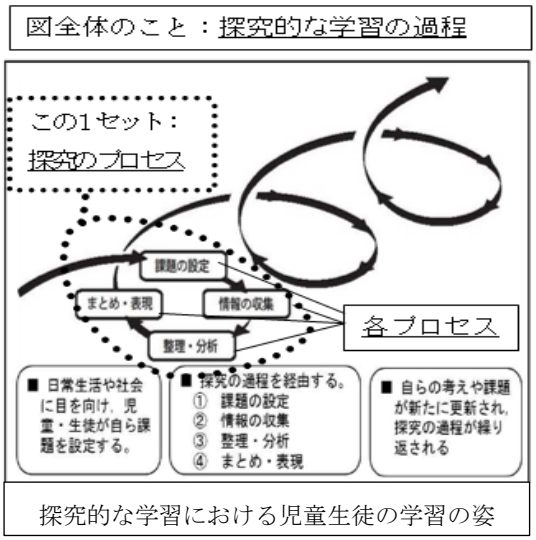

この学習過程は、日常生活や社会に目を向けたときに湧き上がってくる疑問や関心に基づいて自ら**課題を見付け**、そこにある具体的な問題について**情報を収集**し、その情報を**整理・分析**して問題の解決に取り組み、明らかになった考えや意見などを**まとめ・表現**し、そこからまた新たな課題を見付け、課題を更新しながらさらなる問題の解決を始める、といった学習活動を発展的に繰り返す児童生徒の姿が描かれている。このような探究のプロセスを発展的に繰り返していくことで、この時間で育成を目指す具体的な資質・能力が育成されていく。

２　学習指導のポイント

（１）児童生徒の主体性の重視と教師の適切な指導

児童生徒の主体性を重視するということは、教師が児童生徒の学習に対して積極的に関わらないということを意味するものではない。**児童生徒の主体性を生かした学習と教師の適切な指導が相まってこそ**、より質の高い学習が実現され、総合的な学習の時間の目標が達成される。また、そのことが児童生徒の学習活動への満足感や達成感も高める。

（２）学習過程を探究的にすること

探究的な学習とするためには、学習過程が以下のようになることが重要である。

【①課題の設定】　体験活動などを通して課題を設定し、課題意識をもつ
↓
【②情報の収集】　必要な情報を取り出したり収集したりする
↓
【③整理・分析】　収集した情報を整理したり、分析したりして思考する
↓
【④まとめ・表現】気付きや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する

こうした探究のプロセスのおおよそのイメージを教師がもつことによって、探究的な学習を具現するために必要な教師の指導性を発揮することにつながる。また、この探究のプロセスは何度も繰り返され、高まっていくものである。

（３）他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること

協働的に学ぶことの三つの意義は、「多様な情報の収集に触れること」「異なる視点から検討ができること」「地域の人と交流したり友達と一緒に学習したりすることが、相手意識を生み出したり、学習活動のパートナーとして仲間意識を生み出したりすること」である。このように協働的に取り組む学習活動を行うことが、児童生徒の学習の質を高め、探究的な学習を実現することにもつながる。

協働的に学ぶということは、それぞれの個性を生かすということでもある。しかし、全ての児童生徒を同じ方向に導くということではなく、それぞれの児童生徒なりに主体的に学ぶこと、協働的に学ぶことのよさを実感できるように工夫することが必要である。

（４）言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動、「考えるための技法」の活用

探究的な学習の過程において、体験したことや収集した情報を、言語により分析したりまとめたりすることは、自らの学びを意味付けたり価値付けたりして自己変容を自覚し、次の学びへと向かうために特に大切にすべきことである。

また、これらの学習活動においては、「**考えるための技法**」が活用されるようにすることが求められている。「考えるための技法」とは、考える際に必要になる情報の処理方法を、例えば「比較する」「分類する」「関連付ける」など、技法のように様々な場面で具体的に使えるようにするものである。そのためには、児童生徒の習熟の状況等を踏まえながら、教師が声掛けをしたり、紙などに書いて可視化したりするような活動を取り入れることが有効である。

（５）総合的な学習の時間と特別活動との関連

学習指導要領（平成２９年告示）解説 総則編に「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる」（総則第２の３（２）授業時数の取扱いのエ）と書かれている。しかし、これは、**必ず総合的な学習の時間の目標及び内容を踏まえたものであること、探究的な学習の過程に位置付いていること**などを満たさなければならない。その上で、実際に総合的な学習の時間の要件を満たす活動の時数だけを正確に算出して、総合的な学習の時間の時数として計上することが求められ、特別活動の学校行事を総合的な学習の時間として安易に流用して実施することを許容しているものではない。

３　学習状況の評価

総合的な学習の時間では、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するよう、**各学校において目標や内容を定めて実施すること**が求められている。各学校において定める目標や内容も異なることから、それらを踏まえ、評価の観点や評価規準を設定し、評価活動を進めていく必要がある。

総合的な学習の時間では、各教科等で身に付けた資質・能力を生かすとともに、実社会で活用できる資質・能力および態度を育成することから、評価に当たっては、各教科の学習評価と同様、３観点（「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」）での評価を基本とする。

１３　特別活動

【小学校】

１　総説（小学校学習指導要領解説 特別活動編Ｐ１～）

（１）学習指導要領改訂の基本的な方向性

○学習の方法原理は「なすことによって学ぶ」※今まで通り実践活動や体験活動を重視
○指導する上で重要な視点を「人間形成能力」「社会参画」「自己実現」の三つに整理
○学級の課題を見いだし、解決に向けて話し合う活動の重要性を明確化
○特別活動は「キャリア教育の要」

２　各活動・学校行事の目標および内容（小学校学習指導要領解説　特別活動編 Ｐ４３～）

（１）内容構成の改善

○「学級活動」「児童会活動」「クラブ活動」「学校行事」から構成
○各項目においてどのような過程を通して学ぶのかが示されている。

（２）内容の改善・充実

○全体を通して、自治的能力や主権者として積極的に社会参画する力を育てることを重視

①「学級活動」

学級活動の内容	
（１）学級や学校の生活づくりへの参画	・・・・合意形成
（２）日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全	・・・・意思決定
（３）一人一人のキャリア形成と自己実現	・・・・意思決定

・学習の過程として(1)では集団としての合意形成、(2)及び(3)では一人一人の意思決定を行うこと

②「児童会活動」

児童会活動の内容
（１）児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営
（２）異年齢集団による交流
（３）学校行事への協力

・児童が主体的に組織をつくること
・運営や計画は主として高学年児童が行うが、児童会活動には全児童が主体的に参加できるよう配慮すること

③「クラブ活動」

クラブ活動の内容
（１）クラブの組織づくりとクラブ活動の計画や運営
（２）クラブを楽しむ活動
（３）クラブの成果の発表

・児童が計画を立てて役割分担し、協力して楽しく活動するものであること

④「学校行事」

学校行事の内容		
（１）儀式的行事	（２）文化的行事	（３）健康安全・体育的行事
（４）遠足・集団宿泊的行事	（５）勤労生産・奉仕的行事	

３　指導計画の作成と内容の取扱い（小学校学習指導要領解説　特別活動編Ｐ１３６～）

（１）指導計画の作成についての配慮事項

①主体的・対話的で深い学び（授業改善の視点）
②全体計画と各活動・学校行事の年間計画の作成
③学級経営の充実と生徒指導との関連
④障がいのある児童など学習活動の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫
⑤道徳科などとの関連

（２）内容の取扱いについての配慮事項

○児童の自発的、自治的な活動の効果的な展開
○ガイダンス（集団の場面での指導・援助）とカウンセリング（個別な対応・指導）の趣旨を踏まえた指導
○異年齢集団や幼児、高齢者、障がいのある人々や幼児児童生徒との交流等を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動の重視

【中学校】

１　総説（中学校学習指導要領（平成２９年告示）解説 特別活動編 Ｐ１～）

（１）特別活動の成果

○学校生活を送る上で基盤となる力や社会で生きて働く力を育む活動として機能してきた。
○学級文化や学校文化の醸成等、各学校の特色ある教育活動の展開を可能としてきた。

（２）学習指導要領改訂の基本的な方向性

○学習の方法原理は「なすことによって学ぶ」※今まで通り実践活動や体験活動を重視
○指導するうえでの重要な視点を「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の三つに整理
○育成を目指す資質・能力とそのための活動過程を明確化
○小・中・高等学校のつながり（系統性）を明確化
○特別活動は「キャリア教育の要」

２　各活動・学校行事の目標および内容

（中学校学習指導要領（平成２９年告示）解説 特別活動編Ｐ４０～）

（１）内容構成の改善

○「学級活動」「生徒会活動」「学校行事」から構成
○各項目においてどのような過程を通して学ぶのかが示されている。

（２）内容の改善・充実

○全体を通して、自治的能力や主権者として積極的に社会参画する力を育てることを重視

①「学級活動」

学級会活動の内容	
（１）学級や学校の生活づくりへの参画	・・・合意形成
（２）日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全	・・・意思決定
（３）一人一人のキャリア形成と自己実現	・・・意思決定

②「生徒会活動」

生徒会活動の内容
（１）生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営
（２）学校行事への協力
（３）ボランティア活動などの社会参画

③「学校行事」

学校行事の内容		
（１）儀式的行事	（２）文化的行事	（３）健康安全・体育的行事
（４）旅行・集団宿泊的行事	（５）勤労生産・奉仕的行事	

３　指導計画の作成と内容の取扱い

（中学校学習指導要領（平成２９年告示）解説特別活動編Ｐ１１３～）

（１）指導計画の作成についての配慮事項

①主体的・対話的で深い学び（授業改善の視点）
②全体計画と各活動・学校行事の年間計画
③学級経営の充実と生徒指導との関連
④障がいのある生徒など学習活動の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫
⑤道徳科などとの関連

（２）内容の取扱いについての配慮事項

○生徒の自発的、自治的な活動の効果的な展開
○ガイダンス（集団の場面での指導・援助）とカウンセリング（個別な対応・指導）の趣旨を踏まえた指導
○異年齢集団や幼児、高齢者、障がいのある人々や幼児児童との交流等を通して、協働することや、他者の役に立ったり、社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動の重視

第6章　教育課程

1　教育課程の役割

1　教育課程の意義

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画であり、校長が責任者となって編成する。

各学校においては、教育基本法及び学校教育法で定められている教育の目的や目標などに基づき、児童生徒や学校、地域の実態に即し、学校教育全体や各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を明確にすることや、各学校の教育目標を設定することが求められている。また、それらを実現するために必要な各教科等の教育の内容を、教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら組織する必要がある。

2　教育課程とその基準

学習指導要領は、全国的に一定の水準の教育を受けることのできる機会を保障するために、国として一定の基準を設けて、ある限度において国全体として統一性を保つものであり、教育課程の基準である。各教科等の目標や指導内容を学年段階に即して示している。

学習指導要領に示している内容は、全ての児童生徒に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、児童生徒の学習状況などその実態等に応じて必要がある場合には、各学校の判断により、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である。

学習指導要領は、教育課程の基準を大綱的に定めるものであり、その詳細については学習指導要領解説を熟読し、理解を深めることが大切である。

3　教育課程の編成

学校において編成する教育課程は、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画である。全教職員の協力の下、創意工夫を生かした教育課程を編成することが求められており、学級や学年の枠を越えて教師同士が連携協力することが重要である。

教育課程の編成に当たっては、法令や学習指導要領の内容について十分理解するとともに創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成することが重要である。

【小学校】　各教科　特別の教科 道徳　外国語活動（第３学年及び第４学年）　総合的な学習の時間（第３学年から）
特別活動

【中学校】　各教科　特別の教科 道徳　総合的な学習の時間
特別活動

４ 社会に開かれた教育課程

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、「よりよい学校教育をとおしてよりよい社会を創る」という理念を学校と社会とが共有することが求められる。学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明らかにしながら、社会の連携及び協働により、実現していくことが重要である。

５　生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開

複雑で予測困難な時代の中でも、児童生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通してそのために必要な力を育んでいく必要がある。

各学校においては、児童生徒や地域の実態等を十分踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を通して、児童生徒に確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことが重要である。

６　学校評価

各学校が行う学校評価は、学校教育法第４２条において規定されており、各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ることとされている。

また、各学校は自ら学校運営等についての学校評価の結果を公表・説明することにより、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めていくことが大切である。

教職員や保護者、地域住民等が学校運営について意見交換し、学校の現状や取組を知り課題意識を共有することにより、相互理解を深めることが重要である。学校評価を学校・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして活用することにより、保護者・地域住民の学校運営への参画を促進し共通理解に立ち、家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていくことが期待される。さらに、学校評価を軸とした情報の共有と連携協力の促進を通じて、学校・家庭・地域それぞれの教育力が高められていくことが期待できる。

＜参考資料＞
□小学校学習指導要領（平成２９年告示）解説　総則編
□中学校学習指導要領（平成２９年告示）解説　総則編

２　学習指導要領（平成29年告示）

１　学習指導要領の考え方

「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質の能力を、以下のア～ウの三つの柱に整理した。

（１）何ができるようになるか

ア　「何を理解しているか、何ができるか」
（生きて働く「知識及び技能」の習得）

イ　「理解していること・できることをどう使うか」
（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）

ウ　「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」
（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養（かんよう））

また、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づき再整理した。

（２）何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直しがされた。

（３）どのように学ぶか

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を推進することが求められている。

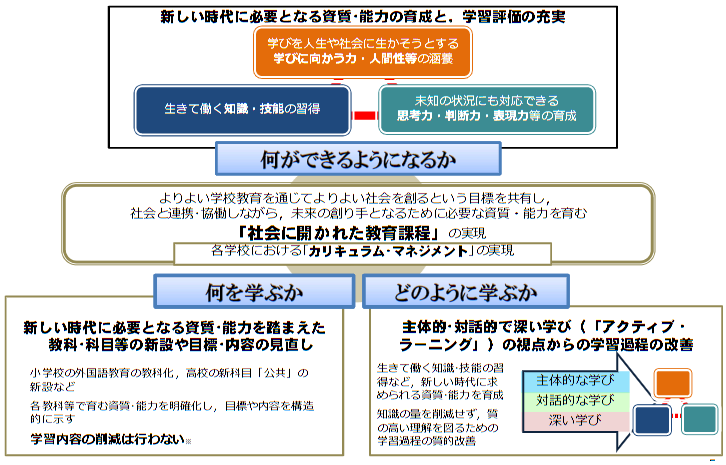

２　改訂のスケジュール

幼稚園は平成３０年度から、小学校は令和２年度から、中学校は令和３年度から全面実施となり、高等学校では令和４年度から年次進行で実施となった。特別支援学校においては、それぞれの該当部に準じる。

＜参考資料＞
□小学校学習指導要領（平成２９年告示）解説　総則編
□中学校学習指導要領（平成２９年告示）解説　総則編
□学習指導要領「生きる力」（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm

３　育成を目指す資質･能力

児童生徒に知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指すに当たっては、各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら教育活動の充実を図ることが大切である。その際には児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう留意する。

１　知識及び技能が取得されるようにすること

資質･能力の育成は、児童生徒が「何を理解しているか、何ができるか」に関わる知識及び技能の質や量に支えられており、知識や技能なしに、思考や判断、表現等を深めることや、社会や世界と自己との多様な関わり方を見いだしていくことは難しい。こうした「知識及び技能」と他の二つの柱との相互の関係を見通しながら、発達の段階に応じて、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるようにしていくことが重要である。各教科等の指導に当たっては、学習に必要となる個別の知識については、教師が児童生徒の学びへの興味を高めつつしっかりと教授するとともに、深い理解を伴う知識の習得につなげていくため、児童生徒がもつ知識を活用して思考することにより、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、他の学習や生活の場面で活用できるようにしたりするための学習が必要となる。

２　思考力、判断力、表現力等を育成すること

児童生徒が「理解していることやできることをどう使うか」に関わる「思考力、判断力、表現力等」は、社会や生活の中で直面するような未知の状況の中でも、その状況と自分との関わりを見つめて具体的に何をなすべきかを整理したり、その過程で既得の知識や技能をどのように活用し、必要となる新しい知識や技能をどのように得ればよいのかを考えたりするなどの力である。「思考力、判断力、表現力等」を発揮することを通して、深い理解を伴う知識が習得され、それにより更に「思考力、判断力、表現力等」も高まるという相互の関係にあるものである。

３　学びに向かう力、人間性等を涵養（かん）すること

児童生徒一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくためには、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等が必要となる。これらは、自分の思考や行動を客観的に把握し認識する、いわゆる「メタ認知」に関わる力を含むものである。こうした力は、社会や生活の中で児童生徒が様々な困難に直面する可能性を低くしたり、直面した困難への対処方法を見いだしたりできるようにすることにつながる重要な力である。また、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等に関するものも幅広く含まれる。

＜参考資料＞
□小学校学習指導要領（平成２９年告示）解説　総則編
□中学校学習指導要領（平成２９年告示）解説　総則編

4　カリキュラム・マネジメント

各学校には、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づきどのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し、改善していくのかという「カリキュラム・マネジメント」の充実に努めることが求められる。

1　カリキュラム・マネジメントとは

カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことである。具体的には、

・児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことである。

2　児童生徒や学校、地域の実態の把握

各学校において、各種調査結果やデータ等に基づき、児童生徒の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握したり、保護者や地域住民の意向等を的確に把握したりした上で、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定めていくことが求められる。

3　教育活動の質の向上

（１）教科等横断的な視点

学習指導要領が目指す理念を実現するためには、教育課程全体を通した取組を通じて、教科等横断的な視点から教育活動の改善を行っていくことや、学校全体としての取組を通じて、教科等や学年を越えた組織運営の改善を行っていくことが求められており、各学校が編成する教育課程を核に、どのように教育活動や組織運営などの学校の全体的な在り方を改善していくのかが重要な鍵となる。

（２）実施状況の評価とその改善

教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データに基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のＰＤＣＡサイクルを確立することが重要である。

（３）人的又は物的な体制の確保とその改善

教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせることが重要である。

＜参考資料＞
□小学校学習指導要領（平成２９年告示）解説　総則編
□中学校学習指導要領（平成２９年告示）解説　総則編

５　教科等横断的な視点に立った資質･能力

変化の激しい社会の中で、主体的に学んで必要な情報を判断し、よりよい人生や社会の在り方を考え、多様な人々と協働しながら問題を発見し解決していくために必要な力を、児童生徒一人一人に育んでいくためには、あらゆる教科等に共通した学習の基盤となる資質･能力や、教科等の学習を通じて身に付けた力を統合的に活用して現代的な諸課題に対応していくための資質･能力を、教育課程全体を見渡して育んでいくことが重要となる。

１ 学習の基盤となる資質・能力

児童生徒の日々の学習や生涯にわたる学びの基盤となる資質・能力を、児童生徒の発達の段階を考慮し、それぞれの教科等の役割を明確にしながら、教科等横断的な視点で育んでいくことができるよう、教育課程の編成を図る。学習の基盤となる資質･能力として、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等が挙げられる。

（１）言語能力

言葉は、児童生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものである。教科書や教員の説明、様々な資料等から新たな知識を得たり、事象を観察して必要な情報を取り出したり、自分の考えをまとめたり、他者の思いを受け止めながら自分の思いを伝えたり、学級で目的を共有して協働したりすることができるのも、言葉の役割に負うところが大きい。したがって、言語能力の向上は、児童生徒の学びの質の向上や資質・能力の育成の在り方に関わる重要な課題として、重視していくことが求められる。

言語能力を育成するためには、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じた言語活動の充実を図ることが必要であるが、特に言葉を直接の学習対象とする国語科の果たす役割は大きい。言語能力を支える語彙の段階的な獲得も含め、発達の段階に応じた言語能力の育成が図られるよう、国語科を要としつつ教育課程全体を見渡した組織的･計画的な取組が求められる。

また、外国語科及び外国語活動は、学習対象とする言語は異なるが、言語能力の向上を目指す教科等であることから、国語科と共通する指導内容や指導方法を扱う場面がある。そうした指導内容や指導方法を効果的に連携させることによって、言葉の働きや仕組みなどの言語としての共通性や固有の特徴への気付きを促し、相乗効果の中で言語能力の効果的な育成につなげていくことが重要である。

（２）情報活用能力

情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見･解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質･能力である。将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要

かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくためには、情報活用能力の育成が重要となる。また、情報技術は人々の生活にますます身近なものとなっていくと考えられるが、そうした情報技術を手段として学習や日常生活に活用できるようにしていくことも重要となる。

情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものである。こうした情報活用能力は、各教科等の学びを支える基盤であり、これを確実に育んでいくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要であるとともに、そうして育まれた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが一層期待されるものである。

（３）問題発見・解決能力

各教科等において、物事の中から問題を見いだし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程を重視した深い学びの実現を図ることを通じて、各教科等のそれぞれの分野における問題の発見・解決に必要な力を身に付けられるようにするとともに、総合的な学習の時間における横断的・総合的な探究課題や、特別活動における集団や自己の生活上の課題に取り組むことなどを通じて、各教科等で身に付けた力が統合的に活用できるようにすることが重要である。

２　現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

「生きる力」の育成という教育の目標を、各学校の特色を生かした教育課程の編成により具体化していくに当たり、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に照らして必要となる資質・能力を、それぞれの教科等の役割を明確にしながら、教科等横断的な視点で育んでいくことができるようにする。各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態及び児童生徒の発達の段階を考慮して学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程を編成・実施していくことが求められる。

＜参考資料＞
□小学校学習指導要領（平成２９年告示）解説　総則編
□中学校学習指導要領（平成２９年告示）解説　総則編

６　主体的･対話的で深い学びの実現に向けた授業改善①

１　授業改善の視点

児童生徒に求められる資質・能力を育成することを目指した授業改善の取組は、これまでも多くの実践が重ねられてきた。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが、これまでの着実に取り組まれてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないことであると捉える必要はない。また、授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、児童生徒に求められる資質・能力を育むために、児童生徒や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会答申において、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童生徒の状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることが求められている。

（１）主体的な学び

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点

（２）対話的な学び

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点

（３）深い学び

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点

２　主体的･対話的で深い学びの実現

主体的･対話的で深い学びは、必ずしも１単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが重要となる。すなわち、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を考えることは単元や題材など内容や時間のまとまりをどのように構成するかを考えることである。主体的・対話的で深い学びの実現を目指して授業改善を進めるに当たり、特に「深い学

び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である

「見方・考え方」

「見方・考え方」は、新しい知識及び技能を既にもっている知識及び技能と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力、判断力、表現力等を豊かなものとしたり、社会や世界にどのように関わるかの視座を形成したりするために重要なものであり、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。なお、各教科等の解説において示している各教科等の特質に応じた「見方・考え方」は、当該教科等における主要なものであり、「深い学び」の視点からは、それらの「見方・考え方」を踏まえながら、学習内容等に応じて柔軟に考えることが重要である。

また、思考・判断・表現の過程には、

・物事の中から問題を見いだし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程
・精査した情報を基に自分の考えを形成し表現したり、目的や状況等に応じて互いの考えを伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
・思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程

の大きく三つがあると考えられる。

各教科等の特質に応じて、こうした学習の過程を重視して、具体的な学習内容、単元や題材の構成や学習の場面等に応じた方法について研究を重ね、ふさわしい方法を選択しながら、工夫して実践できるようにすることが重要である。

学びの質を高めるための授業改善の取組については、既に多くの実践が積み重ねられてきており、具体的な授業の在り方は、児童生徒の発達の段階や学習課題等により様々である。単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となるような、基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けさせるために、児童生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることが求められる。児童生徒の実際の状況を踏まえながら、資質・能力を育成するために多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、例えば高度な社会課題の解決だけを目指したり、そのための討論や対話といった学習活動を行ったりすることのみが主体的・対話的で深い学びではない点に留意が必要である。

＜参考資料＞
□小学校学習指導要領（平成29年告示）解説　総則編
□中学校学習指導要領（平成29年告示）解説　総則編

7　主体的･対話的で深い学びの実現に向けた授業改善②

1　言語環境の整備と言語活動の充実

言語は児童生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、言語能力は全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものであると位置付けている。具体的には、言語環境を整えることである。児童生徒の言語活動は、児童生徒を取り巻く言語環境によって影響を受けることが大きいので、学校生活全体における言語環境を望ましい状態に整えておくことが大切である。

言語活動は、言語能力を育成するとともに、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を身に付けるために充実を図るべき学習活動である。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、各教科等の特質に応じた言語活動をどのような場面で、またどのような工夫を行い取り入れるかを考え、計画的・継続的に改善・充実を図ることが期待される。

また、読書は、多くの語彙や多様な表現を通して様々な世界に触れ、これを疑似的に体験したり知識を獲得したりして、新たな考え方に出合うことを可能にするものであり、言語能力を向上させる重要な活動の一つである。そのため、読書活動の充実や、児童生徒の言語環境の整備のためにも、学校図書館の充実を図ることが重要である。

2　コンピュータ等や教材・教具の活用、コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験

情報活用能力の育成を図るためには、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段及びこれらを日常的・効果的に活用するために必要な環境を整えるとともに、各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが重要である。また、教師がこれらの情報手段に加えて、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具を適切に活用することが重要である。これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師は機器の操作等に習熟するだけではなく、それぞれの教材・教具の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる。

また、小学校においては特に、情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動及びプログラミングの体験を通して論理的思考力を身に付けるための学習活動を、カリキュラム・マネジメントにより各教科等の特質に応じて計画的に実施することとしている。

3　見通しを立てたり､振り返ったりする学習活動

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たって、特に主体的な学びとの関係からは、児童生徒が学ぶことに興味や関心をもつことや、見通しをもって粘り強く取り組むこと、自己の学習活動を振り返って次につなげることなどが重要になる。具体的には、例えば、各教科等の指導に当たっては、児童生徒が学習の見通しを立てたり、児童生徒が授業で学習した内容を振り返る機会を設けることや、児

童生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり学習した内容を振り返って復習する機会を設けることなどの取組が重要である。

４　体験活動

児童生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるようにすることを重視し、集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校の場を生かして、地域・家庭と連携・協働して、体験活動の機会を確保していくことが大切である。

５　課題選択及び自主的、自発的な学習の促進

各教科等の指導においては、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得に留意しつつ、児童生徒の興味・関心を生かした学習指導を展開することが大切である。児童生徒の興味・関心を生かすことは、児童生徒の学習意欲を喚起する上で有効であり、また、それは自主的、自発的な学習を促すことにつながると考えられるからである。この意味で各教科等の指導においては、学習することの意味の適切な指導を行いつつ、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図るとともに、自主的、自発的な学習を促すことによって、児童生徒が学習の目的を自覚し、学習における進歩の状況を意識し、進んで学習しようとする態度が育つよう配慮することが大切である。具体的には、各教科等の指導において、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るとともに、これらの活用を図る学習活動を行うに当たって、児童生徒が主体的に自分の生活体験や興味・関心をもとに課題を見付け、自分なりに方法を選択して解決に取り組むことができるように配慮することが考えられる。

６　学校図書館、地域の公共施設の利活用

学校図書館が、児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境として整えられるよう努めることが大切である。各教科等において，学校図書館の機能を計画的に利活用し，児童生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが大切である。

また、資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させるため、地域の図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設を積極的に活用することも重要である。

＜参考資料＞
□小学校学習指導要領（平成29年告示）解説　総則編
□中学校学習指導要領（平成29年告示）解説　総則編

8 学習評価の充実

1　指導の評価と改善

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである。「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。

評価に当たっては、教員が児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように、評価を行うことが大切である。

実際の評価においては、各教科等の目標の実現に向けた学習の状況を把握するために、指導内容や児童生徒の特性に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程の適切な場面で評価を行う必要がある。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視することが大切である。特に、他者との比較ではなく児童生徒一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって児童生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることも重要である。

また、教師による評価とともに、児童生徒による学習活動としての相互評価や自己評価などを工夫することも大切である。相互評価や自己評価は、児童生徒自身の学習意欲の向上にもつながることから重視する必要がある。

今回の改訂では、各教科等の目標を資質・能力の三つの柱で再整理しており、目標に準拠した評価を推進するため、観点別学習状況の評価について、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の３観点に整理されている。ここでいう「知識」には、個別の事実的な知識のみではなく、それらが相互に関連付けられ、さらに社会の中で生きて働く知識となるものが含まれている点に留意が必要である。また、資質・能力の三つの柱の一つである「学びに向かう力、人間性等」には①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、② 観点別学習状況の評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることにも留意する必要がある。

このような資質・能力のバランスのとれた学習評価を行っていくためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話合い、作品の制作等といった多様な活動を評価の対象とし、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価を行っていくことが必要である。

２　学習評価の基本的な考え方

〔学習評価の改善の基本的な方向性〕

□児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと

□教師の指導改善につながるものにしていくこと

□これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

（１）カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

各学校は、日々の授業の下で児童生徒の学習状況を評価し、その結果を児童生徒の学習や教師による指導の改善や学校全体としての教育課程の改善、校務分掌を含めた組織運営等の改善に生かす中で、学校全体として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っている。このように、「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っている。

（２）主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

指導と評価の一体化を図るためには、 児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教員が自らの指導のねらいに応じて授業の中での児童生徒の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切である。学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して、各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。

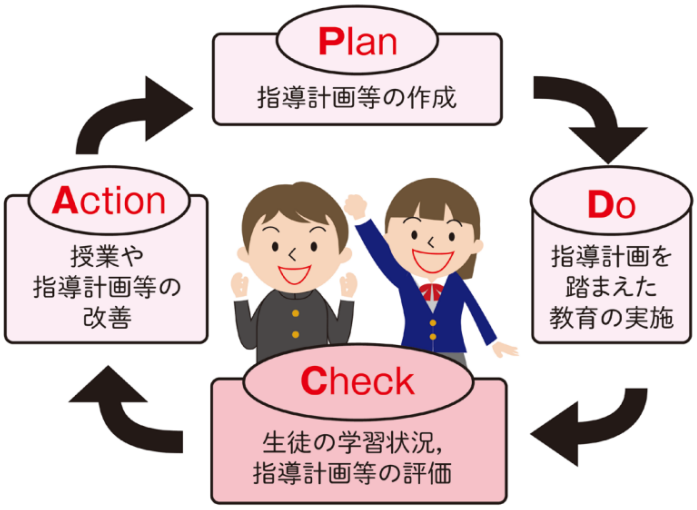

３　観点別学習状況の評価について

観点別学習状況の評価とは、 学習指導要領に示す目標に照らして、その実現状況がどのようなものであるかを、観点ごとに評価し、児童生徒の学習状況を分析的に捉えるものである。

（１）「知識・技能」の評価方法

具体的な評価方法としては、例えばペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮するなどの工夫改善を図る等が考えられる。また、児童生徒が文章による説明をしたり、各教科等の内容の特質に応じて、観察・実験をしたり、式やグラフで表現したりするなど実際に知識や技能を用いる場面を設けるなど、多様な方法を適切に取り入れていくこと等も考えられる。

（２）「思考・判断・表現」の評価方法

具体的な評価方法としては、 ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループや学級における話合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを集めたポートフォリオを活用したりするなど評価方法を工夫することが考えられる。

（３）「主体的に学習に取り組む態度」の評価方法

具体的な評価方法としては、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教員が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いることなどが考えられる。その際、各教科等の特質に応じて、児童生徒の発達の段階や一人一人の個性を十分に考慮しながら、「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で、評価を行う必要がある。

（４）学習評価の充実、学習評価の妥当性、信頼性を高める工夫の例

・評価規準や評価方法について、事前に教師同士で検討するなどして明確にすること、評価に関する実践事例を蓄積し共有していくこと、評価結果についての検討を通じて評価に係る教員の力量の向上を図ることなど、学校として組織的かつ計画的に取り組む。
・学校が児童生徒や保護者に対し、評価に関する仕組みについて事前に説明したり、評価結果について丁寧に説明したりするなど、評価に関する情報をより積極的に提供し児童生徒や保護者の理解を図る。

（５）評価時期の工夫の例

・日々の授業の中では児童生徒の学習状況を把握して指導に生かすことに重点を置きつつ、各教科における「知識・技能」及び「思考・判断・表現」の評価の記録については、原則として単元や題材などのまとまりごとに、それぞれの実現状況が把握できる段階で評価を行う。
・学習指導要領に定められた各教科等の目標や内容の特質に照らして、複数の単元や題材などにわたって長期的な視点で評価することを可能とする。

＜参考資料＞
□小学校学習指導要領（平成29年告示）解説　総則編　□中学校学習指導要領（平成29年告示）解説　総則編
□指導要録記入の手引―小学校編―　―中学校編―（福井県教育庁義務教育課　令和2年）
□「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（国立教育政策研究所）
□「児童生徒の学習指導の在り方について（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会）

１ 幼児教育から小学校教育への接続

１「学びをつなぐ希望のバトンカリキュラム」

幼稚園教育要領、保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領の改訂により、３歳以上の「ねらい及び内容」がおおむね共通化され、「幼児期において育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されたことを受け、平成３１年３月に県の接続カリキュラム「学びをつなぐ　希望のバトン　カリキュラム（※）」を、子供の育ちのプロセスが見えるものとして改訂し、実践に役立つ具体的なものとして示した。

※このカリキュラムは、県内すべての小学校と園に配付している。また、福井県幼児教育支援センターのホームページからダウンロードすることもできる。

（１）幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（１０の姿）

※学びをつなぐ希望のバトンカリキュラムP11参照

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（１０の姿）」は、幼児期に育みたい資質・能力を子供の具体的な姿で表したものである。園と小学校、それぞれに異なる子供の育ちを１０の視点から見取り、小学校での学びに生かしていくことが求められる。この姿を手掛かりに、保育者と小学校の教師が共通の視点に基づき、具体的な姿を語り、子供の学びをつないでいくことが大切である。ただし、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は到達目標でないことに留意する必要がある。

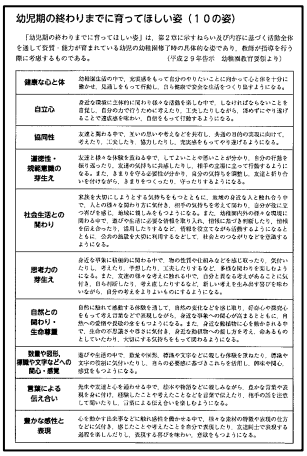
幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（１０の姿）

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第２章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、指導が偏在を行う際に考慮するものである。（平成２９年告示　幼稚園教育要領より）

健康な心と体	幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したり、充実感をもってやり遂げるようになる。
道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
社会生活との関わり	家庭を大切にしようとする気持ちをもつことなどに、地域の身近な人と触れ合う中で、人々の様々な役割り方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、自分に生かす判断をしたり、情報を役立てながら活動したりするようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなど、社会とのつながりなどを意識するようになる。
思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、新たな発見や考えを楽しむようになる。また、文章や図鑑などに興味をもち、自分と異なる考えなどがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えを表すようになるなどする。
自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え出そうなどの気付きを生活に取り入れながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然を大切にする気持ちをもって関わるようになる。また、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にする気持ちをもって関わるようになる。
数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や文字、図形などに親しむ体験を通すなどして、感覚や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
言葉による伝え合い	先生や友達にも自分の考えを認められるとともに、自分の思いや考えなどを言葉で伝えたり、相手の話を聞いたりし、自分の経験したことなどを話す楽しさを味わったりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を豊かにする中で、様々な表現の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する楽しさを味わい、意欲をもつようになる。

（２）１０の姿の育つプロセス

※学びをつなぐ希望のバトンカリキュラムP12参照

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（１０の姿）」は主に５歳児後半に見られる姿とされているが、その時期になって突然現れるものではない。この時期までに育みたい資質・能力は、この世に生まれた瞬間から育まれている。「１０の姿の育つプロセス」は、人がよりよく生きるために一生をかけて育んでいく資質・能力を１０の姿から捉え、育まれていくプロセスを表している。このプロセスを活用して子供の育ちの理解を深め、学びをデザインしたい。

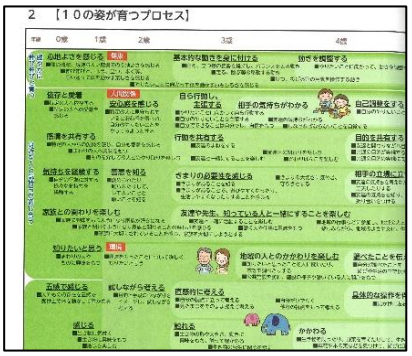

（３）遊びのプロセスと保育者・教師の支援

※学びをつなぐ希望のバトンカリキュラム P15～33参照

幼児期は、遊びを通した総合的な指導のもとで資質・能力が伸びていく。「遊びのプロセス」は、遊びとしてひとくくりにしてきたものを具体的な遊びに分け、それぞれの遊びが発達段階においてどのように発展していくのか、小学校教育とどのようにつながっているのかを示している。「遊びのプロセス」にみられる子供の育ちを土台にし、その力を小学校でさらに伸ばしていくことが大切である。

２　スタートカリキュラムの編成・実施

幼児教育から小学校教育への接続の目的は、育成すべき資質・能力を見通した教育課程の構築を図り、子供の育ちと学びをつなぐことにある。

小学校学習指導要領（平成２９年告示）解説 総則編『学校段階等間の接続』には、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能になるようにすること。」と幼児教育と小学校教育の接続のねらいが示されている。また、入学当初の指導の工夫や指導計画の作成（**スタートカリキュラム**の作成）を行うこととされ、全ての小学校でスタートカリキュラムの編成・実施が明記された。

（１）幼児期の学びと育ちを踏まえる

スタートカリキュラムをデザインする際には、幼児期の学びと育ちを踏まえることが大切である。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（１０の姿)」を踏まえたり、園の先生と情報交換をして子供の姿を共有したりする。また、交流活動等での子供の様子を見取ること、園で作成するおたよりや園から提出される要録等を活用することを通して、子供の育ちと学びの理解を深め、実態に合わせて作成する必要がある。

（２）安心できる環境づくり

子供は安心して生活することで力が引き出され、自己を発揮しながら、自信や意欲をもって学びに向かうことができる。自分で考えて行動したり、思いを表現したりできるような場面を教師が意図的につくっていくことで、子供が安心感をもって、主体的に学校生活を送ることができるような学習環境を整えていきたい。

（３）生活科を中心とした合科的・関連的な指導

生活科は子供の思いや願いをもとに活動を展開していく教科である。また、幼児期の遊びや活動を通して総合的に学ぶという学び方によく似ているため、幼児期の育ちを発揮しやすいと考えられる。生活科を中心に据え、つながりのある他教科等のねらいを考えながら「合科的・関連的な指導」を工夫する。それを時間割に位置付け、子供の意欲を高めながら学びに向かうことができるようにしたい。

（４）弾力的な時間割の設定

子供の生活リズムや集中力、意欲の高まりを大切にし、時間配分を工夫した弾力的な時間割を設定することも大切である。弾力的な時間割の設定例として、①朝の会から１時間目を連続した時間として設定すること、②１０分から１５分程度の短い時間を活用して時間割を構成すること、③２時間続きの学習活動を位置付けることが挙げられる。

（５）作成・実践にあたって

スタートカリキュラムの実践にあたっては、１年担任だけでなく、全教職員が意義やねらい、めざす子供の姿を共通理解し、協力体制を整えて行うことが大切である。また、保護者や園の先生にも説明し、理解を得ながら実践していきたい。

スタートカリキュラム作成・実践のチェックポイント

①	前年度１年担任から「共につくるスタートカリキュラム」資料を引き継ぐ。
②	「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を学校全体で理解する。
③	園での学びや育ちを把握し、子どもの力を引き出すような学習活動の展開を工夫する。
④	生活科（学校探検）を中心として、他教科等のねらいを考えながら、合科的・関連的な指導を工夫し、時間割に位置付ける。
⑤	安心して学びを広げていけるように、「朝の過ごし方」や環境を工夫する。
⑥	午後（5時間目）は、具体的な活動の伴う学習や、明日への期待感を高める活動を位置付ける。
⑦	子どもの集中力や意欲の高まりを考慮し、時間配分を工夫した弾力的な時間割を設定する。
⑧	スタートカリキュラム実践にあたって、全教職員で共通理解し、協力体制を組む。
⑨	実践後、子どもの様子、指導の工夫、改善点等を書き込み、次年度への引き継ぎ資料とする。
⑩	スタートカリキュラムのねらいや内容を園や保護者にも説明する。

２ ふるさと教育

県では、ふるさと福井への誇りと愛着を育成するため、郷土の先人や歴史、自然、伝統文化、産業等を学ぶとともに、地域の自然や人、文化等に係る活動を通して、地域に貢献しようとする心を育む「ふるさと教育」を推進しており、下記のような取組みを行っている。

１ 地域の探究活動・発信活動の推進

「ふるさとの魅力発信推進事業」

地域と連携し、特産品のＰＲやまちづくりへの参画など、児童生徒が地域コーディネーターとともに活動する企画・提案型の体験学習を全小中学校で実施している。今後も引き続き、児童生徒が地域の一員としての自覚をもち、活動できるよう工夫することが大切である。このような活動を通して気づき、理解を深めた地域の魅力を発信するＣＭを作成、募集する「ふるさと福井ＣＭコンテスト」を開催している。

＜ふるさと福井ＣＭコンテスト＞

・動画編集ソフト等を用いて各地域をアピールするＣＭを募集
・２月開催の「福井ふるさと教育フェスタ」で入賞作品の上映、表彰
・県ＨＰや県内の道の駅、ハピテラス等で、入賞作品を放映

２ 福井ゆかりの先人から学ぶ

県独自教材の活用

本県は、現代までの政治や文化など幅広い分野において、自らの力で時代を切り拓き、輝かしい業績を残した人物を多く輩出している。それら先人の中から代表的な人物を選び、先人の生き方や考え方から学ぶ教材を作成し、道徳科や社会科の授業及び総合的な学習の時間を中心に活用している。教科書や他の資料と関連付けて、児童生徒の理解が深まるよう効果的に活用する必要がある。

・「夢へのパスポート」（小中学生）
・「ふるさと福井の先人１００人」（中学生）
　中学校の道徳科や社会科等で、郷土の歴史や偉人を知り、福井の先人の生き方や考え方等を学習する。

３ ふるさと学習の発信と交流

ふるさと学習の成果を発信したり、交流したりする場

ふるさと学習の成果を他の地域の児童生徒に様々な方法を用いて発表することで、ふるさとの良さを再認識するとともに、他校の活動を知る機会として今後の活動に生かす。

・ふるさと福井の魅力　プレゼンテーション大会
・福井ふるさと教育フェスタ（２月上旬）
　ステージ発表、ポスター発表・ポスター展示、物品販売、「ふるさと福井の魅力　プレゼンテーション大会」入賞者による発表、「ふるさと福井ＣＭコンテスト」入賞作品の上映

＜参考資料＞
□第３期福井県教育振興基本計画（福井県教育委員会　令和２年３月）

３ キャリア教育・進路指導

１　キャリア教育とは何か

キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現してく過程）を促す教育のことである。学習指導要領（平成２９年告示）解説　総則編においても「児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。」とある。

２　社会的・職業的自立に向けて

「キャリア教育の手引（改訂版）」（平成２３年５月）において、社会的自立・職業的自立に向けて、次の４つの基礎的・汎用的能力の育成を目指すこととされている。

①人間関係形成・社会形成能力

多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力

②自己理解・自己管理能力

自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力

③課題対応能力

仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力

④キャリアプランニング能力

「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力

３　実践のポイント

①教育活動全体を通じたキャリア教育

特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図る。

また、自己キャリア形成の方向性と関連付けながら見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める。

②キャリア教育の要となる「特別活動」の時間

キャリア教育が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと、特別活動において、これからの学びや生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげる。

学級活動の（３）一人一人のキャリア形成と自己実現で扱う内容は、将来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主体的な意思決定を大切にする。小学校から高等学校へのつながりを考慮する。

③「キャリア・パスポート」の活用

「キャリア・パスポート」とは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことである。本県では、小学校１～３年生版、小学校４～６年生版、中学校１～３年生版の「夢へのパスポート」（「キャリア・パスポート」）を活用することで、一人一人のキャリア発達の経過を児童生徒自身と教師が確認できるよう努める。「夢へのパスポート」は、小学校卒業時には、進学先中学校に小学校が送付、中学校卒業時には、進学先高等学校等に生徒が持参し、引き継ぎながら活用する。

④学級生活の中での指導方法例

・学級や学校生活における不安や心配の解決のための目標を立てて行動させることにより、現在の生活をよりよくすることの大切さについて理解させる。
・学級での話合いを通して、友達の意見などを参考にしながら自己のよさや実現できそうな目標を具体的に考えさせる。
・多様性を認め合いながら、他の児童生徒と力を合わせて働くことの大切さや自分のよさを生かすことについて考えさせる。
・学級での自分の仕事に対して工夫しながら役割を果たさせる。
・各教科等を学習する意義や学習習慣の定着に向けた取組や学習を深めるための資料の活用など、主体的に学ぶための方法や工夫などについて意思決定できるような工夫をする。
・様々な役割や職業がどのように社会を支えているのかに気付かせる。
・集団や社会での役割を果たすことやその過程で能力を適正に生かすことの意義について実感させる。
・児童生徒が卒業後の進路選択の問題を、自分自身の課題として受け止め、自ら解決するために、何を知り、どのように考え、いかに行動すべきかなどについて検討させる。
・自らの興味・関心や適性などを生かすには、特定の職業や生き方に限定されないように、選択の幅を広げさせる。

４　進路指導とは何か

進路指導とは、生徒が自分自身を見つめ、自分と社会の関わりを考え、将来、様々な生き方や進路の選択可能性があることを理解するとともに、自らの意志と責任で自己の生き方や進路を選択できる適切な指導・援助を学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的に行うことである。

生き方や進路の選択は、中学校卒業後の就職や進学について意思決定することがゴールではない。中学校卒業後も、様々なことを学んだり、職業経験を積んだりしながら、自分自身の生き方や生活をよりよくするため、常に将来設計を描きなおしたり、目標を段階的に修正して、自己実現に向けて努力していくことができるようにすることが大切である。

生徒が自己の個性を発見し、伸ばしていくといった観点から適切な進路選択ができるよう、上級学校等の教育内容やその特色等をよりよく理解するために必要な情報の収集・提供の在り方について、上級学校等との連携による体験入学の機会や卒業生の経験の活用など、学級活動の内容・方法を工夫していくことが大切である。

校長のリーダーシップのもと、進路指導主事を中心とした校内の組織体制を整備し、学年や学校全体の教師が共通の認識に立って指導計画の作成にあたる。

進路指導の諸活動としては、次の６つが考えられる。

①個人資料に基づいて生徒理解を深める活動と、正しい自己理解を生徒に得させる活動

生徒個人に関する諸資料を豊富に収集し、一人一人の生徒の能力・適性等を把握して、進路指導に役立てるとともに、生徒にも将来の進路との関連において自分自身を正しく理解させる活動

②進路に関する情報を生徒に得させる活動

職業や上級学校等に関する新しい情報を生徒に与えて理解させ、それを各自の進路選択に活用させる活動

③啓発的経験を生徒に得させる活動

生徒に経験を通じて、自己の能力・適性等を吟味させたり、具体的に進路に関する情報を得させたりする活動

④進路に関する相談の機会を生徒に与える活動

個別あるいはグループで、進路に関する悩みや問題を教師に相談して解決を図ったり、望ましい進路の選択や適応・進歩に必要な能力や態度を発達させたりする活動

⑤就職や進学等に関する指導 ・ 援助の活動

就職、進学、家業・家事従事など生徒の進路選択の時点における援助や斡旋などの活動

⑥卒業者の追指導に関する活動

生徒が卒業後それぞれの進路先においてよりよく適応し、進歩・向上していくように援助する活動

＜参考資料＞
- 小学校学習指導要領（平成２９年告示）解説　総則編（文部科学省）
- 中学校学習指導要領（平成２９年告示）解説　総則編（文部科学省）
- 小学校キャリア教育の手引（改訂版）（文部科学省　平成２３年５月）
  中学校キャリア教育の手引（改訂版）（文部科学省　平成２３年３月）
  https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1312372.htm

４ 体験活動

児童生徒を取り巻く地域や家庭の環境、情報環境等が劇的に変化する中で、知・徳・体のバランスのとれた資質・能力を偏りなく育成していくに当たり、「学びに向かう力、人間性等」を育む観点から、体験活動の充実が重要である。学習指導要領（平成２９年告示）において、「生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫する」（小中総則：第３の１（５））ことが示された。また、道徳教育に関する配慮事項においても「集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること」、遠足・集団宿泊的行事においては、「自然や文化などに親しむ」ことが示されている。

県では、令和２年度より「嶺南嶺北体験・探究活動支援事業」を実施し、県内の小中学生が福井の文化や芸術に触れる機会や、嶺南あるいは嶺北を訪問することによる広域的な学習機会を創出している。また、全小学校に、体験・探究活動ができる県内８４施設について掲載した「体験・探究活動おすすめスポット」を配布し、体験活動の推進を図っている。

１ 体験活動の意義

文部科学省がまとめた「体験活動事例集－体験のススメ－」（平成２０年１月）では、体験活動の具体的効果を次のように示している。

①現実の世界や生活などへの興味・関心、意欲の向上
②問題発見や問題解決能力の育成
③思考や理解の基盤づくり
④教科等の「知」の総合化と実践化
⑤自己との出会いと成就感や自尊感情の獲得
⑥社会性や共に生きる力の育成
⑦豊かな人間性や価値観の形成
⑧基礎的な体力や心身の健康の保持増進

２ 社会教育団体・施設との連携

①社会教育施設の利用促進を図り、施設や職員、地域住民が有する情報を活用することで活動の充実を図る。
②社会教育団体や体験学習に関する指導者とのネットワーク化、専門的な知識や経験を持つ人の掘り起こしなどを行うとともに、日常的に子どもを見守りながら活動してもらえる一般協力者を確保する。
③特定のテーマについて活動を展開する団体やボランティアに協力を求めることで、地縁的なつながりを超えた幅広い活動の機会を設定する。

３ 学校・教員に求められるもの

①体系的で「まとまり」のある体験活動を企画し、学校行事や教科学習の中に明確に位置付ける。特に、地域の歴史・文化等を取り入れた指導案の作成など計画的な実施が有効となる。
②家庭、地域、関係機関と十分な連携を図り、地域住民との交流の機会とするなど活動の広がりを持たせる。
③教員等、大人のみが計画した体験活動ばかりでなく、児童生徒の自発性や自主性、工夫を生かした体験を計画的に取り入れる。

＜参考資料＞
□小学校学習指導要領（平成２９年告示）解説 総則編　□中学校学習指導要領（平成２９年告示）解説 総則編
□体験活動事例集－体験のススメ－（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/055.htm

５ 学校保健

１　学校保健とは

学校保健とは、学校において、児童生徒等の健康の保持増進を図ること、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成することである。学校保健は「保健教育」と「保健管理」の二つの領域に構成されているが、学校保健の成果を上げるためには、保健教育と保健管理に加え、すべての教職員が役割を分担し、学校や地域の関係者と連携して組織的に活動を推進することが必要である。そのため、学校保健は「保健教育」「保健管理」「組織活動」という３領域でとらえられている。（図１）

〇保健管理

児童生徒の健康の保持増進を図るための健康診断の実施や事後措置、健康相談、疾病の管理と予防、感染症予防等、児童生徒の心身の管理（主体）と生活（行動）の管理と、児童生徒の学習や生活の場としての学校環境の管理があり、児童生徒の心身の活動をよりよいものにするために行うものである。

〇保健教育

健康の保持増進に必要な知識や技能を習得し、課題解決力を伴う実践力と態度の育成を目指している。例えば、体育科または保健体育科はもとより関連教科や総合的な学習の時間、特別活動等の中で、心身の健康の保持増進に必要な知識の理解や技能の習得を通して実践力の育成を目指す。また、学習指導要領では、各学校が学校教育に関わるさまざまな取組を、教育課程を中心に捉えながら組織的かつ計画的に実施し、保健教育についても、組織的かつ計画的な推進が必要である。日常生活における保健指導や子供の実態に応じた個別の指導においては、具体的な健康の問題に適切に対処し、健康な生活が実践できるようにすることを目指している。

〇組織活動

健康教育がすべての教職員によって行われるものであること、地域の健康増進活動や家庭、関係機関との連携の緊密化が求められることなどから、学校保健組織活動の充実が不可欠となる。健康教育の成果を確かなものにしていくためには、学校保健委員会だけでなく、中学校区単位の地域学校保健委員会の組織化の促進が望まれる。

（２）学校保健計画の作成

学校保健計画は、学校保健安全法第５条で策定について明確に示されており、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況を踏まえ、作成されるものである。

学校保健計画には、法律で規定された以下の事項を盛り込み作成する。

①児童生徒等及び職員の健康診断（学校保健安全法第13条から第16条）

②学校環境衛生検査（同法第６条）

③児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項（同法第９条）

また、学校保健に関する取組を進めるに当たっては、学校のみならず、保護者や関係機関・関係団体等との連携を図っていくことが重要である。

図１　学校保健の領域・内容

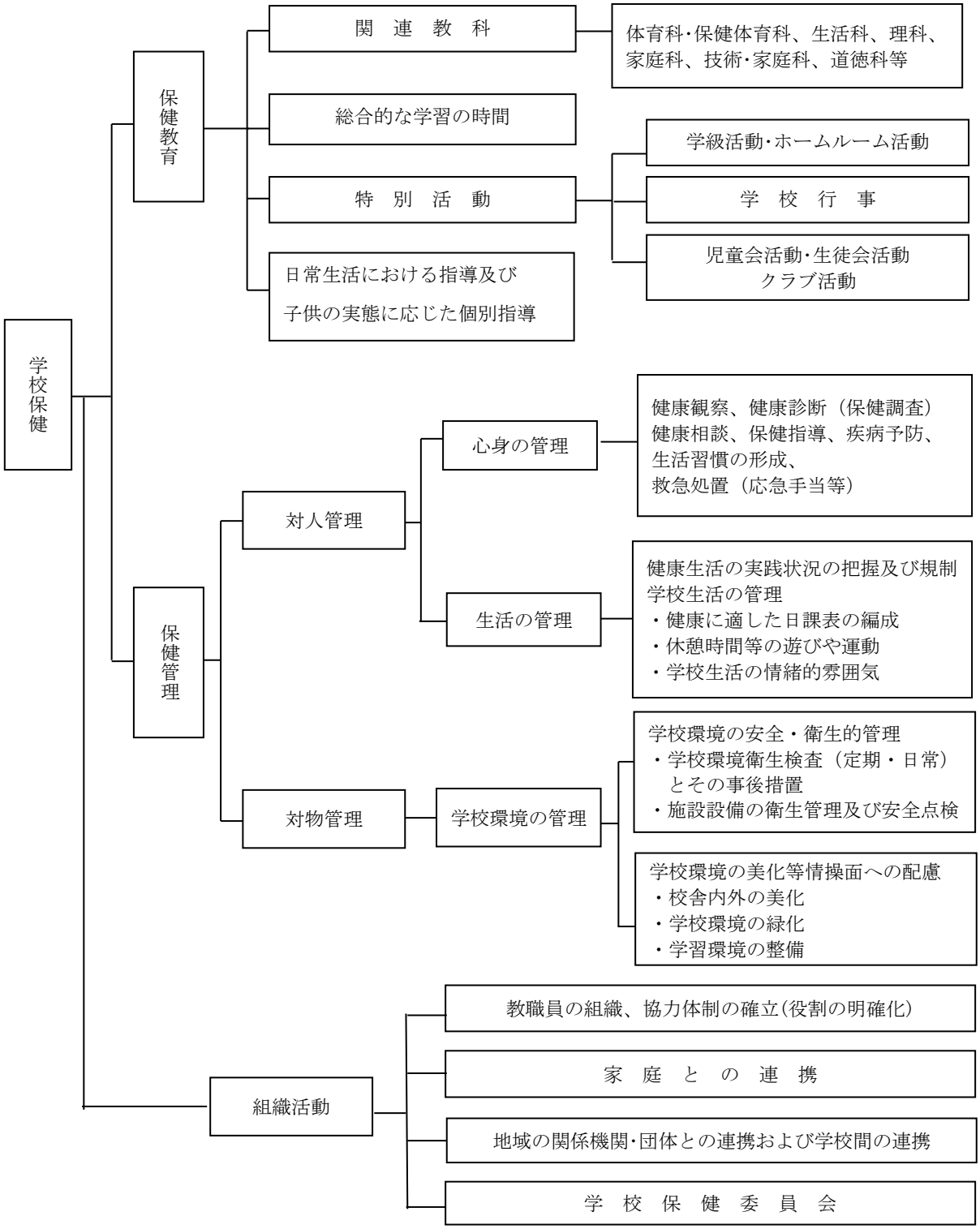

＜参考資料＞
□「生きる力」を育む学校での小学校保健教育の手引（文部科学省　平成３１年３月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/__icsFiles/afieldfile/2019/07/12/1334052_2.pdf
□四訂　養護概説　（三木とみこ　ぎょうせい）
□文部科学省ホームページ「学校保健の推進」
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/index.htm

６ 学校安全

１　学校安全の定義

学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の三領域の一つであり、それぞれが独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、児童生徒等の健康や安全を確保するとともに、生涯にわたり、自らの心身の健康を育み、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくために一体的に取り組まれている。

学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す「安全教育」と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す「安全管理」、そして安全教育と安全管理の活動を円滑に進めるための「組織活動」という三つの主要な活動から構成されている。

安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、安全に関する資質･能力を育成することである。各学校においては、児童生徒等や学校、地域の実態および児童生徒等の発達の段階を考慮して学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程を編成･実践していくことが重要である。その中で、日常生活において、危険な状況を適切に判断し、回避するために最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成するとともに、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身につける「共助、公助」の視点からの安全教育を推進することが重要である。

学校における安全教育は、児童生徒等が安全に関する資質･能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが重要である。

安全教育を行う場合には、児童生徒等が安全に関する問題について、興味･関心を持って積極的に学習に取り組み、思考力や判断力を身に付け、安全について適切な意思決定・行動選択ができるように工夫する。

一方、学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や、児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。

安全教育と安全管理が一体的な活動を展開することによって、初めて学校における安全が確保できるものである。環境整備等は、児童生徒等がより安全な行動を意思決定したり、行動選択したりすることを促すこと

にもつながる。安全管理を行う主体は教職員であるが、児童生徒等や保護者、地域、関係機関等が安全管理に適宜参加することにより、教職員以外の立場ならではの視点や協力により安全管理の取組が充実する面もある。このため、学校安全計画で一体的に安全教育と安全管理を年間の計画に基づいて計画的に実施することが重要である。

２　学校安全計画の作成

学校安全計画は、学校保健安全法第２７条で策定･実施が義務付けられており、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを関連させ、統合し、全体的立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として立案することが望ましい。

学校安全計画の内容例としては、次のような事項が考えられる。

〇安全教育に関する事項

ア　学年別･月別の関連教科、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項

イ　特別活動における安全に関する指導事項

ウ　課外における指導事項

〇安全管理に関する事項

①生活安全

ア　施設・設備、器具・用具等の安全点検

イ　各教科等、部活動、休み時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項

ウ　生活安全に関する意識や行動、事件・事故の発生状況等の調査

エ　校内及び地域における誘拐や傷害などの犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項　等

②交通安全

ア　自転車の使用に関するきまりの設定

イ　交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査　等

③災害安全

ア　防災のための組織づくり、連絡方法の設定

イ　避難場所、避難経路の設定と点検・確保

ウ　防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定

エ　防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査　等

※　災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げること

※危機管理マニュアルの整備に関する事項については、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じて取り上げること

④通学の安全

ア　通学路の設定と安全点検

イ　通学に関する安全のきまり・約束等の設定

※交通安全の観点や、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点、災害発生時の災害安全の観点を考慮すること

〇安全に関する組織活動

ア　家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催

イ　安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危機管理マニュアル等に関する校内研修事項

ウ　保護者対象の安全に関する啓発事項

エ　家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動

3　学校安全の構造

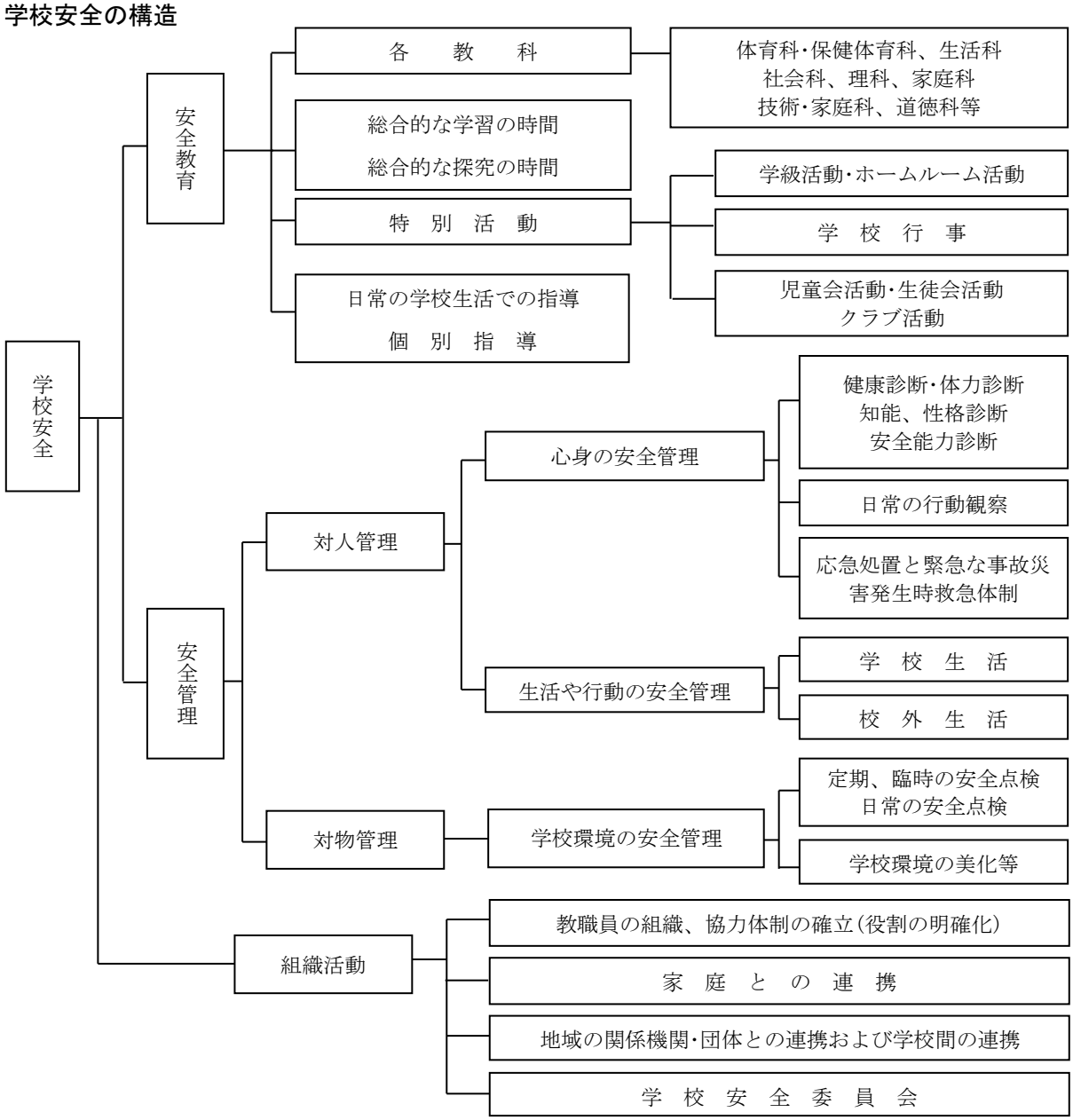

＜参考資料＞

□「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省　平成 31 年 3 月）

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu03_h31.pdf

7 学校給食と食育

学校給食の実施に関する基本的な事項

学校給食は、学校給食法に基づき実施され、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。

1 栄養管理

学校給食の栄養管理は、「学校給食実施基準」（学校給食法第８条）の中で示されている「学校給食摂取基準」（児童生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために算出した望ましい栄養量）に基づいて行われている。栄養教諭は、学校給食摂取基準に基づいた献立作成、食事状況調査や残食調査などによる状況把握の実施により適切な栄養管理を行い、栄養管理の内容を指導に生かすことができるよう配慮する。また、学級担任は、栄養教諭と連携しながら、献立のねらい、栄養管理の状況を理解した上で給食の配食を行い、全体及び個別の指導を行う。

2 衛生管理

学校給食の衛生管理は、「学校給食衛生管理基準」（学校給食法第９条）に基づいて行われている。

学級担任等は、栄養教諭の助言をもとに、衛生的な配食や異物混入防止など衛生的に配慮した給食指導の充実を図る。

（３ リスクマネジメント参照）

3 リスクマネジメント

①食中毒の防止

- 学級担任等は、給食の配食を行う給食当番及び教職員の健康状況（下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装、手指の確実な洗浄等）を毎日点検し記録する。胃腸炎の症状（腹痛・下痢・嘔吐等）等感染症の可能性がある場合は、給食当番を交代させる。
- 給食時間中、児童生徒が嘔吐した場合は、当該児童生徒を保健室に連れて行くとともに、周囲の児童生徒を可能な限り嘔吐物から遠ざける。その後、適切に嘔吐物の処理を行う。嘔吐物が食器具に付着した場合は、次亜塩素酸ナトリウム溶液で一次消毒を行った後、消毒済みであることがわかるように給食調理施設に返却する。
- パン等残食の児童生徒の持ち帰りは、衛生上の見地から、禁止することが望ましい。

②異物混入の防止

毛髪、昆虫、プラスチック片、金属片などの異物が給食に混入する可能性を想定して、調理工程だけでなく教室等においても、未然に異物の混入を防止する手立てを講じることが必要である。

③食物アレルギー対応

全教職員が食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プラン、緊急時の対応について共通理解を図る。主に対応を行っている学級担任等が不在となる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。

④窒息事故防止

水分が少ないもの（パン）や、丸い形状のもの（白玉団子、プラム）は、咽頭部に詰まる危険性が高いため十分な注意が必要である。

4 地場産給食の推進

学校給食に地場産物を活用したり、郷土食や行事食を提供したりすることを通じ、児童生徒の地域の文化や伝統に対する理解と関心を深める。

学校における食育の推進

学校における食に関する指導は、学習指導要領総則に「学校における食育の推進」が位置付けられており、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校教育活動全体として取り組むことが必要であると強調している。

１　食に関する指導の目標

①知識・技能・・・食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。
②思考力・判断力・表現力等・・・食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。
③学びに向かう力・人間性等・・・主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

２　食育の視点

①食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
②心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】
③正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。【食品を選択する能力】
④食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。【感謝の心】
⑤食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。【社会性】
⑥各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。【食文化】

３　食に関する指導の内容

①給食の時間における食に関する指導

学校給食は、学習指導要領において特別活動の「学級活動」に位置付けられていることから、日々の指導（年間約１９０日）は、学級担任等が行う。給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、手洗い、配膳、食器の並べ方、食事のマナーなどを習得させる「給食指導」と、献立で産地や栄養について指導したり、教科等で学習したことを学校給食を通して確認させたりする「食に関する指導」を、栄養教諭と連携を図り実施する。

②教科等における食に関する指導

教科等における食に関する指導では、栄養教諭が授業に参画することにより、目標や内容、教材や題材、学習活動など様々な面で食に関する指導と関連付けて指導することができる。児童生徒に当該の教科等の目標や内容を身に付けさせることを第一義的に考え、その過程に「食育の視点」を位置付け指導することが重要である。

③個別的な相談指導

偏食傾向や肥満・痩身傾向にある児童生徒、食物アレルギーを有する児童生徒、スポーツをしている児童生徒等を対象に、全教職員が保護者や学校医、スクールカウンセラー等と連携を図り、指導に当たる。

※給食の時間や各教科等において、本県独自の食育教材「ふくいこども食育チャレンジ」を活用し食育を推進する。（県教育振興基本計画より）

＜参考資料＞
□「食に関する指導の手引」第二次改訂版（文部科学省　平成３１年３月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm
□「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」（文部科学省　平成２９年３月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1385699.htm
□第３次福井県教育振興基本計画（令和２年３月）

８ 情報教育（ICT の活用）

今日の社会は、生活のあらゆる場面でＩＣＴを活用することが当たり前の世の中となっている。このような時代において次代を切り拓く子供たちには、情報活用能力をはじめ、言語能力や数学的思考力などこれからの時代を生きていく上で基盤となる資質・能力を確実に育成していく必要があり、そのためにもＩＣＴ等を活用して、「公正に個別最適化された学び」や学校における働き方改革を実現していくことが不可欠である。

子供たちが必要な情報を取捨選択できるような情報活用能力を身に付け、情報社会に主体的に対応していく力を備えることがますます重要となっている。さらに、校務事務の多忙化により、教員が子供たちと向き合う時間が不足していることが指摘されている中で、ＩＣＴを活用した校務の効率化が求められている。また、インターネットやＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用に関するトラブルや犯罪被害、生活リズムの乱れなどが大きな問題となっている。このため情報社会の便利な側面のみならず、危険性やその対処法などについて、子供たち自身や保護者などが正しく認識し、適切に行動することが重要となっている。

１　情報活用能力の育成

「情報活用能力」は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。より具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル等に関する資質・能力等も含むものである。

このような情報活用能力を育成することは、将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくために重要である。また、情報技術は人々の生活にますます身近なものとなっていくと考えられるが、そうした情報技術を手段として学習や日常生活に活用できるようにしていくことも重要となる。

資質・能力の三つの柱と情報活用能力

情報活用能力の定義については、「世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力」と新たに定義された。情報や情報手段を主体的に選択し活用する、情報技術の基本的な操作、プログラミング的思考や情報モラル等を含む資質・能力である。これまでの「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の３観点８要素だけでなく、各

教科等において育むことを目指す資質・能力と同様に、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱によって捉えていくことが提言された。

〇知識及び技能　（何を理解しているか、何ができるか）

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

〇思考力、判断力、表現力等

（理解していること、できることをどう使うか）

様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

〇学びに向かう力、人間性等

（どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか）

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

【情報教育の３観点８要素】

情報活用の実践力

・課題や目的に応じた情報手段の適切な活用
・必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造
・受け手の状況などを踏まえた発信・伝達

情報の科学的な理解

・情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解
・情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

情報社会に参画する態度

・社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解
・情報のモラルの必要性や情報に対する責任
・望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

２　ＩＣＴ機器の活用

学習指導要領では、「児童生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫

改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、（略）情報手段や教材・教具の活用を図ること。」としており、個に応じた指導の充実を図るに当たりＩＣＴを活用することとしている。ＩＣＴを活用して個に応じた指導の充実を図ることは、子供たちの基礎学力の育成について課題も指摘される中、基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策の一つとして有効であると考えられる。

３　ＩＣＴを効果的に活用した学習場面

ＩＣＴを効果的に活用した学習場面を示すに当たって、まず確認しておくべきことを以下に挙げる。教科等の指導でＩＣＴを活用する際の活用主体としては、１）教師が活用する、２）児童生徒が活用するという二つが考えられる。１）は教師が学習指導の準備や評価のためにＩＣＴを活用したり、授業においてＩＣＴを活用したりすることなどであり、２）は児童生徒が授業等でＩＣＴを活用することである。各教科等においてＩＣＴを活用する際には、学習過程を踏まえることが重要である。

学習過程を踏まえ、ＩＣＴを活用した効果的な学習活動としては、例えば、一斉学習により、児童生徒に学習課題を明確に意識させることで、個別学習などのその後の学習活動における学習を深めることができる。また、個別学習を行う際には、その個別学習を踏まえた協働学習を行うことを意識させておくことで、児童生徒は見通しをもって個別学習に取り組むことができる。なお、単にＩＣＴ機器を指導に取り入れれば、情報活用能力が育成されたり、 教科等の指導が充実したりするわけではないということに留意する必要がある。各教科等において育成すべき資質・能力を見据えた上で、各教科等の特質やＩＣＴを活用する利点などを踏まえて、ＩＣＴを活用する場面と活用しない場面を効果的に組み合わせることが重要である。また、後に示す１０の分類例は、ＩＣＴを活用した典型的な学習場面であるが、 ＩＣＴを活用した学習活動はこれらに限られるものではないことにも留意する必要がある。

①一斉学習
- 教師による教材の提示

②個別学習
- 個に応じた学習
- 調査活動
- 思考を深める学習
- 表現・制作
- 家庭学習

③協働学習
- 発表や話し合い
- 協働での意見整理
- 協働制作
- 学校の壁を越えた学習

＜参考資料＞
- □教育情報化の手引－追補版－（文部科学省　令和２年６月）
  https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html
- □各教科等の指導における ICT の効果的な活用に関する参考資料（文部科学省）
- □スタディーエックス　スタイル（StuDX Style）各教科等における１人１台端末の活用（文部科学省）

9 プログラミング教育

小学校におけるプログラミング教育

小学校におけるプログラミング教育とは、「児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために、必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」を「各教科等の特質に応じて」「計画的に実施すること」である。

小学校におけるプログラミング教育の目的は、プログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技術を習得したりすることではなく、これまでの教科等の学習の中にプログラミングの考え方や体験を取り入れ、論理的思考力を身に付けることである。

1 プログラミング教育のねらい

小学校におけるプログラミング教育のねらいは、以下の三つである。

①「プログラミング的思考」を育むこと

②プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータ等の情報技術によって支えられていることなどに気付くことができるようにするとともに、コンピュータ等を上手に活用して身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むこと

③各教科等の内容を指導する中で実施する場合には、各教科等での学びをより確実なものとすること

2 プログラミング教育を通じて目指す育成すべき資質・能力

各教科等で目指す資質・能力と同様に、三つの柱「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」に沿って整理している。

【プログラミング教育を通じて目指す育成すべき資質・能力】

- **知識及び技能**
  身近な生活でコンピュータが活用されていることや、問題の解決には必要な手順があることに気付くこと
- **思考力、判断力、表現力等**
  発達の段階に即して、「プログラミング的思考」を育成すること
- **学びに向かう力、人間性等**
  発達の段階に即して、コンピュータの働きを、よりよい人生や社会づくりに生かそうとする態度を涵養すること

3 プログラミング的思考

「プログラミング的思考」とは、「自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力」である。

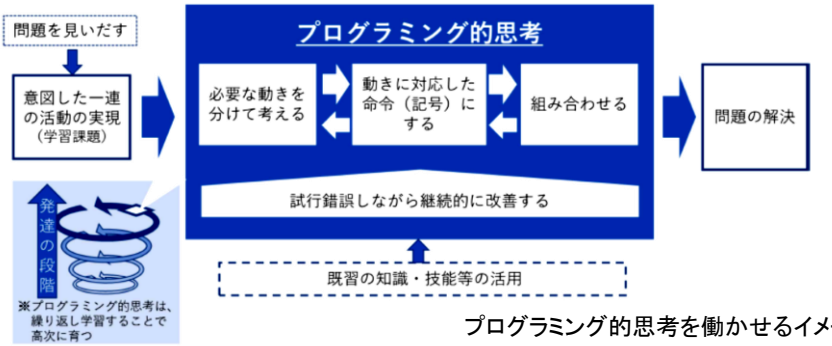

プログラミング的思考を働かせるイメージ

４ プログラミング的思考と情報活用能力

学習指導要領解説総則編における「情報活用能力」とは、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて、情報を得たり、整理・比較したり、発信・伝達したり、保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動に必要な情報手段の基本的な操作技能や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ等に関する資質・能力も含むものとしている。こうした情報活用能力を育むためには、単にプログラミング教育を充実し「プログラミング的思考」を育めばよいということではなく、情報を収集・整理・比較・発信・伝達する等の力をはじめ、情報モラルや情報手段の基本的な操作技能なども含めたトータルな情報活用能力を育成する中に、「プログラミング的思考」の育成を適切に組み入れていく必要がある。さらに、小学校段階では、コンピュータに関する専門的な知識等は求められていないが、プログラムの働きやよさへの気付きや、論理的に考えていく力である「プログラミング的思考」、コンピュータ等をよりよく活用していこうとする態度等は、その後の中学校や高等学校での学びに、とりわけ情報についての科学的な理解に基づいた情報活用能力の育成につながっていく。このように、「プログラミング的思考」を含む情報活用能力を、児童生徒の発達の段階に応じて捉えていくことも重要である。

５ プログラミング教育の評価

プログラミング教育を各教科等の内容を指導する中で実施する場合には、「プログラミング的思考」等を育むとともに、それぞれの教科等の学習をより深いものとすることが重要である。プログラミングを実施した際の評価については、あくまでも、プログラミングを学習活動として実施した教科等において、それぞれの教科等の評価規準により評価するのが基本となる。すなわち、プログラミングを実施したからといって、それだけを取り立てて評価したり、評定をしたりする（成績をつける）ものではない。その上で、プログラミング教育で育む資質・能力なども参考とし、各学校がプログラミング教育で育みたい力を明らかにし、各教科等において「プログラミング的思考」等を育むための学習活動を計画、実施して、児童の資質・能力の伸びを捉えるとともに、特に意欲的に取り組んでいたり、プログラムを工夫していたりなど、目覚ましい成長のみられる児童には、機会を捉えてその評価を適切に伝えること等により、児童の学びがより深まるようにしていくことが望ましい。また、教育課程内で各教科等とは別に実施する場合は、教科等の評価規準により評価したり、評定をしたりすることはないが、それ以外は前述と同様に児童を見取り、その評価を適切に伝えるなどすることが望ましい。

＜参考資料＞
□「小学校プログラミング教育」の実施に向けて（福井県教育委員会　令和元年７月）
□プログラミング教育の手引　第三版（文部科学省　令和２年２月）
https://www.mext.go.jp/content/20200218-mxt_jogai02-100003171_002.pdf
□小学校学習指導要領（平成２９年告示）解説　総則編

10 学校図書館

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っている。学校教育法において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されている。小中学校及び高等学校の学習指導要領（平成２９年・３０年公示）においても、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、言語活動等を充実することや学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されている。

国において「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成３０年４月）が定められ、本県においては「第３次福井県教育振興基本計画」（令和２年３月）、「第３次福井県子どもの読書活動推進計画」（令和２年３月）が策定され、学校図書館に関わる事項や読書活動の推進等の計画が示されている。

１　学校図書館の役割

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、主に次の３つの機能を有している。

①児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能

②児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能

③情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」としての機能

これからの学校図書館には、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子どもたちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されている。これらを含め、学校においては「学校図書館ガイドライン」を参考に、学校図書館の整備拡充を図ることが重要である。

さらに、学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子どもの居場所となり得ること等も踏まえ、必要に応じ、地域の様々な人々の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが重要である。児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効であり、蔵書の貸出しの促進、子どもに本を借りることを習慣化させる取組が図られることが重要である。

２　学校における取組（読書活動の推進）

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。

小学校、中学校、高等学校等の各学校段階においては、全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともにそのための環境を整備する。その際、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することや、子どもの読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高

めていくことが求められる。具体的には、次のような活動が挙げられる。

・全校一斉の読書活動
・推薦図書コーナーの設置
・卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標設定
・子どもが相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動、読書会、ペア読書、お話（ストーリーテリング)、ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル)、アニマシオン等の子ども同士で行う活動

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において、多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実し、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えることが求められている。

３　学校図書館の運営等

校長は学校図書館の館長としての役割も担っているため、校長のリーダーシップの下、学校図書館の運営は、計画的・組織的になされるよう努めることが望ましい。これを踏まえ、司書教諭（学校図書館担当教員）が中心となり、全ての教職員、学校司書、地域のボランティア、家庭、公立図書館等が連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図り、児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備運営することが重要である。

学校図書館は、学校図書館法に定められているとおり、図書、視聴覚教育の資料、その他学校教育に必要な資料を収集・整理・保存し、これを児童生徒および教員の利用に供することによって学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の施設である。特に、学校図書館に整備すべき蔵書の冊数として国が定めている「学校図書館図書標準」を踏まえ、蔵書を整備するように努め、子どもの成長段階に応じた図書等の提供を図ることが求められている。また、選定図書学校巡回事業を学校図書館の運営に生かす工夫や、読書活動への関心を高める関連行事（※）と関連付けた取り組み等の実施も必要である。

※関連行事

「子ども読書の日」　・・・　４月２３日
「こどもの読書週間」　・・・　４月２３日～　５月１２日
「読書週間」　・・・　１０月２７日～１１月　９日
「中高生ビブリオバトル」・・・　１１月上旬　～１１月中旬

＜参考資料＞
□第３次福井県子どもの読書活動推進計画（令和２年３月）
（概要版）https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/syoubun/dokusyo/dokusyo1021_d/fil/gaiyo.pdf
（本文)https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/syoubun/dokusyo/dokusyo1021_d/fil/honbun.pdf

11 へき地複式教育

1 福井県の概要

へき地教育とは、交通条件及び自然的、文化的諸条件に恵まれない地域に所在しており、各都道府県の条例によって指定された小・中学校（へき地指定校）で行われている教育を指す。令和３年度におけるへき地指定校は、小学校１３校、中学校１０校である。

複式教育とは、２個学年以上の児童生徒を一つの学級に編成した複式学級において行われている教育を指す。複式学級は、学級編成基準により、二つの学年で構成される学級である。中学校には複式学級はないが、小学校においてはへき地指定校および複式学級を保有する学校が大半を占めている。

令和３年度におけるへき地指定校及び複式学級保有校は小学校３１校、中学校１０校（休校を除く）の計４１校である。

2 重点目標

へき地校および複式校の一般的な特色としては、地域と密着し、親密な人間関係や自然豊かな環境の中で、一人一人を大切にしたきめ細かな教育が行われていることが挙げられる。また、児童生徒も自分の役割や責任を果たす機会や自分たちで学習する機会が多いことから、協力的で自主的な態度が育成されやすい。これらを十分に生かした学級経営や学習指導に努めることが大切である。また、地域のよさを見直し、地域を愛し、その発展を願う資質・能力の育成に努めることが大切である。例えば、

①少人数であることを生かして、一人一人の個性や能力に応じた指導をする。
②児童生徒自らが学習を進めることができる学習形態や態度を育成する。
③複数学年であることを生かし、協力して活動する場面を多く設定する。
④恵まれた自然や地域の素材を活用し、体験的な活動を重視した教育に努める。

3 努力課題

地域の実情や学校規模等から、人間関係や児童生徒に対する評価の固定化、集団を生かした学習経験、都市部では可能な社会体験などの制約等がある。そのため、思考や表現の多様性や柔軟性、自発性、向上心などが育成しにくいといった課題もある。

①学習の個別化を図る
②学び方を育てる学習指導法の工夫
③話し合いや交流学習、協働学習等の指導過程の工夫
④ＩＣＴを活用した効果的な学習指導の工夫
⑤児童生徒同士の交流を広めるための集合学習等の推進
⑥ふるさとの自然、文化や伝統、および地域の人材を生かした教育の推進

4 いろいろな教育方法

合同学習

一つの学校内で学級の枠を超えて、２学級以上の児童生徒が一緒に学習する方法（全校体育、全校音楽など）のこと。例えば、音楽科の合唱や器楽合奏、体育科のボール運動など、ある程度の集団を必要とする学習を行う際に実施する場合がある。

集合学習

近隣の２校以上の児童生徒を一カ所に集め、各領域等の指導計画の一部の学習活動を各学校の教師の協力的な指導により展開する教育方法。２講以上の児童生徒が共同で行う学習が効果的に行われるよう、各学校での事前事後の学習を適切に行うことが大切である。

交流学習

学校規模や生活環境の異なる学校間で、それぞれの学校が単独では体験できない学習や生活をさせる教育方法。ＩＣＴを活用した遠隔授業など。

５　複式学級における学習指導

複式学級では２個学年を同時に指導していくために、指導内容の組み合わせや指導方法を工夫することが必要である。指導類型には、学年別指導、同単元指導などがあるが、より効果的に学習をするためそれぞれの指導類型の特性を理解し、学校や児童の実態、学習する教科や内容などを考慮して指導計画を立てることが大切である。主な複式の学習指導法は次のようなものがある。

①異教科型

上学年は、「図工」下学年は「国語」など、上下学年で教科が異なる。

②同教科異単元型

教科は同じであるが単元が全く別のものである。算数を例にとると、上学年は「図形」で下学年は「計算」とそれぞれ学習内容の異なったものであり、上下学年のつながりはない。

③同教科同単元異内容型

同単元であっても学年差をより重視していくもので、同じ教科の同じ単元であるが、学年の内容は上下学年で異なる。

④同教科同単元同内容異程度型（一本案または一本くりかえし案）

扱う教材や内容は上下学年とも同じであるが、実現する目標や内容の程度を変え、学年差を明らかにした指導をいう。それぞれの学年の指導目標を達成できるように、２年間を単位にして可能な限り同じ教科の関連のある内容を同じ時間に配列し、上下学年が同じような学習活動を展開する。上下学年が一つの学級として学習を進められるとともに、それぞれの学年の能力に合った学力を身に付けることができる。

⑤同教科同単元同内容同程度型（Ａ・Ｂ年度二本案）

上・下両学年の内容をＡ年度とＢ年度の２年間で平均的に分配し、同じ目標のもとに、同じ程度で指導し、２年間で完了するものである。

６　複式学習指導案の作成について

学習展開の形式は指導法の類型により異なるが、一般に次のとおりである。

○学年			○学年	
留意点	学習活動	形態	学習活動	留意点
	適用・発展	間接指導	直接指導	課題把握	
	課題把握	直接指導	間接指導	課題追求	
	課題追求	間接指導	直接指導	解決・定着	
	解決・定着	直接指導	間接指導	適用・発展	

①教材研究を十分に行い、教師が直接指導をするところ（直接指導）と、児童自らが自主的に学習するところ（間接指導）を明確にする。

②直接指導と間接指導のバランスを、単元や学習内容を見通して考える。

③両学年共通の学習の場を設定する。

④指導過程と学習の形態（一斉指導、ペア学習、個別学習等）とのつながりを考える。

⑤教育機器や教育用具などの位置付けを明確にする。

わたり（➡マーク）

教師は、直接指導と間接指導の組み合わせに従って、ある学年から他の学年へ交互に移動していくことになる。この学年間をわたり歩く教師の動きのこと。

ずらし（□マーク）

学習活動の指導段階を学年別にずらした組み合わせのこと。

12 持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）

持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）の推進が求められる背景

ＥＳＤは、Education for Sustainable Development の頭文字で、「持続可能な開発のための教育」と訳される。

現在、我々をとりまく問題は複雑化・多様化するとともに地球規模の課題となり、年々深刻化している。このような世界に生きている子供たちに対しては、知識を一方的に教え込むだけの教育を続けていても課題解決に必要な資質・能力を十分に育成することはできない。子供たちにどのような資質・能力が求められているのか、その育成に、どのような教育の在り方が必要なのかを共に考え、実践を通して共有していく教育改革が必要であり、その営みそのものがＥＳＤの原点となっている。そしてＥＳＤには、環境、社会、経済、文化の関連性を考慮した総合的な取組によって、まずは身近なところから行動を開始し、学びを実生活や社会の変容へとつなげることがその本質として求められている。

ＥＳＤとＳＤＧｓ

２０１５年９月、１５０ヶ国以上の首脳が参加した国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」が採択され、ここに２０３０年度までの１７の国際目標と、１６９のターゲットからなる「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」が掲げられた。（ＳＤＧｓ＝Sustainable Development Goals）

その目標４は「質の高い教育の提供」に関するものであるが、「教育が全てのＳＤＧｓの基礎」であり、「全てのＳＤＧｓが教育に期待」しているとも言われている。この目標４のターゲットにＥＳＤについても示されており、２０１７年１２月の国連総会決議では、ＥＳＤが「質の高い教育に関する持続可能な開発目標に不可欠な要素であり、その他の全ての持続可能な開発目標実現の鍵」であることが確認された。

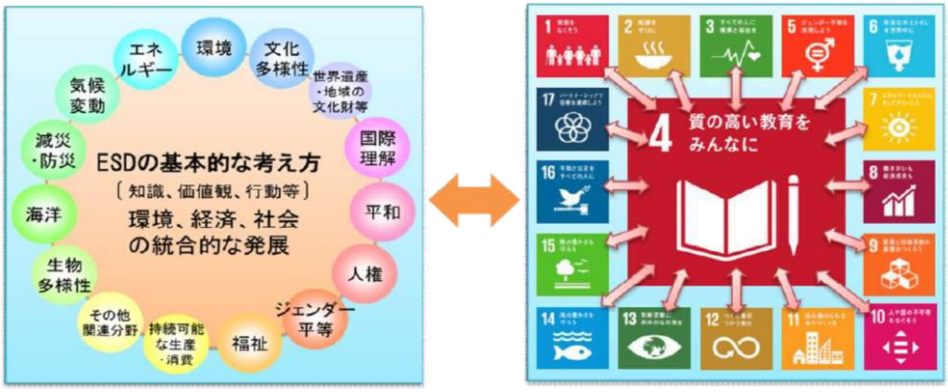

【ＥＳＤとＳＤＧｓ】

１ 学習指導要領とＥＳＤ

ＥＳＤは、学習指導要領（平成２９年告示）全体において、基盤となる理念として組み込まれているとも言える。前文及び総則には「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられており、各教科においても関連する内容が盛り込まれている。

２ ＥＳＤによって育む能力・態度

ＥＳＤの視点に立った学習活動を行うにあたっては、国立教育政策研究所が提示している構成概念や能力・態度の例が参考にできる。自分が行っている授業がどの概念の理解を深めるものとなっているか、授業を通してどの能力・態度を育成するのかを考えることが、実践の手がかりとなる。

〇持続可能な社会づくりの構成概念（例）

これらの視点を軸にして、持続可能な社会づくりに関わる課題を見いだす。

Ⅰ 多様性（いろいろある）	Ⅳ 公平性（一人一人大切に）
Ⅱ 相互性（関わり合っている）	Ⅴ 連携性（力を合わせて）
Ⅲ 有限性（限りがある）	Ⅵ 責任性（責任を持って）

○ＥＳＤの視点に立った学習指導で重視する能力・態度（例）

見いだした課題を解決するために、これらの必要な態度や能力を身に付けていく。

① 批判的に考える力	⑤ 他者と協力する力
② 未来像を予測して計画を立てる力	⑥ つながりを尊重する態度
③ 多面的・総合的に考える力	⑦ 進んで参加する態度
④ コミュニケーションを行う力	

３　教育課題に対応し、その解決に貢献するＥＳＤ

育成する能力・態度については、地域の実情や児童生徒の発達段階に応じて、取捨選択したり、アレンジを加えたりしていくことが有効である。例えば、ＥＳＤのねらいを分かりやすくするために学校独自にアレンジした３点「問題解決能力」「協力する態度」「意欲的に活動する」に絞って実践した例もある。

社会や経済の変化に伴って子供や家庭、地域社会にも影響を与えており、学校が抱える課題は、生徒指導上の諸課題や障害により特別な支援を要する児童生徒の増加、日本語指導が必要な外国人生徒の増加など、より複雑化・多様化している。教員はその対応に追われながらも、解決に向けて不断の努力を積み重ねている。これまでＥＳＤに取り組んできた学校からは、ＥＳＤが、児童生徒の心の発達や自己肯定感の醸成に寄与することや、主体的・協働的に学ぶ力を高めること、学校と地域との連携を促進することなどに大きく役立ったという報告が寄せられている。このようにＥＳＤを、教育課題の解決や教育改革の方向性及び方策の１つとしてとらえることも重要な視点である。

県では、教科書に紹介されているＳＤＧｓを取り上げ各教科で学習したり、教科を横断して取組んだりすることにより、地球規模の課題を自らの問題と捉える学習機会を充実させ、ＳＤＧｓの実現を目指した教育を推進している。まずは身近なところから行動を開始し、学びを実生活や社会の変容へとつなげることを実感させることが大切である。また、環境、エネルギー、原子力、伝統工芸、地場産業等、地域の特性に応じた課題について、副読本や外部人材を活用したり、体験活動を行ったりすることも考慮に入れ、実践を進めることが考えられる。

なお、県の未来戦略課では「ふくい SDGs パートナー」登録企業・団体等における SDGs 活動の活発化とパートナー同士の連携促進に向けて、各種取組みを実施している。登録企業や団体等に外部講師を依頼し、県内における実際の取組みや課題について学習することも考えられる。

＜参考資料＞
- □ESD（持続可能な開発のための教育）推進の手引（文部科学省　平成３０年５月改訂）
  https://www.mext.go.jp/unesco/004/1405507.htm
- □「今日よりいいアースへの学び ESD 持続可能な開発のための教育」（文部科学省）
  http://www.esd-jpnatcom.mext.go.jp/
- □「ESD（Education for Sustainable Development）とは？」（文部科学省）
  https://www.mext.go.jp/unesco/004/1339970.htm
- □第３次福井県教育振興基本計画（令和２年３月）
- □SDGs（持続可能な開発目標）への取組み（福井県未来戦略課ＨＰ）
  https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/seiki/sdgs/sdgs-top.html

第８章　学級経営	１　学級担任の役割

研修を行う際は、学級運営指導書「通うのが楽しい学級づくり」（福井県教育委員会）をご使用ください。

１　学級担任の役割

子供たちの学習活動や学校生活は、ほとんどの場合、学級を基盤として行われる。人と関わり、社会・集団生活を体験することで、子供たちは、自己を確立し、心理的・社会的に成長していく。したがって、明るくいきいきとした学級集団で学校生活をおくることは、その年代の日々だけではなく、一生の糧となる。それを一番近くで手助けするのが、学級担任の役目である。

２　学級運営の充実を図るポイント

①子供たちとの信頼関係を築く。
②子供たち一人一人の能力・適性、興味・関心等を客観的かつ総合的に把握する。
③学級を子供たち一人一人が自分の存在感を実感できる場にしていく。
④子供たち一人一人の特性を生かし、分かる授業を行う。
⑤担任一人で抱えこまず、教職員全体で協働する。
⑥家庭や地域社会との連携を密にする。

３　生徒指導は学級経営から

生徒指導を着実に進めるうえでの基盤は学級であり、学級担任・ホームルーム担任の教員の営みは極めて重要である。例えば、始業前における教室での仲間関係、休憩や昼食の時間での人間的な交わり、放課後における様々な活動によって、児童生徒の個性は伸長されていくとともに、社会的、公民的、道徳的な資質も深められていく。

そこで、学級担任は、児童生徒一人一人が、学級集団の中で自他の個性を尊重し、相手の身になって考え、相手の良さを見つけようと努め、互いに協力し合い、主体的によりよい人間関係を形成していこうとする学級集団づくりに取り組まなければならない。

担任の第一のスキルは笑顔であることである。次いで、明るく美しい言葉遣いもできるようにしたい。押さえつける生徒指導はやがて破綻するが、包みこむ生徒指導は子どもの変容に対応できる。笑顔や言葉遣いは、その表れである。

学級運営に関する様々な考え方やスキルについては、学級運営指導書「通うのが楽しい学級づくり」に詳しく書かれているので、できるだけ早い時期に一読し、常に読み返すことで深く学んでほしい。

４　分かりやすく楽しい授業の展開

児童生徒にとって、学校生活の中心は授業である。児童生徒一人一人に楽しく分かる授業を実感させることは教員に課せられた重要な責務である。生徒指導の充実を図る上でも、学習指導の充実は欠くことができず、教員は分かりやすく楽しい授業を展開することが必要である。工夫がない教員主導の一方的な授業は、児童生徒にとって苦痛であり、児童生徒の劣等感を助長し、情緒の不安定をもたらし、様々な問題行動を生じさせる原因となる。

分かりやすい授業というのは、レベルを下げるということではない。分かりやすく、奥が深い授業の可能性を常に追求していかねばならない。

５　家庭との連携

平素から、保護者が気軽に相談や話し合いができるよう配慮し、保護者と教員が（相互）信頼に基づいて協力し合うことが必要である。

また、学級だより、家庭訪問、電話連絡、面談を通じ、学校の指導方針を保護者に理解してもらうとともに、教員は保護者の養育態度も把握しておくことが大切である。問題を起こすことの多い児童生徒の保護者ほど、教員が訪ねてくる（連絡してくる）と身構えることが多い。「また苦情か」と思うからである。これでは話し合いが成立しない。普段からその子のいい点を見つけ、こまめに連絡することが大事である。連絡帳、電話、学級だより等、多様な方法を使うとよい。日ごろから認めてくれる（つまり、子どもをよく見てくれている）教員の言い分には、耳を傾けてくれる。

＜参考資料＞
- 学級運営指導書「通うのが楽しい学級づくり」（福井県教育委員会）
- 「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）」（国立教育政策研究所）
- 「学級・学校文化を創る特別活動（中学校編）（国立教育政策研究所）

1 教職員の福利厚生及びメンタルヘルス

公立学校共済組合

公立学校の教職員として採用された場合は、公立学校共済組合（以下「共済組合」という。）の組合員となる。公立学校等の教職員によって組織される共済組合は、相互扶助の精神によって組合員とその家族（被扶養者）の生活の安定と福祉の向上を目指す組織である。

公立学校共済組合の事業概要

民間の健康保険に代わる短期給付事業、組合員および遺族に対して年金の決定・支給を行う長期給付事業、組合員の福祉の向上を目的とした福祉事業を行っている。

①短期給付事業

病気・けが、出産、休業、災害、死亡などの際に、組合員とその家庭に医療や現金などの必要な給付をする。

医療に関し、組合員（被扶養者）証を使用した場合の給付については、請求不要で自動給付となっている。請求が必要な給付については、その給付事由が生じた日から２年間行われない時は、時効によって消滅する。

②長期給付事業

組合員の退職、障害、死亡の際に、年金や一時金を給付する。

③福祉事業

保健事業（特定健診、人間ドックなど）、貸付、医療、宿泊、住宅の事業を実施する。

掛金と負担金

共済組合の行う事業の主な財源は、組合員から徴収する掛金等と、地方公共団体等が納付する負担金からなっている。保険料（掛金）は、組合員となった月から組合員の資格を喪失した日の属する月の前月まで徴収される。

互助制度

一般財団法人福井県教職員互助会（以下「互助会」という。）は、会員に対する福利厚生事業を実施することにより、会員並びに親族の生活の安定と福祉の増進を図り、福井県における教育・文化の振興・発展に寄与することを目的に設立された。互助会には、現職中の給付等を実施している一般互助部と、退職後の給付等を実施している退職互助部があり、一般互助部には、公立学校共済組合福井支部組合員（市町支弁組合員を除く。）および評議員会において特に認められた者が加入することができる。退職互助部は、一般互助部に加入した会員のうち満４０歳以上の者（現職会員）と、退職した者（退職会員）で構成されている。事務局は福井県教育庁内にある。

○ホームページ（http://info.pref.fukui.jp/gakukyo/gojo/）

会員へのお知らせや互助会事業の紹介、各種申請用紙等の入手ができる。

心の健康の増進

心の健康づくりにおいては、まず、教職員自身が、自己のストレスに気付き、これに対処することの重要性を認識することである。積極的にセルフケアを実践することにより、自らの心身の健康の保持増進に努めることが極めて大切である。

○心身の疲労が蓄積しないよう、睡眠・休養等による疲労回復に心掛ける。

○適度な運動や気分転換を取り入れ、規則正しい生活を送る。

○様々な職種の人とのコミュニケーションを図り、悩みを抱え込まずに周囲の人に相談する。

ストレスへの気付き

心身の健康の保持増進には、自分自身のストレスへの気付きが重要であることを認識し、日頃から心身の健康状態を把握するように努める。

○「こころの耳」(働く人のメンタル・ヘルスサポート)
https://kokoro.mhlw.go.jp/

○心のセルフチェックシステム　https://kokoronokenkou.jp

・ストレスチェック（法定のストレスチェック制度）
対象者に専用ＩＤ、パスワードが通知

・セルフチェック（共済組合の保健事業）
ＩＤ、パスワードは共済組合広報誌（共済フォーラム）に掲載

ストレスへの対処

研修の受講や自己啓発により、ストレスやメンタルヘルスケアに関する基礎知識を学び、ストレスの予防・軽減あるいはこれに対処する方法を習得する。日常生活の中で生じたストレスを蓄積させないためにも、趣味やスポーツなどによって、その解消に努める。

相談窓口の活用

一人で悩みごとを抱え込まず、家族、友人、同僚教職員、校長等の支援も得ながら、ストレス要因の早期解決を図る。相談窓口の利用や医療機関の受診等、適切な対応に心掛ける。

＜相談窓口＞

公立学校共済組合のホームページ「健康相談事業のご案内」には、教職員とその家族の心と体のさまざまな相談に対応するため、電話や面談による相談窓口を設置している。

（例）

Ｗｅｂ相談（こころの相談）https://www.mh-c.jp/
（ログイン番号は「健康相談事業のご案内」に記載）

（１）職務上の義務（職務を遂行するに当たって守るべき義務）

資料１

①　法令等および上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条）

職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

・教職員の上司とは、教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４３条）、校長、教頭（学校教育法第３７条）がこれに当たる。
・職務命令は、職務それ自体についてのものばかりではなく、その職務を円滑に遂行するために必要な事項についても発することができる。例えば、研修命令、出張命令、超過勤務命令、名札着用命令、受診命令、服務上の禁止規定遵守命令など多岐にわたる。

違反行為の具体例

・体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。
（※資料４**「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」**を参照）
・校長の許可なく成績処理のためのデータや書類を校外に持ち出す。
紛失や盗難の恐れがあるので、「校外へ持ち出さない」ことが原則である。
・校長から出張の職務命令を受け、研修会に参加することになっていたが、当日体調不良のため無断で欠席した。
命令に従うことができない事情が発生したときには、その時点で校長に連絡し手続きを取る必要がある。

②　職務に専念する義務（地方公務員法第３５条）

職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

・勤務時間中は、職務上の注意力のすべてを自己の職務遂行のために用い、教職員が勤務する学校のなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。勤務時間中に公務以外のことを行うのは、職務専念義務違反となる。
・「特別の定め」によって例外が認められる場合
＊法律に定めのある場合
・適法な交渉（地方公務員法第５５条）
・教育に関する兼職・兼業（教育公務員特例法第１７条）
・休職・停職（地方公務員法第２８条、第２９条）
＊条例に定めのある場合
・福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例
ア　有給休暇…年次休暇、病気休暇、特別休暇
イ　無給休暇…介護休暇　等
・福井県の休日を定める条例
日曜日および土曜日、休日、１２月２９日から１月３日
・福井県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
（教職員の属する市町の職員の職務に専念する義務の特例に関する条例）
ア　研修を受ける場合
イ　厚生に関する計画の実施に参加する場合　等

違反行為の具体例

・授業の空き時間だからといって、休憩室で休憩すること。
　空き時間であっても、勤務時間なので、職務に専念しなければならない。
・勤務時間中、仕事と関係のない本を読む。
　勤務時間中に公務以外のことを行うのは、職務専念義務違反となる。
・出張後、勤務時間内にもかかわらず、スーパーマーケットで買い物をする。
　出張中であっても、勤務時間内に公務以外のことを行うことは職務専念義務に反する行為である。
・長期休業中等に校外で昼食をとり、休憩時間が過ぎても戻ってこない。
　長期休業中であっても、「職務を割り振られている時間は職務に専念する」という自覚が必要である。

（２）身分上の義務（勤務時間の内外を問わず守るべき義務）

①　信用失墜行為の禁止（地方公務員法第３３条）

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

・公務員は、一般の国民以上に高度の行為規範が要求される。その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をすることは禁じられている。
・勤務時間内や職務上の行為はもちろん、勤務時間外や休暇中、職場外の行為であっても、信用失墜行為となる場合がある。

違反行為の具体例

・交通加害事故や飲酒運転
　教職員の事故については、児童生徒に交通安全教育を行う立場にあることから、厳しい処分がなされる。
　（※福井県教育委員会**「懲戒処分の指針」**を参照）
・窃盗、万引き、傷害、強制わいせつ、婦女暴行、性犯罪行為、わいせつ行為等
　教職員には、特に高い倫理観が求められ、福井県教育全体の不信を招くことにもつながる。
　（※福井県教育委員会**「懲戒処分の指針」「ハラスメント防止に関する指針」**を参照）
・公金の着服や不正処理、リベート収受
　修学旅行、進路指導、補助教材等の取扱いをめぐって、金品を受け取ることは、信用失墜行為に当たる。
・生徒との恋愛、特定の児童生徒とのＳＮＳ等のやり取り
　特定の児童生徒との親密なつきあいは、不信を招くことにつながる。
・酒席や宴席などの職場外での行為
　職場外であっても、社会の目が厳しく向けられていることを常に自覚している必要がある。
・その他、個人情報を流出すること、欠勤、遅刻、早退などの不適切な勤務、生徒への体罰、教員として、知識や指導力が不足し、児童生徒への十分な指導ができない等

② **秘密を守る義務（地方公務員法第３４条）**

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

・職務上知り得た秘密については、それが個人的な秘密、公的な秘密を問わず、また、在職中はもちろん退職後も、これを漏らしてはならない。
・個人情報の紛失や盗難についても注意すること。

違反行為の具体例

・授業中の児童生徒の態度やテストの点数、家庭の状況などについて、個人情報を漏らす。
　これらは職務上の知り得た秘密に当たるので、たとえ家族であっても漏らしてはならない。
・職員室の机上に、個人の情報が分かるような文書を目に付く状態で置いておく。
　偶然、児童生徒の目に触れたことによって、個人情報が広がってしまうこともあるので、細心の注意が必要である。
・試験の問題や結果等についての情報を漏らす。
　試験の問題に関する情報は、教育の公平性が損なわれることにもつながることである。

③ **政治的行為の制限（地方公務員法第３６条）**

・職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員とはなってはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。
・職員は、特定の政党その他の政治団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次に掲げる政治的行為をしてはならない。（以下略）

・特に、教育公務員の政治的行為については、その職務の特殊性から、国家公務員と同様に、属する地方公共団体の区域外においても制限されるなど、地方公務員の中でも、より厳しく規定されている。（教育公務員特例法第 18 条）

教育公務員が制限されている違反行為の具体例（令和元年６月３日付け文部科学事務次官通知より抜粋）

１　候補者の推薦等

（１）特定の候補者の当選を図るため、ＰＴＡ等の会合の席で、その候補者の推薦を決定させること。
（２）教員等の地位を利用して、投票の周旋勧誘（いわゆる票の割り当て等）を行うとか、あるいは、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与したりすること。
（３）特定の候補者を支持するため、教員等の地位を利用して、その候補者の後援団体を結成したり、その団体の構成員となることを勧誘すること。

２　投票の依頼又は勧誘

（１）ＰＴＡ等の会合の席上で特定の候補者へ投票するように依頼すること。
（２）学校における児童生徒及び保護者に対する面接指導の際、自分の支持する政党や候補者の名を挙げること。
（３）家庭訪問の際に、特定の政党や保護者に投票するように勧誘すること。
（４）選挙運動員として、候補者の自動車などに乗り、投票を呼びかけること。

（５）教員等としての地位を利用して電話で投票を依頼すること。

３　署名運動

（１）特定の政党や候補者の名を挙げて、賛成又は反対の署名運動をすること。

（２）（１）の署名運動に協力するよう勧誘すること。

４　デモ行進

（１）特定の政党又は候補者などを支持し又は反対するためのデモ行進のような示威運動を企て、指導し、又は援助すること。

（２）選挙運動のために、自動車を連ねたり、隊伍を組んで歩くなど気勢をはること。

５　新聞、雑誌、ビラ等

（１）特定の政党や候補者などを支持し又は反対するために書かれた新聞、雑誌、ビラ等に関して、①発行すること、②回覧に供すること、③掲示し又は配布すること、④多数の人に朗読して聞かせること、⑤①～④いずれかの用に供するために著作し又は編集すること。

（２）特定の政党の機関紙や刊行物の発行、編集、配布又はこれらの行為の援助を行うこと。

６　広告、ポスター、あいさつ状等

（１）選挙用ポスターを貼ってまわること。

（２）受け持ちの児童生徒に上記のポスターを貼らせること。

（３）特定の政党や候補者を推薦する保護者あての文書を児童生徒に持ち帰らせること。

（４）選挙運動期間中、政党、候補者あるいはその家族、選挙運動員などの名を記載した年賀状、暑中見舞状などのあいさつ状を配ったり、掲示したりすること。

（５）「○○候補者の当選を期す」というようなポスターなどを職員室の壁に貼ること。

（６）選挙期間中、文書などについての配布又は掲示の禁止の規制を免れる行為として、いかなる名義をもってするを問わず、政党や候補者の名を記載した文書（推薦お礼のポスターなど）を配ったり、掲示したりすること。

（７）選挙運動用のポスターや葉書に推薦人として肩書を付して名前を連ねること。

７　演説等

（１）選挙運動のため、個人演説会又は街頭で演説すること。

（２）不特定多数の人に対し、特定の政党や候補者を支持し又は反対する意見を述べること。

（３）選挙運動のための個人演説会などで、ピケを張ったり、必要以上にやじったりして妨害すること（集団で行えば更に重い罰則がある。）。

８　資金カンパ

特定の政党、候補者などを支持し若しくは反対するために資金カンパを求め、又はそのような資金カンパの計画立案に参与し、又はその集金を援助すること。

９　その他

（１）選挙運動のために放送設備（例えば校内放送設備）を使用すること。

（２）受持ちの児童生徒の保護者が候補者、選挙運動員又は有権者であるとき、担当教員である地位を利用して、これらの者を威迫すること。

（３）勤務時間中において、いわゆる紹介者カードの記入・作成等の職務と関係ない行為を行うこと。

（４）勤務時間の内外を問わず、選挙運動等のために、公の設備である学校の電話、ＦＡＸ、パソコン、コピー機等を用いること。

④　争議行為等の禁止（地方公務員法第３７条）

職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおってはならない。

職員で前項の規定に違反する行為をしたものは、その行為の開始とともに、地方公共団体に対し、法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に基づいて保有する任命上又は雇用上の権利をもって対抗することができなくなるものとする。

・このような地方公務員の労働基本権制限の代償措置として、法律による身分保障、勤務条件の法定、給与等の人事委員会による勧告の制度がある。

⑤　営利企業への従事等の制限（地方公務員法第３８条）

職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第２２条の２第１項第２号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

・地方公務員については、勤務時間の内外を問わず、営利企業等に従事することは原則として禁止されている。
・教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（市町立の小中学校に勤務する教職員については市町教育委員会）において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる（教育公務員特例法第１７条）。

資料２

○懲戒処分について

懲戒処分とは、職員の非違行為（服務義務違反）に対する道義的な責任を追求する制裁であり、それによって規律の保持と公務員秩序を維持することを目的とするものである。

地方公務員法第２９条（懲戒）

職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として**戒告**、**減給**、**停職**又は**免職**の処分をすることができる。

① この法律若しくは第５７条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

③ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

① 懲戒処分の種類とその影響例

処分	処分内容	給与上の措置（原則）
免職	職員の意に反してその職を失わせる処分	・退職金が支払われない。
停職	一定期間、職務に従事させない処分	・停職中の給料は支給されない。 ・処分後の直近の昇給が停止される。
減給	一定期間、職員の給与の一定割合を減額して支給する処分	・減じられた額が支給される。 ・処分後の直近の昇給が停止される。
戒告	服務義務違反の責任を確認し、その将来を戒める処分	・処分後の直近の昇給に影響が出る。

② 福井県教育委員会の懲戒処分の指針

懲戒処分の指針

福井県教育委員会
平成１８年　４月１日制定
平成１８年１１月１日一部改正
令和　２年　４月１日一部改正
令和　２年　６月１日一部改正
令和　３年　４月１日一部改正

１　基本事項

（１）この懲戒処分の指針（以下「指針」という。）は、県立学校の教職員、市町立学校の県費負担教職員ならびに県教育委員会の事務部局および学校以外の教育機関に勤務する職員（以下「教職員」という。）を対象とする。

（２）この指針は、代表的な違法行為や教職員としてふさわしくない非行等（以下「非違行為」という。）における標準的な処分例を掲げたものである。したがって、具体的な処分の量定に当たっては、

ア　計画性
イ　常習性
ウ　非違行為後の対応（本人の反省度）
エ　日ごろの勤務態度
オ　教職員としての将来性

等を総合的に勘案して判断するものとする。

ただし、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分以外とすることもあり、また複数の非違行為に該当する場合は、標準例より更に重い処分とすることもある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる処分を参考に判断するものとする。

２　標準例

（１）交通事故・交通違反

ア　酒酔い運転（酒気帯び運転を含む。）

（ア）酒酔い運転による人身事故を起こした場合は、原則として免職とする。

（イ）（ア）以外で酒酔い運転をした場合は、免職または停職とする。

（ウ）酒酔い運転をしていることを知りながら同乗し、または運転することとなるおそれがある者に対し飲酒を勧めた場合は、免職、停職、減給または戒告とする。

イ　酒酔い運転以外

（ア）人身事故を起こした場合は、免職、停職、減給または戒告とする。

（イ）その他の交通法規違反

著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした場合は、停職、減給または

戒告とする。

ウ　上記の場合において、事故後に必要な措置を講じなかったときは、処分量定が加重される場合がある。

（２）わいせつ行為等

ア　児童生徒に対するわいせつ行為等

（ア）児童生徒に対しわいせつな行為をした場合は、免職とする。

（イ）（ア）以外で児童生徒を不快にさせる性的な言動をした場合は、原則として停職とする。ただし、その行為を繰り返すなど、特に悪質なときは、免職とする。

イ　児童生徒以外の者に対するわいせつ行為等

（ア）１８歳未満の青少年に対しわいせつな行為をした場合は、免職とする。

（イ）（ア）以外で暴行または脅迫を用いてわいせつな行為をした場合は、免職または停職とする。

（ウ）（ア）および(イ)以外で他の者を不快にさせる性的な言動をした場合は、停職または減給とする。ただし、その行為を繰り返すなど、特に悪質なときは、免職とする。

（３）パワー・ハラスメント

ア　パワー・ハラスメント等（ハラスメントの防止に関する指針（平成22年７月１日福井県教育委員会制定）に規定するパワー・ハラスメントおよび妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントをいう。以下同じ。）を行ったことにより、相手に著しい精神的または身体的苦痛を与えた職員は、停職、減給または戒告とする。

イ　パワー・ハラスメント等を行ったことについて、指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメント等を繰り返した職員は、停職または減給とする。

ウ　パワー・ハラスメント等を行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重責による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職または減給とする。

（４）体罰

ア　児童生徒に対し、体罰を加えることにより、死亡させ、または重大な後遺症が残る傷害を負わせた場合は、原則として免職とする。

イ　児童生徒に対し、体罰を加えることにより、傷害を負わせた場合は、停職または減給とする。

ウ　児童生徒に対し、体罰を加えた場合は、減給または戒告とする。

（５）勤務態度不良

勤務時間中（学校行事のため児童生徒を校外に引率する場合を含む。）の飲酒等、勤務態度不良な行為をした場合は、減給または戒告とする。

（６）秘密漏えい

職務上知ることのできた秘密または児童生徒の個人情報等を故意に漏らした場合は、免職、停職、減給または戒告とする。

（７）公金取扱い

ア　横領

公金を横領した場合は、免職とする。

イ　公金不適切処理

公金の不適切な処理をした場合は、減給または戒告とする。

（８）その他の非行

公務内外において上記以外の非違行為をした場合は、（１）から（７）までの処分基準の例により、免職、停職、減給または戒告とする。

（９）監督責任

ア　公務内における非違行為

所属教職員が公務内における非違行為により懲戒処分を受けた場合で、管理監督者としての指導監督に適切さを欠いていた管理職員は、停職、減給または戒告とする。

イ　公務外における非違行為

所属教職員が公務外における非違行為により懲戒処分を受けた場合で、管理監督者としての指導監督に適切さを欠いていた管理職員は、減給または戒告とする。

資料３

○ハラスメントの防止に関する指針

福井県教育委員会では、学校等におけるセクシュアル・ハラスメントおよびパワー･ハラスメントを防止し、良好な職場環境を確保するため、管理職員および教職員の責務を明らかにし、ハラスメントに対する相談窓口や取るべき対応等について示した「ハラスメントの防止に関する指針」を策定した。

ハラスメントの防止に関する指針

福井県教育委員会
平成22年７月１日制定
平成29年４月１日改正
令和２年６月１日改正
令和３年４月１日改正

はじめに

この指針は、学校等におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー･ハラスメント等を防止し、良好な職場環境を確保するための、管理職員および教職員の責務を明らかにするとともに、ハラスメントに対する相談窓口や取るべき対応等について示したものです。

第１章　総論

１　定義

この指針において、以下に掲げる用語の意義は次のとおりとします。

（１）セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル･ハラスメントとは、他人に不当な不利益や身体的または精神的苦痛を与える性的な言動をいいます。

「性的な言動」とは、性的関心や欲求に基づく発言や行動という意味であり、これには性的ないじめや攻撃なども含まれます。また、性別により役割を分担すべきであるという固定観念に基づく言動も含みます。男性から女性に対する言動だけでなく、女性から男性に対するものや同性に対するものも含みます。

（２）スクール・セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル･ハラスメントのうち、学校など子どもが学んだり遊んだりする場で行われるものであり、特に、教職員と児童生徒との間で行われるものをいいます。

ハラスメントが教職員から児童生徒に対して行われる場合、児童生徒の人権や学習権を侵害することとなり、極めて重大な問題だといえます。

（３）パワー・ハラスメント

パワー･ハラスメントとは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③職員の就業環境が害さ

れるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいいます。なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、パワー・ハラスメントには該当しません。

パワー・ハラスメントに該当する代表的な言動の類型としては、例えば、以下のようなものが考えられます。

イ　身体的な攻撃（暴行・傷害）

ロ　精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）

ハ　人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）

ニ　過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）

ホ　過小な要求（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）

ヘ　個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

なお、これらの言動は、指導や教育の名のもとに行われることが多いことに留意が必要です。

（４）妊娠・出産・一句時休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント（以下「マタニティ・ハラスメント」という。）とは、職場において行われる上司または同僚の言動（妊娠または出産したこと、育児休業等の制度または措置（以下「制度等」という。）の利用に関する言動）により、妊娠または出産した女性教職員や育児休業等を申出または取得した男女教職員の職場環境が害されることをいいます。

なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものはマタニティ・ハラスメントには該当しません。

マタニティ・ハラスメントに該当する言動の類型としては、以下のようなものが考えられます。

イ　制度等の利用への嫌がらせ型（妊娠、出産、育児または介護に関する制度等の利用に関する言動により職場環境が害されるもの）

ロ　状態への嫌がらせ型（教職員が妊娠したこと、出産したこと等に関する言動により職場環境が害されるもの）

（５）職場

職場とは、教職員が職務を遂行する場所を指し、通常勤務している場所以外であっても、教職員が職務を遂行する場所であれば「職場」に含まれます。

宴会等勤務時間外であっても、実質上職務の延長と考えられるものは「職場」に該当しますが、その判断に当たっては、職務との関連性や参加者の属性、参加の任意性等を考慮して個別に行う必要があります。

２　適用対象者

この指針が適用される者は、県内の小・中・高等学校および特別支援学校の教職員のほか、教育庁および県立学校以外の教育機関に勤務する教職員等（この指針において「教職員」という。）とします。

なお、教職員には、臨時的任用職員や会計年度任用職員なども含みます。

３　教育長の責務

教育長には、教職員および児童生徒の誰もが人権を尊重される良好な職場環境・教育環境を確保する責任があることから、教職員への周知徹底や管理職員の研修など、人権尊重の啓発とハラスメント防止のために組織をあげて取り組まなければなりません。

（１）指針の周知

ハラスメントを未然に防止するためには、全ての教職員が指針を認識し、ハラスメントを行わない、許さないという共通認識を持つことが重要です。

そのためには、ハラスメントの防止について、教職員に繰り返し周知し、徹底する必要があります。例えば、教職員に対してハラスメントについてのアンケートを実施することは、回答者にハラスメントを認識させる重要な機会となることから、啓発の一環として有効です。

また、教育実習生は本指針の適用対象者ではありませんが、学校の教職員による教育実習生へのハラスメントに類する言動は決して許されないことであり、同様の言動があった場合には、本指針の内容も参考としつつ、適切な相談対応や厳正な処分を行うことを周知することが求められます。

（２）研修の実施

教職員一人ひとりにハラスメントについて正しく理解させ、認識を深めさせるためには、外部講師やＤＶＤ等の素材を用いるなど、積極的に研修に取り組むことが望まれます。

そのためには、管理職員向け、教職員向けなど階層別に研修を実施することが効果的です。

また、相談窓口の充実も重要です。相談員には、相談者の「話を聴く」ことができる資質が求められることから、相談員に対する研修を行うなど資質向上にも継続して取り組む必要があります。

４　懲戒処分等

この指針に反してハラスメントを行った場合、その態様によっては、地方公務員法第３２条（法令等を遵守する義務）および第３３条（信用を失墜する行為の禁止）等の規定に抵触する非違行為に該当し、懲戒処分の対象となる場合があります。この場合、懲戒処分の指針（平成１８年４月策定）に基づき、免職をはじめとした厳しい処分を行うこととなります。

なお、ハラスメントの加害者が非常勤職員等の場合であっても、懲戒処分の指針に準じて処分を行います。

５　相談窓口

（１）相談窓口の設置

県では、ハラスメントに関する相談や苦情を受け付けるための窓口を次のとおり設置しています。

実際にハラスメントの被害を受けた場合だけでなく、ハラスメントの発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか不確かな場合にも、相談を受けることができます。

なお、相談は、電話、文書、面談、Ｅメールなどの方法で行うことができます。

また、教職員は相談窓口だけでなく、直属の上司や管理職員に対し相談や苦情を申し出ることもありますが、この場合にも、上司や管理職員は相談に乗った上で、適切な対応を取るよう努めなければなりません。

このほか、教育委員会の外に弁護士等による相談窓口を設置するなど、第三者機関として相談を受け付ける窓口を設けることなども体制の充実につながるため、これから検討する必要があります。

なお、教職員間のハラスメントだけではなく、学校の教職員による児童生徒やその保護者へのハラスメントに類する言動や、児童生徒やその保護者による学校の教職員への著しい迷惑行為（暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求）、教職員による教育実習生へのハラスメントに類する言動が行われる場合があることを踏まえ、これらの言動についても適切な相談対応等に努めることが求められます。

＜相談窓口一覧＞

教職員課厚生Ｇ	ＴＥＬ0776-20-0560 ＦＡＸ0776-20-0670 E-mailkyosyoku@pref.fukui.lg.jp 〒910-8580 福井市大手３－１７－１
嶺南教育事務所指導相談課	ＴＥＬ0770-56-1304 ＦＡＸ0770-56-1391 E-mailr-kyoiku@pref.fukui.lg.jp 〒917-0241 小浜市遠敷２－２０５
教育総合研究所教育相談課	ＴＥＬ0776-58-2180 ＦＡＸ0776-58-2151 E-mailsodan@fec.fukui-c.ed.jp 〒919-0461 坂井市春江町江留上緑８－１
人事委員会事務局人事相談所	ＴＥＬ0776-20-0592 〒910-8580 福井市大手３－１７－１

※小・中学校の教職員については、上記のほか、市町教育委員会に相談することもできます。

（２）相談時の留意事項

相談を受ける者（相談員等）は、相談時の言動はもとより、相談を受けた後の対応や情報管理などにも十分配慮し、事実関係を知った第三者等から被害者がさらに被害を

受ける、いわゆる二次被害が起きないよう、細心の注意を払わなければなりません。

このため、相談を受けるに当たって、相談員等は次の事項に留意する必要があります。

①被害者を含む当事者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点を常に持つこと

②事態を悪化させないために、迅速な対応を心がけること

③関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守すること

（３）相談体制等

相談事務を進めるに当たっては、適正かつ公正な対応を可能にするため、以下の事項に留意する必要があります。

① 相談を受ける際には、原則として２名の相談員等で対応すること

② 相談を受けるに当たっては、同性の相談員等が同席するよう努めること

③ 相談員等は、相談に適切に対応するために、相互に連携し、協力すること

④ 実際に相談を受ける場合には、その内容を相談員等以外の者に見聞きされないよう周りから遮断された場所で行うこと

⑤ 相談内容については、必ず記録に取っておくこと

６ 虚偽の申し出等の禁止

ハラスメント等に関して、教職員および児童生徒は、故意に、虚偽の事実に基づく苦情の申し出を行ったり、証言を行ったりしてはいけません。

７ 事実関係の確認

相談員等は、相談内容について、人事主管課等関係する所属と適宜連携を図りながら、当事者に対する助言等を行うなど、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めなければなりません。

また、人事主管課は、被害者および加害者とされる者双方から当該問題に係る事実関係を確認しなければなりません。なお、それでも事実が確認できない場合には第三者等からも事実関係を聴取するなど、正確な情報の把握に最善を尽くさなければなりません。

なお、このような事実関係の調査の際にも、後述する「プライバシーの保護」に十分配慮するほか、被害者や被害者を支援する教職員等に対する非難や責任追及、あるいは被害者の排除や仕事の妨害等といった二次被害が起きないよう十分配慮する必要があります。

（１）相談者からの事実関係の聴取

被害者である相談者から事実関係を聴取するに当たっては、次の事項に留意する必要があります。

① 相談者が求めるものを把握すること

将来の言動の抑止等、今後も発生が見込まれる言動への対応を求めるものであるのか、謝罪要求等過去にあった言動に対する対応を求めるものであるかについて把握することが必要です。

② 時間的な余裕がどの程度あるのか把握すること

相談者の心身の状況等を考慮し、時間的な余裕がどの程度あるのか把握することが必要です。

③ 相談者の主張に真摯に耳を傾け、丁寧に聴くこと

相談者が被害者である場合には、心理的ダメージの影響から必ずしも理路整然とした話ができない場合もありますが、事実関係の把握のため忍耐強く聴くよう努めることが必要です。

④ 相談員等は以下の事項を把握するよう努めること。なお、これらの事項の確認に際して、当事者のみが知り得るものか、他に目撃者等が存在するのかを確認すること

ア 当事者（被害者および加害者とされる者）間の関係

イ 問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたか。

ウ 相談者は、相手に対してどのような態度をとったか。

エ 上司等に対して相談しているか。

⑤ 聴取した事実関係を相談者等に確認すること

聴き間違えや聴き漏らしなどを修正したり補充したりするため、聴取事項を書面で示したり、復唱したりするなど、相談者に確認することが必要です。

⑥ 聴取した事実関係については、必ず記録すること

（２）加害者とされる教職員からの事実関係の聴取

加害者とされる教職員からも原則として事実関係を聴取する必要があります。その場合には、以下の事項に留意する必要があります。

① 加害者とされる教職員に対して十分な弁明の機会を与えること

② 当該教職員の主張に真摯に耳を傾け、丁寧に話を聴くなど、適切に対応すること

８ ハラスメントが発生した場合等の対応

ハラスメントによる被害を受けた場合、無視したり受け流したりしているだけでは状況は改善されないということを認識し、その被害を深刻にしないようにするために適切な対応をとることが望まれます。

その場合、被害者は、「ハラスメントというレッテルをはられたくない」や「恥ずかしい」などと考えがちですが、「他に被害者を作らない」、「ハラスメントをなくすことは就労上（または修学上）の適正な環境づくりに重要である」との考えに立って、勇気を出して行動することが必要です。

（１）ハラスメントが見受けられる場合に教職員がとるべき対応

① ハラスメントが見受けられる場合、職場の同僚として注意を促すこと

② 被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談に乗ってあげること

③ 職場においてハラスメントがある場合には、職場の同僚として上司等に相談するなどの行動をためらわないこと

（２）ハラスメントが発生した場合に被害者が取るべき対応

① いやなことについては、相手に対し拒否や抗議等の明確な意思表示をし、毅然とした態度をとること

② 自分に落ち度があったと、自分を責めないこと

③ 「いつ、どこで、誰が、どのようなことをしたのか、同様の被害を受けている人はいるか」を記録しておくこと

④ 同様の被害にあっていて、一緒に行動する人がいないか、同僚で味方になってくれる人がいないかを確認すること

９ 行為者および被害者に対する措置

調査の結果、ハラスメントの事実が確認された場合、相談窓口および人事主管課等は、必要に応じて次に掲げる措置を講じます。

（１）管理職員に対する加害者とされる教職員への指導の要請

（２）加害者に対する研修の実施

（３）加害者に対する直接の注意

（４）被害者に対する指導・助言

（５）当事者間の関係改善に向けての支援

（６）加害者に対する人事管理上の措置

（７）その他必要な措置

10 再発防止策

教育長をはじめ管理職員は、ハラスメントの事案が生じた時には、ハラスメントを行ってはならない旨の再度の周知徹底や研修の実施等、適切な再発防止策を講じなければなりません。

11 プライバシーの保護

相談窓口、職場の管理職員、教育委員会等ハラスメントの相談を受け、または事実関係の調査等を行った者は、被害者および加害者だけでなく、調査に協力した者等関係者のプライバシーの保護に十分配慮しなければなりません。

また、相談記録などの情報の管理についても秘密が保持されるよう厳重に管理しなければなりません。

12 不利益な取り扱いの禁止

ハラスメントに対する苦情相談の申し出を行った者、調査に協力した者、救済措置の実施や加害者に対する処分を行った者など、正当な行為を行った者が相談や苦情を申し出たこと等を理由として不利益な取り扱いを受けることがないよう、十分留意しなければなりません。

特に、ハラスメントについて問題提起をする教職員や児童生徒など関係者をトラブルメーカーとして見てはいけません。

第２章 セクシュアル・ハラスメントの防止

１　セクシュアル・ハラスメントの防止

教職員は、セクシュアル・ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であることを肝に銘じ、お互いの人格を尊重するとともに、業務遂行に当たっての大切なパートナーであるという共通認識を持ち、ハラスメントを行わないよう努めなければなりません。

また、管理職員は、教職員がその能率を十分に発揮できるような職場環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに対する苦情の申出等ハラスメントに対する教職員の対応に起因して、当該教職員が職場において不利益を受けることがないよう以下の点に配慮しなければなりません。

また、万一ハラスメントに関する問題が発生した場合には、迅速かつ適切に対処し問題の解決に努めなければなりません。

２　管理職員の責務

① セクシュアル・ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題ととらえないこと

② 教職員一人ひとりが自らの行動を見直したり、互いの言動について指摘し合えるような雰囲気や人間関係をつくることができるよう学校全体で取り組むこと

③ セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、教職員に対し必要な研修を実施する等、趣旨の徹底と意識の啓発に努めること

④ 所属教職員の言動の中に、セクシュアル・ハラスメントに該当するものがあった場合には注意すること

⑤ 職場内でセクシュアル･ハラスメントにあたるような図画等の掲示や配布等があった場合には、これを排除すること

⑥ 管理職員は、自らの言動等がセクシュアル・ハラスメントに該当することのないよう常に配慮すること

３　教職員の責務

① 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間、当事者のおかれる立場等によって差があるため、ある行為がセクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の気持ちや受け取り方により大きく左右されることを認識すること

② 相手が拒否し、または嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと

③ セクシュアル・ハラスメントを受けた者が、職場内での人間関係の悪化を恐れ、拒否する意思表示ができない場合もあるが、それを同意・合意と勘違いしてはならないこと

④ セクシュアル・ハラスメントの被害者を出さないようにするため、日頃から教職員同志で注意し合える、風通しの良い職場作りに心がけること

⑤ 男女にかかわらず、適切な服装で勤務すること

セクシュアル・ハラスメントとなり得る行為の具体例

1　職場での会話や言動

・聞くに耐えない卑猥な冗談を言う。
・性的な風評を流したり、性的なからかいの対象にする。
・ヌードポスター等を職場に貼る。
・雑誌等の猥褻な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりする。
・仕事に関係のない食事やデートにしつこく誘う。
・性的な関係を強要する。
・女性の身体を上から下までじろじろと見つめる。
・性的な経験や性生活について質問する。
・パソコンでインターネット等からの卑猥な画面を見せる。

2　容姿についての話題

・体重やスリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にする。
・女性の前で他の女性との性的魅力を比較する。

3　プライバシーの詮索

・体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」、「もう更年期か」などと言う。
・なんで結婚しないの？と聞く。
・子どもはまだか？作り方を教えてやろうか？と言う。
・「先生はまだ女か」と聞く。
・下着の色を聞く。
・異性との仲をうわさする。
・性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙、Ｅメールを送りつける。

4　職場旅行や飲み会

・宴会の際に、浴衣に着替えることを強要する。
・お酌やダンス等を強要する。
・カラオケでのデュエットを強要する。
・タクシーで送る途中、気分が悪そうなので介護のふりをして触る。
・正体なく酔いつぶれ、抱き寄せたり、キスをする。
・嫌がるのに強引に２次会に連れて行く。
・飲み会等の行き帰りを一緒にと強要する。

5　性別等による差別

・「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女性は職場の花でありさえすればよい」、「女は学問などしなくてよい」などと発言する。
・女性であるというだけで、お茶くみ、掃除、私用等を強要する。
・女性であるというだけで、仕事や研究上の実績等を不当に低く評価する。

・成人に対して、「男の子」、「女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をする。

6　その他

・意図的に相手の身体を触る。
・出張への同行を強要したり、出張先で不必要に自室に呼んだりする。
・住居等まで付け回す。

第３章 スクール・セクシュアル・ハラスメントの防止

１　スクール・セクシュアル・ハラスメントの防止

教職員と児童生徒との間には、「大人と子ども」、「教える側と教えられる側」、「成績をつける側とつけられる側」といった、いくつもの力関係があり、児童生徒は常に弱い立場におかれています。

そのため、児童生徒は「いやだ」と思っても、「先生から怒られるのではないか」「成績を下げられてしまうのではないか」などと心配になり、なかなか言い出せない立場にあることを常に意識しなければなりません。

また、児童生徒の発達段階によっては、セクシュアル・ハラスメントと認識できない場合や、被害を受けても意思表示できない場合も考えられます。

教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、被害を受けた児童生徒の心に一生残りかねない深い傷を負わせ、その後の成長にも影響を及ぼす極めて重大な問題であることを全ての教職員が肝に銘じ、学校全体で未然防止に努めなければなりません。

２　管理職員の責務

①　スクール・セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた教職員の研修や、児童生徒および保護者からの相談・苦情に適切に対応できる校内体制づくりなどを進めること
②　教職員一人ひとりが自らの行動を見直したり、互いの言動について指摘し合えるような雰囲気や人間関係をつくることができるよう学校全体で取り組むこと
③　児童生徒に対しては、学校教育における様々な場面において、男女が互いの人権を尊重し、対等にそれぞれの個性や能力を発揮することができるよう、人権教育や男女平等教育を計画的に進めること
④　児童生徒に、どのような行為がセクシュアル・ハラスメントになるのかを学ばせ、はっきりと拒否の意思表示ができるようにするなど適正な対処方法を身につけさせること
⑤　児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、心のケアを最優先に考えながら、専門機関やカウンセラーなどとの連携を図り対応すること

３　教職員の責務

① 指導や介助などのために身体接触が必要な場合でも、それが場合によってはセクシュアル・ハラスメントになる可能性があることを認識し、身体接触をしない方法がないかを考えるなど工夫する必要があること

② 性別により役割を分担しようとする意識などに基づく言動もセクシュアル・ハラスメントになる可能性があることを認識し、男性か女性かによって当たり前のように「こうでなければならない」と決め付けないこと

③ 児童生徒が恋愛感情などを抱き、一定の教職員に特別な接触を求めてくるようなことがあっても、大人である教職員は、児童生徒の成長・発達を支える観点から、責任ある対応を取ること

④ 密室で二人きりになるなど、児童生徒に恐怖心を与えるような状況を作ることのないよう心がけること相談等の内容からドアを閉める必要がある場合には複数の教職員で指導したり、女子児童生徒を指導する場合には女性教職員も同席したりするなどの対応をとること

⑤ 児童生徒は被害を訴えることが極めて困難な立場にあることを認識し、相談をされるのを待つのではなく、日頃から児童生徒のサインを見逃さないように注意を払い、心配な様子があれば教職員から声を掛けるなど、早期発見に努めること

⑥ セクシュアル・ハラスメントを受けた児童生徒の心の痛みや悩みについて、自らの問題として受け止める感性が、ハラスメントの防止に向けて最も重要であると承知しておくこと

スクール・セクシュアル・ハラスメントとなり得る行為の具体例

１　授業中

・宿題を忘れた罰としてキスを強要する。
・授業中に卑猥な話や、自らの性的な経験を話し、児童生徒の反応を見て喜ぶ。

２　部活動

・指導・マッサージなどの名のもとに腰や肩を触ったりする。
・試合に負けた罰として、男子に、裸でグラウンドを走らせる。
・合宿などで、個々に部屋に呼び、裸にしたり、マッサージをする。
・部活動指導後、上半身裸になり、職員室や校内を歩き回る。

３　修学旅行

・修学旅行で男性教員が女子の部屋を見回り、着替えているところを見る。
・旅行中に特定の女子児童生徒のグループにつきまとい、個人的な写真撮影などを行う。

４　学校生活

・女子が保健室で休んでいるとき、そのベッドのカーテンをいきなり開ける。

・男子と女子を同じ場所で着替えさせる。
・男子が女子のスカートめくりをしているのを喜んで眺めている。
・障害児に対する排泄介助などでカーテンを閉めなかったり、男子の前で女子のおむつ交換をする。
・児童生徒が見えるところで、校内のパソコンで卑猥な画面をインターネット等で見る。

５　放課後

・児童生徒に対して性的な含みのある手紙やＥメールを送ったり、電話や会話等をしたりする。
・児童生徒について意図的に性的な噂を流す。
・女子にヌードポスター等の図画を配布したり、見せたりする。
・児童生徒を食事やデートに執拗に誘う。

６　性別等による差別

・女子に「それでは嫁にいけない」と言う。
・女子に「女の子はそんなに難しい学校を選ばなくても良い」と言う。
・男子に「男のくせにメソメソするな」と言う。

第４章 パワー・ハラスメントの防止

１　パワー・ハラスメントの防止

パワー・ハラスメントも、セクシュアル・ハラスメントなどと同様に個人の人権を侵害する行為であり、職場環境を悪化させることにつながります。

また、パワー・ハラスメントは上司から部下に対するものだけでなく、同僚同士、部下から上司に対する場合にも起こり得るものであることを認識する必要があります。

なお、パワー・ハラスメントは従来個人の問題として扱われてきましたが、これからは勤務する教職員の能力発揮を阻害し、効率を低下させる職場環境の問題として捉え、教職員一人ひとりが防止に努める必要があります。

２　管理職員の責務

①　指導のつもりであっても、適正なレベルを超えると相手を傷つけてしまう場合があるので、部下の指導や教育に当たっては、相手の性格や能力を十分見極めたうえで、言葉を選んで発言する必要があること

　また、指導する場所やタイミング、頻度についても配慮すること

②　実現不可能な業務の強要や私生活（ライフスタイル、学歴、家柄、家族など）への介入など人権の侵害ともいえる言動は厳に慎む必要があること

③　部下は、上司等権限ある者からの言動に対して、例え疑問を抱いた場合でも正面切って反論しづらい立場にあるため、明確な意思表示（拒否や抗議等）があるとは限らない。したがって、「拒否の言動がないからもっと厳しく指導しても大丈夫だ」などと勝手に思い込まないこと

④　その時時の言動だけがハラスメントの要因となるのではなく、上司等の仕事に対する姿勢等人間性や、日ごろの振る舞いが引き金になる場合があることを承知しておくこと

⑤　パワー･ハラスメントを行っている本人は自覚のない場合が多いが、誰もそれを指摘しないために、結果としてハラスメントを受容する職場環境となっていることがあるので、お互いに注意し合える職場づくりに努めること

⑥　雇用形態の多様化が進む中、コミュニケーションが困難にならないよう職場環境の整備に努めること

３　教職員の責務

①　パワー・ハラスメントを見聞きした場合は、加害者に注意を促したり、被害者に声をかけて話を聞くなど精神的な支えとなるよう努めること

②　部下から上司に対する言動、同僚同士の言動もパワー・ハラスメントになり得ることを認識しておくこと

③　パワー・ハラスメントの被害に遭わないようにするため、日ごろから職場内でのコミュニケーションを大切にするとともに、仕事上の誤解や行き違いが起きないよう日々の報告・連絡・相談などを怠らないこと

④　周囲の者に相談することにより事態の深刻化を防ぐ場合もあるため、自分の周りに相談できる相手を作ること

⑤　パワー・ハラスメントは特別な人がしているわけではなく、いつでも、誰でも加害者になり得るということを認識し、ハラスメントを見聞きした場合にも傍観せず、加害者に注意を促したり、被害者の声を聞くなどし、被害を深刻にしないようにすること

パワー・ハラスメントとなり得る行為の具体例

１　職務上

・「役立たず、お前なんかいなくても同じだ」などと無能扱いする。
・ちょっとした仕事のミスをとらえ、「クビだ、明日から来なくていい」と言う。
・合理的な理由もないのに仕事を与えず、無視し続ける。
・「お前はノロマ」「給料泥棒」などと同僚の前で大声でののしる。
・あいさつをしても意図的に無視する。
・業務実績を極端に低く評価する。
・部下に暴力を振るう。
・書類や決裁文書を投げつける。
・机を激しく叩く、いすを蹴るなどする。
・私的な買い物など、仕事と関係のないことを強要する。
・お茶を入れるよう強要する。

・「空気が読めない（ＫＹ）」などと言って、いじめる。
・特定の職員を集中的に攻撃するような話し方をする。
・相手によって、あからさまに言葉遣いや表情、態度を変える。
・会議の席上など大勢の前で、大きな声で非難する。
・なにかにつけて人事評価への影響を口にする。

２　勤務時間・過重労働

・特定の者にだけ過重な仕事を与える。
・意図的に仕事や校務分掌を与えない。
・不要不急の業務を時間外勤務や、休日勤務を強要して行わせる。
・不要不急の用件にも関わらず、休日・夜間に電話をかける。
・上司より先に帰ろうとする部下に「俺より先に帰るのか」と繰り返し言う。
・年次休暇を取得しようとする教職員に、「何日休暇を取ったと思っているのか」と言う。

３　勤務時間外

・飲み会への参加を強要する。
・飲み会で飲酒を強要する。
・飲み会の送迎を強要する。
・ゴルフなど上司の趣味を部下に強要する。
・上司の引越しの手伝いなど、職務に関係のない役務への従事を強要する。

４　職務外

・「親の顔が見てみたい」と仕事に関係のない家族のことを言う。
・出身校や職歴などをバカにする。

資料４

○体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について

２４文科初第１２６９号
平成２５年３月１３日

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」より抜粋

1　体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第 11 条において禁止されており、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は 指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

2　懲戒と体罰の区別について

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

3　正当防衛及び正当行為について

(1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。

(2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

4　体罰の防止と組織的な指導体制について

(1) 体罰の防止

1.　教育委員会は、体罰の防止に向け、研修の実施や教員等向けの指導資料の作成など、教員等が体罰に関する正しい認識を持つよう取り組むことが必要である。

2.　学校は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直すことが必要である。

3.　校長は、教員が体罰を行うことのないよう、校内研修の実施等により体罰に関する正しい認識を徹底させ、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認するなど、校内における体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要である。また、教員が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できるようにするなど、日常的に体罰を防止できる体制を整備することが必要である。

4.　教員は、決して体罰を行わないよう、平素から、いかなる行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解しておく必要がある。また、機会あるごとに自身の体罰に関する認識を再確認し、児童生徒への指導の在り方を見直すとともに、自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談することが必要である。

(2) 体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底

1.　教育委員会は、校長に対し、体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告するよう求めるとともに、日頃から、主体的な体罰の実態把握に努め、体罰と疑われる事案があった場合には、関係した教員等からの聞き取りのみならず、児童生徒や保護者からの聞き取りや、必要に応じて第三者の協力を得るなど、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。あわせて、体罰を行ったと判断された教員等については、体罰が学校教育法に違反するものであることから、厳正な対応を行うことが必要である。

2.　校長は、教員に対し、万が一体罰を行った場合や、他の教員の体罰を目撃した場合には、直ちに管理職へ報告するよう求めるなど、校内における体罰の実態把握のために必要な体制を整備することが必要である。

　また、教員や児童生徒、保護者等から体罰や体罰が疑われる事案の報告・相談があった場合は、関係した教員等からの聞き取りや、児童生徒や保護者からの聞き取り等により、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。

　加えて、体罰を把握した場合、校長は直ちに体罰を行った教員等を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告することが必要である。

3.　教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図ることが必要である。

5　部活動指導について

(1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみに固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。

(2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。

指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。

(3) 部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。

(別紙)

学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知 2 (1) の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※　学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

・　放課後等に教室に残留させる。
・　授業中、教室内に起立させる。
・　学習課題や清掃活動を課す。
・　学校当番を多く割り当てる。
・　立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
・　練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

○　児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

・　児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○　他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

・　休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
・　全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
・　他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
・　試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。